

大学機関別認証評価

自己評価書

平成27年6月

滋賀大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	9
	基準3 教員及び教育支援者	19
	基準4 学生の受入	30
	基準5 教育内容及び方法	41
	基準6 学習成果	90
	基準7 施設・設備及び学生支援	103
	基準8 教育の内部質保証システム	120
	基準9 財務基盤及び管理運営	127
	基準10 教育情報等の公表	139

I 対象大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 滋賀大学
- (2) 所在地 滋賀県彦根市馬場1-1-1
- (3) 学部等の構成
 学 部：教育学部、経済学部
 研究科：教育学研究科、経済学研究科
 専攻科：特別支援教育専攻科
 附置研究所：該当なし
 関連施設：環境総合研究センター、国際センター、
 社会連携研究センター、情報処理セ
 ンター、保健管理センター、附属図
 書館
- (4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）
 学生数：学部 3,609人、大学院 246人
 特別支援教育専攻科 11人
 専任教員数：208人
 助手数：4人

2 特徴

本学は、明治8年に設立された小学校教員伝習所以来の140余年の歴史をもつ教育学部と、大正11年に彦根高等商業学校以来の90余年の歴史をもつ経済学部で構成されている。本学では、現代社会において、サステナビリティの確立が最も重要な課題であることから、環境とリスクを教育・研究上の重点領域とし、専門性の高い職業人の養成と創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献することを目的としている。

本学の主な特徴は、次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

○ 主体的な学びの推進

科学技術振興機構の支援で実施してきた「コア・サイエンス・ティーチャー養成事業」を本学独自に継続して実施し、地域教員及び学生を対象として、地域の理科教育の中核となる教員を養成している。文部科学省の特別経費により、「学生の主体的な学びあいを基礎とした教育システムの刷新事業」を行い、学生の学習意欲を引き出す双方向的対話式の授業形態を創出するための取り組みを始めている。また、本学独自の学生自主企画プロ

ジェクト事業の実施により学生の自主的な活動の支援を行っている。

○ グローバル化への取組

グローバル人材の育成を目的として、日本への留学生及び海外への留学希望学部生を対象とするプロジェクト科目を開設するとともに、「グローバル人材育成コース」を導入している。また、国外の大学との交流先の拡大と多様化に向けて活動を進め、派遣留学生の増加に努めている。

○ 多様な修学制度の導入

大学院教育をさらに強化するため、また多様な学習形態を実現するため、5年間で学士と修士の学位を取得できる学部・大学院一貫教育体制を導入し、グローバル化への取組と併せて新しい修学制度を整備している。

(2) 研究に関する特徴

本学では、「環境」、「リスク」を重点領域として、国内外の研究機関と共同研究を行っている。「環境」については、環境総合研究センターを中心として、琵琶湖の環境保全を担う人材の効果的な育成を目的として、文部科学省特別経費による「統合的湖沼流域管理においてハートウエア（心・水文化・記憶）が果たす機能の研究」を進めている。「リスク」については、経済学部附属リスク研究センターを拠点に、東アジア圏の保険・リスクに関する国際共同研究を進めている。いずれの研究も、これまでの豊富な東アジア諸国・地域との交流を基礎に国際的視野を重視している。

(3) 社会連携・地域貢献等に関する特徴

○ 地域活性化のための人材育成

社会連携研究センターを中心として「地域活性化プランナー学び直し塾」、「公共経営イブニングスクール」を開催し、地域活性化に資する人材育成事業を行っている。また、まちづくり活動のあり方について討議する「生涯学習まちづくりワークショップ」を文部科学省共催で開催するなど地域活性化に努めている。

○ 高大連携

滋賀県教育委員会の後援の下、県内の高校生を対象に教職への理解の向上のため、「教職探究レクチャー」、「教職探究サテライト・レクチャー」を実施しており、教職に対する意欲を高める機会として成果を上げている。

II 目的

本学は、「教育基本法 の精神と本学 の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与する」ことを目的にしている。

大学の理念・目標

「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓くー湖国から世界へー」

前文

滋賀大学は、近江の歴史と文化を背景とした滋賀師範学校と彦根高等商業学校を母体とし、昭和24年、新制大学として発足した。その後、新制大学としての使命を果たすべく、大学院や各種センターの設置を含む教育研究組織の整備拡充と教育研究の発展に努め、各界に多数の有為の人材を送り出してきた。平成12年には、「知の21世紀をきり拓く：滋賀大学の理念」を策定し、3C（創造 Creation、協同 Cooperation、貢献 Contribution）を合言葉に、競争的環境の中での滋賀大学の個性化と不断の教育研究改善の決意を表明した。

平成16年4月、滋賀大学は、国立大学法人としての一步を踏み出した。しかし、いま周囲に目を転ずれば、グローバル化の進展や知識基盤社会の到来、地球環境の急速な悪化、価値観の多様化、少子化問題など、国立大学法人を取り巻く状況は急変している。こうした認識に立ち、滋賀大学は、時代に先駆けて主体的に自己変革を遂げるため、新たに基本理念を明らかにする。併せて目標と行動指針を定める。

基本理念

滋賀大学は、豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献する。

さらに、3Cスピリットをふまえ、知の21世紀をきり拓くため、

- (1) 先進的な教育研究
- (2) 国際的連携の推進
- (3) 市民的公共心

を掲げ、「琵琶湖世界 BIWAKO Cosmos」から世界へのつながりを拓く。

目標

教育：知の継承

滋賀大学は、学生の主体性を尊重しつつ、幅広い教養と高度な専門知識を育む教育を追求する。とりわけ、滋賀の歴史と文化の継承と発展、及び琵琶湖を起点とする自然環境の保全を実現する特色ある教育を追求する。また、グローバルな視野を育て、国際理解を深める教育の充実に努める。

研究：知の開拓

滋賀大学は、学術文化の向上に資する先進的、創造的、学際的な研究に取り組み、理論的研究と実践的研究の融合を図り、卓越した水準の研究を推進するとともに、新たな学術分野を開拓し、その成果を世界に発信する。

社会貢献：知の還元

滋賀大学は、教育と研究の成果及び大学が有する知的資源を還元することにより、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与する。

以上の目標を達成するため、運営の自律性と経営の透明性を確保し、大学としての説明責任を果たすことにより社会の信頼に応える。

行動指針

滋賀大学の教職員と学生は、地域社会及び国際社会の一員であることを自覚し、心と力をあわせ、以下の指針にかなう行動を通じて、基本理念の実現と目標の達成に努力します。

1. 人権 人権侵害のない大学の実現を目指します。
2. 教育 学生起点の発想に立った大学教育を行います。
3. 研究 研究の自由を尊重し、質の高い研究に取り組みます。
4. 連携 社会との連携・共存を図り、地域に貢献します。
5. 環境 環境マインドを醸成し、自然との共生と資源保護の活動に努めます。
6. 協働 協働を合言葉に、大学の諸活動に積極的に参加します。
7. 公開 経営の透明性を確保し、正確な情報を積極的に公開します。
8. 順守 大学の構成員としての自覚を深め、法令及び学内規程等を順守します。

「国立大学法人滋賀大学 中期目標」(抜粋)

教育に関する目標

【学士課程】

- 1 本学の教育理念に沿って、職業人としての専門性と社会人としての基礎能力、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼ね備えた人材を育成する。
- 2 グローバルスタンダードを考慮し、学士号の実質化を推進する。
- 3 教育方法を工夫し、学生が自主的・自律的に物事を考え、行動できる能力や実践力を育成する。
- 4 本学の教育理念に沿って学士力育成の基礎となる能力を有する多様な人材を受け入れる。

【大学院課程】

- 1 修士号・博士号の質を保証するための教育の実質化を推進し、専門分野における高度な知識と研究能力、実践力を有する人材を育成する。
- 2 高度専門職業人として、専門分野の研究への意欲を持ち社会に貢献しうる人材を受け入れる。

学生支援に関する目標

- 1 充実した学生生活を支えるために、総合的な学生支援体制を強化する。
- 2 学生のニーズに応じたキャリア教育を基に、就職支援活動を充実する。
- 3 充実した学生生活を送り、社会人としての基盤を身に付けるために、課外活動の支援を推進する。

社会との連携や社会貢献に関する目標

- 1 地域社会の知的・文化的拠点として、学内の知的資源を有効に活用し、人材養成に貢献する。
- 2 大学や自治体等と連携して、地域振興のニーズに応え諸課題の解決に貢献する。
- 3 地域社会への学生参加を積極的に推進し、学生の社会性の向上を図る。

国際化に関する目標

- 1 本学のこれまでの国際交流や今後の教育研究のあり方を踏まえた国際的連携を進める。
- 2 留学生30万人計画に対応し、留学生を受け入れるための学習環境を整備する。

組織運営の改善に関する目標

- 1 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し
大学の戦略的構想を明確にし、それを実現する機動的な教育研究組織の編成に向けて見直しを行う。
- 2 人事制度の改善
教職員の評価システムを拡充し、適正な処遇のシステムを整備する。
事務職員の採用・学内昇任人事に関する制度を改善する。
- 3 戦略的な学内資源配分
全学的な経営戦略を踏まえ、財政、人事、組織などの学内資源を適正に配分する。
- 4 組織運営の改善
戦略的業務運営を図るための組織等を充実し、適正な業務運営が行われるようなシステムを構築する。
職員の職能開発を推進し、大学経営を担う人材を育成するシステムを構築する。
内部監査を強化し、監査の成果が大学の経営改善に有効に反映されるような組織運営を行う。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

- 1 大学運営に対して、大学を支える関係者や地域社会など、多方面から受ける外部アドバイスを活用する。
- 2 社会的説明責任を果たすため教育研究活動、大学運営などの情報を積極的に発信する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学では、滋賀大学学則第 1 条で「教育基本法 の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。」と定めており、各学部においても、大学の目的に則し、各学部規程においてそれぞれの教育目的を定めている。(資料 1-1-①-A~C、別添資料 1-1-①-1~3)

また、本学が目指す大学像を内外に明らかにし、自らを律するとともに、社会に対する大学の存在意義、社会的責任を明示するため、「滋賀大学憲章 知の 21 世紀をきり拓く—湖国から世界へ—」と題して、大学の基本理念、目標及び行動指針を策定し、教育研究評議会の議を経て、役員会にて決定している。(資料 1-1-①-D)

なお、滋賀大学憲章で示された基本理念、目標、行動方針を踏まえ、平成 22 年度からの第 2 期中期目標・中期計画において、「大学の基本的な目標」として示している。(資料 1-1-①-E)

第 2 期中期目標を実現し、さらに将来的な発展を目指すために、平成 23 年度の将来構想に関する学長諮問を受けて、平成 24 年度に「滋賀大学将来構想大綱骨子」を、平成 25 年度に「滋賀大学将来構想大綱・中間とりまとめ」をまとめ、またその間のミッションの再定義を踏まえ、平成 26 年度には「滋賀大学将来構想大綱」を学長に答申し、決定している。この大綱の中で、滋賀大学の機能強化を図り、地域における知の拠点としての機能を高めるために、①両学部・研究科の強みと特色を発揮する改革、②教養教育を柱とした全学的な教育内容と体制の整備、③新学部の設置、④地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組織の設置、⑤県内国公立大学等との連携の強化の 5 つの主要課題を明らかにして、その実現へ向けて取り組んでいる。(別添資料 1-1-①-4)

資料 1-1-①-A 滋賀大学学則 (抜粋)

(目的)

第 1 条 国立大学法人滋賀大学が設置する滋賀大学は、教育基本法 の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-B 滋賀大学教育学部規程 (抜粋)

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学部は、教育の今日的かつ普遍的な課題に対応しうる能力を持つ人材の育成を目的とする。

(課程)

第 3 条 本学部は次の課程を置く。

学校教育教員養成課程

2 学校教育教員養成課程は、教育の諸問題に関する見識と教科に対する専門的理解、及び子どもへの愛情と教育的情熱を持つ教員の養成を目的とする。

資料 1-1-①-C 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

(教育研究上の目的)

第3条の2 本学部経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科、情報管理学科及び社会システム学科は、「国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人の養成」を目的とし、「意識・知識・見識」の涵養と問題探究能力を持つ人材の教育に取り組む。

資料 1-1-①-D 「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓くー湖国から世界へー」(抜粋)

基本理念

滋賀大学は、豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献する。

さらに、3Cスピリットをふまえ、知の21世紀をきり拓くため、

- (1) 先進的な教育研究
- (2) 国際的連携の推進
- (3) 市民的公共心

を掲げ、「琵琶湖世界 BIWAKO Cosmos」から世界へのつながりを拓く。

目標

教育：知の継承

滋賀大学は、学生の主体性を尊重しつつ、幅広い教養と高度な専門知識を育む教育を追求する。とりわけ、滋賀の歴史と文化の継承と発展、及び琵琶湖を起点とする自然環境の保全を実現する特色ある教育を追求する。また、グローバルな視野を育て、国際理解を深める教育の充実に努める。

研究：知の開拓

滋賀大学は、学術文化の向上に資する先進的、創造的、学際的な研究に取り組み、理論的研究と実践的研究の融合を図り、卓越した水準の研究を推進するとともに、新たな学術分野を開拓し、その成果を世界に発信する。

社会貢献：知の還元

滋賀大学は、教育と研究の成果及び大学が有する知的資源を還元することにより、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与する。

以上の目標を達成するため、運営の自律性と経営の透明性を確保し、大学としての説明責任を果たすことにより社会の信頼に応える。

行動指針

滋賀大学の教職員と学生は、地域社会及び国際社会の一員であることを自覚し、心と力をあわせ、以下の指針にかなう行動を通じて、基本理念の実現と目標の達成に努力します。

1. 人権 人権侵害のない大学の実現を目指します。
2. 教育 学生起点の発想に立った大学教育を行います。

3. 研究 研究の自由を尊重し、質の高い研究に取り組みます。
4. 連携 社会との連携・共存を図り、地域に貢献します。
5. 環境 環境マインドを醸成し、自然との共生と資源保護の活動に努めます。
6. 協働 協働を合言葉に、大学の諸活動に積極的に参加します。
7. 公開 経営の透明性を確保し、正確な情報を積極的に公開します。
8. 順守 大学の構成員としての自覚を深め、法令及び学内規程等を順守します。

<http://www.shiga-u.ac.jp/information/history-idea/charter/>

資料 1-1-①-E 滋賀大学中期目標（抜粋）

（前文）大学の基本的な目標

滋賀大学は、地域に根ざした視点とグローバルな視野とを合わせもつ知の拠点として、学士課程・大学院を通じて、幅広い職業人の養成に力を入れるとともに、現代的な課題に対応できる高度な専門職業人を養成することを基本的な任務とする。さらに国立大学としての社会的使命を果たすために、学術機能の一層の充実を図り、その成果をもって地域社会に貢献し、大学固有の特色を発揮するオンリーワンの創成をめざす。

教育・研究上の重点領域としては、現代社会において、サステナビリティの確立が最も重要な課題であることから、環境とリスクを取り上げる。

環境については、琵琶湖を擁する滋賀県に位置する特色を活かしながら、地球環境の課題にまで視野を広げ、これまで進めてきた環境教育や環境政策についての先進的、かつ国際的な教育研究を一層充実させる。

リスクについては、地球的規模のリスク社会の到来に伴い、リスクマネジメントの重要性に鑑み、地域から世界に及ぶさまざまなリスクに関する課題に対して総合的・学際的な教育研究を進める。

学士課程の目標として、近江の伝統文化のもつ実学の精神や実践への意欲を活かし、堅実な専門性と豊かな人間性とを合わせもち、高い倫理観と責任感とを備えた人材を養成する。

また常に社会の評価を真摯に受け止め、教育・研究内容の刷新を図るとともに、学生にとって学びがいきいきあり、教職員にとって働きがいのあるキャンパス作りと大学運営に邁進する。

http://www.shiga-u.ac.jp/pdf/information/info_public-info/mokuhyo2.pdf

別添資料 1-1-①-1 滋賀大学学則

別添資料 1-1-①-2 滋賀大学教育学部規程

別添資料 1-1-①-3 滋賀大学経済学部規程

別添資料 1-1-①-4 「滋賀大学将来構想大綱」 答申

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は学則で定められ、各学部においても、大学の目的に則して、それぞれの学部規程において教育目的が定められている。

また、本学が目指す大学像を内外に明らかにし、自らを律するとともに、社会に対する大学の存在意義、社会的責任を明示するため、「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓く一湖国から世界へ」と題して、大学の基本理念、目標及び行動指針を定めている。

さらに、将来構想に関する学長諮問を受けて、「滋賀大学将来構想大綱」を策定し、その中で、滋賀大学の機能強化を図り、地域における知の拠点としての機能を高めるために、①両学部・研究科の強みと特色を発揮する改

革、②教養教育を柱とした全学的な教育内容と体制の整備、③新学部を設置、④地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組織の設置、⑤県内国公立大学等との連携の強化の5つの主要課題を明らかにして、その実現へ向けて取り組んでいる。

大学及び学部の目的は、学則、各学部規程で明確に示しており、これらの目的は、学校教育法の大学一般に求められる目的「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に適合している。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的を、滋賀大学学則第 77 条にて「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めた上で、第 79 条にて修士課程及び博士前期課程の目的として「修士課程及び博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定め、第 80 条にて博士後期課程の目的として「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と課程ごとに定めている。（資料 1-1-②-A）

また、各研究科、各専攻の目的についても、各研究科規程において定めている。（資料 1-1-②-B～C、別添資料 1-1-②-1～2）

資料 1-1-②-A 滋賀大学学則（抜粋）

（目的）

第 77 条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士前期課程の目的）

第 79 条 修士課程及び博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

（博士後期課程の目的）

第 80 条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

資料 1-1-②-B 滋賀大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

（教育研究上の目的）

第2条の2 研究科は、時代の進展に対応できる教員としての専門的学識及び実践的能力を育成すること、並びに現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

(各専攻の教育研究上の目的)

第2条の3 学校教育専攻においては、学校教育及び環境教育・情報教育に関する諸問題を科学的に解明する研究能力と問題解決のための実践力を養うことを目的とする。

2 障害児教育専攻においては、障害児教育に関する諸問題を総合的に解決するための資質と能力を養うとともに、教育実践の分析・理論的再構成を行う能力を養うことを目的とする。

3 教科教育専攻においては、各教科に関する諸問題を解明するために必要な教育実践・研究能力の向上を図ることを目的とする。

資料 1-1-②-C 滋賀大学大学院経済学研究科規程 (抜粋)

(経済学研究科の教育研究上の目的)

第2条の2 博士前期課程経済学専攻、経営学専攻及びグローバル・ファイナンス専攻は、経済、経営及びファイナンスに関する高度な専門知識を身につけた視野の広い経済人と研究者の養成を目的とする。

2 博士後期課程経済経営リスク専攻は、経済学及び経営学に基礎を置きつつ、リスクに関する高度かつ体系的、総合的な研究能力を備えたリスクリサーチャーの養成を目的とする。

別添資料 1-1-②-1 滋賀大学大学院教育学研究科規程

別添資料 1-1-②-2 滋賀大学大学院経済学研究科規程

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、学則及び各研究科規程で明確に示しており、これらの目的は、学校教育法の大学院一般に求められる目的「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」に適合している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学が目指す大学像を内外に明らかにし、社会に対する大学の存在意義、社会的責任を明示するために、「滋賀大学憲章 知の 21 世紀をきり拓くー湖国から世界へー」と題して、大学の基本理念、目標及び行動指針を定めている。
- 第2期中期目標を実現し、さらに将来的な発展を目指すために、将来構想に関する学長諮問を受けて、「滋賀大学将来構想大綱」を策定した。その中で、滋賀大学の機能強化を図り、地域における知の拠点としての機能を高めるために、①両学部・研究科の強みと特色を発揮する改革、②教養教育を柱とした全学的な教育内容と体制の整備、③新学部の設置、④地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組織の設置、⑤県内国公立大学等との連携の強化の5つの主要課題を明らかにして、その実現へ向けて取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学士課程における教育研究の目的（前掲資料 1-1-①-A～C）を達成するため、教育学部、経済学部の2学部を置いている。（資料2-1-①-A～C）

教育学部は、課程制をとっており、学校教育教員養成課程の1課程の下に初等教育コース、中等教育コース、障害児教育コースの3コース20専攻により構成されている。各コースは、幼稚園・小学校の教員、中学・高校の教員、特別支援学校の教員に求められている課題に対応する能力や指導力を身につけることを目的としている。（資料2-1-①-B）

なお、教育学部では、初等教育の現代的課題に対応し、かつ地域の要請に応えるために、平成27年度に学部改組を行い、初等教育コースに環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻の3専攻を新設するとともに、教員需要の増大に対応するため、環境教育課程の学生募集を停止し、学校教育教員養成課程の学生定員を240人に増加させ、学校教育教員養成課程の充実を図っている。（別添資料2-1-①-1）

経済学部は、学科制をとっており、経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科、情報管理学科、社会システム学科の6学科により構成されている。それぞれの学科は専門性・体系性を持ちつつ互いに補完し合うことで、経済学部の目的である、国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人の養成を行っている。

また、経済学部の各学科には、主として昼間に授業を行う昼間主コースと、主として夜間に授業を行う夜間主コースを設置している。（資料2-1-①-C）

資料2-1-①-A 滋賀大学学則（抜粋）

<p>(学部)</p> <p>第4条 本学に次の学部を置く。</p> <p> 教育学部</p> <p> 経済学部</p>
--

資料2-1-①-B 滋賀大学教育学部規程（抜粋）

<p>(課程)</p> <p>第3条 本学部に次の課程を置く。</p> <p> 学校教育教員養成課程</p> <p>3 学校教育教員養成課程に次のコース、専攻及び専修を置く。</p>		
コース	専攻	専修
初等教育コース	教育文化専攻、学校心理専攻、学校臨床専攻、幼児教育専攻、国際理解教育専攻、環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻	

	初等教科専攻	国語専修、社会専修、算数専修、音楽専修、 図画工作専修、体育専修、情報・技術専修、 家庭専修
中等教育コース	国語専攻、社会専攻、数学専攻、理科専攻、音楽専攻、 美術専攻、保健体育専攻、情報・技術専攻、家庭専攻、 英語専攻	
障害児教育コース	障害児教育専攻	

資料 2-1-①-C 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

<p>(学科及び昼間主・夜間主コース)</p> <p>第3条 本学部に次の学科を置く。</p> <p>経済学科</p> <p>ファイナンス学科</p> <p>企業経営学科</p> <p>会計情報学科</p> <p>情報管理学科</p> <p>社会システム学科</p> <p>2 前項に規定する各学科に、主として昼間において授業を行うコース (以下「昼間主コース」という。) 及び主として夜間において授業を行うコース (以下「夜間主コース」という。) を置く。</p>

別添資料 2-1-①-1 滋賀大学 教育学部が新しくなる

<p>前掲資料 1-1-①-A 滋賀大学学則 (抜粋)</p> <p>前掲資料 1-1-①-B 滋賀大学教育学部規程 (抜粋)</p> <p>前掲資料 1-1-①-C 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)</p>

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育学部 1 課程 3 コース、経済学部 6 学科で構成されている。教育学部は、教育の今日的かつ普遍的な課題に対応しうる能力を持つ人材の育成を目的とする学部として、経済学部は、国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人を養成することを目的とした学部として適切な構成になっている。なお、教育学部では、初等教育の現代的課題に対応し、かつ地域の要請に応えるために、平成 27 年度に学部改組を行い、学校教育教員養成課程の充実を図っている。これらのことから、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到る状況】

本学の教養教育は、学生が豊かな人間性を涵養し、幅広い知識を背景に広い視野から物事を考えることのできる能力を培うことを目的に、大学入門科目、全学共通教養科目、外国語科目、体育科目を開講している。(別添資料2-1-②-1)

教養教育に係る体制は、全学的には理事(教育・学術担当)、それぞれの学部においては教務担当の副学部長を責任者とし、全学の組織である全学教育部会、全学共通教育部会と、各学部の学務委員会等が連携して運営している。(資料2-1-②-A) なお、教育に関する重要事項については、教育研究評議会にも諮り、全学の立場からも検討を行っている。

このうち全学教育部会は、理事(教育・学術担当)の下に、各学部の副学部長(教務担当)、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成され、全学的な教育改革及びFDの企画・立案及び調整など全学的な教育課題への取組の推進等を任務としている。(別添資料2-1-②-2)

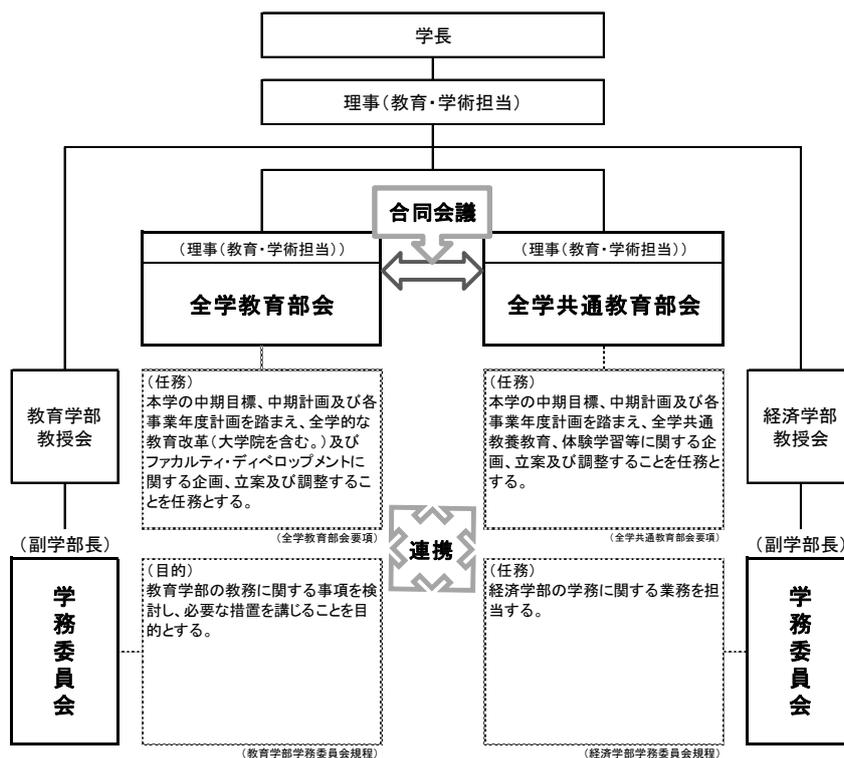
また、全学共通教育部会は、理事(教育・学術担当)の下に、各学部の副学部長(教務担当)、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成され、全学共通教養科目の実施運営のために、年間の開講科目の企画・調整、非常勤講師や技術補佐員の人件費の確保、遠隔講義や他キャンパスへの提供科目の企画・調整を行っている。(別添資料2-1-②-3)

各学部の学務委員会では、全学共通教養科目以外で学部ごとに開講している教養教育科目(大学入門科目、外国語科目、体育科目)を企画・調整している。(別添資料2-1-②-4~8)

全学教育部会と全学共通教育部会は年7回程度、各学部の学務委員会は月2回程度開催され、教務関連事項について実質的な審議を行っている。(別添資料2-1-②-9~11)

教養教育の実施については、大学入門科目、外国語科目、体育科目は、各学部においてそれぞれ実施している。全学共通教養科目は、全学体制の下それぞれのキャンパスで開講しており、各キャンパスで每学期3科目を、遠隔教育システムの利用、もしくは担当教員が移動して他キャンパスでも開講している。

資料2-1-②-A 教養教育に係る組織図



別添資料 2-1-②-1	滋賀大学の教養教育に関する科目の実施要領
別添資料 2-1-②-2	全学教育部会要項
別添資料 2-1-②-3	全学共通教育部会要項
別添資料 2-1-②-4	教育学部・教育学研究科における教務に関する組織
別添資料 2-1-②-5	滋賀大学教育学部学務委員会規程
別添資料 2-1-②-6	教育学部学務委員会規程におけるグループ分け一覧
別添資料 2-1-②-7	経済学部・経済学研究科における教務に関する組織
別添資料 2-1-②-8	滋賀大学経済学部学務委員会規程
別添資料 2-1-②-9	平成 26 年度全学教育部会及び全学共通教育部会合同会議議題一覧
別添資料 2-1-②-10	平成 26 年度教育学部学務委員会議題一覧
別添資料 2-1-②-11	平成 26 年度経済学部学務委員会議題一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育に係る体制は、全学的には理事（教育・学術担当）、それぞれの学部においては教務担当の副学部長を責任者とし、全学の組織である全学教育部会、全学共通教育部会と、各学部の学務委員会等が連携して運営している。以上のことから、全学を単位とする教養教育の体制及び学部ごとの教育体制は適切に整備され、機能している。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院課程における高度な教育研究の目的（前掲資料 1-1-②-B～C）を達成するため、教育学研究科修士課程、経済学研究科博士前期・後期課程を設置している。（資料 2-1-③-A）

教育学研究科は、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の修士課程 3 専攻により構成されている。学校教育専攻には学校教育専修、環境教育専修、情報教育専修の 3 専修を、障害児教育専攻には障害児教育専修を、教科教育専攻には国語教育専修、社会科教育専修など教科ごとの 10 専修をそれぞれ配置している。（資料 2-1-③-B）

経済学研究科は、博士前期課程として経済学専攻、経営学専攻、グローバル・ファイナンス専攻の 3 専攻を、また、博士後期課程として国立の社会科学系大学院で「リスク」を研究対象とした最初の大学院となる経済経営リスク専攻を設置している。さらに、連携大学院として、野村総合研究所と連携して教育研究指導分野（経営環境分析）を博士前期課程経営学専攻内に設置し、継続的に経営環境に関する実践的教育の充実を図っている。

資料 2-1-③-A 滋賀大学学則（抜粋）

（大学院）
第 5 条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

教育学研究科

経済学研究科

(専攻)

第 81 条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	学校教育専攻 障害児教育専攻 教科教育専攻	修士課程
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻 グローバル・ファイナンス専攻	博士前期課程
	経済経営リスク専攻	博士後期課程

資料 2-1-③-B 滋賀大学教育学研究科規程 (抜粋)

(専攻及び専修)

第 2 条 研究科に置く専攻及び専修は、次の表のとおりとする。

専攻名	専修名
学校教育専攻	学校教育専修、環境教育専修、情報教育専修
障害児教育専攻	障害児教育専修
教科教育専攻	国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

前掲資料 1-1-②-B 滋賀大学大学院教育学研究科規程 (抜粋)

前掲資料 1-1-②-C 滋賀大学大学院経済学研究科規程 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、教育学研究科に修士課程 3 専攻、経済学研究科に博士前期課程 3 専攻と博士後期課程 1 専攻で構成されている。これらの構成は、学則で規定する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与するという目的を達成する上で適切なものになっている。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学は、特別支援教育専攻科を設置している。本専攻科は特別支援教育（障害児教育）に携わる教育者の資質向上を図るため、主として現職教員を対象とし、特別支援教育（障害児教育）に関する高度の専門事項を教授し、その研究を指導して、この分野において優れた教育者を養成することを目的としている。（資料 2-1-④-A）

本専攻科では障害児教育専攻を置き、知的障害児教育の研究を始め、LD・ADHD・高機能自閉症などの軽度発達障害に関する教育研究を行い、1年間で特別支援学校教諭一種免許（知的障害児、肢体不自由者、病弱者）または特別支援学校教諭専修免許（知的障害児、肢体不自由者、病弱者）を取得することができる。

資料 2-1-④-A 滋賀大学学則（抜粋）

(専攻科)		
第 6 条 本学に特別支援教育専攻科を置く。		
(収容定員)		
第 121 条 特別支援教育専攻科の収容定員は、次の表のとおりとする。		
専攻科の名称	専攻	収容定員
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30

【分析結果とその根拠理由】

特別支援教育専攻科には、主として現職教員を対象に、特別支援教育（障害児教育）において優れた教育者を養成することを目的とした障害児教育専攻を設置している。本専攻科において、特別支援学校教諭一種免許または特別支援学校教諭専修免許を取得でき、短期間で高度な専門性を獲得できる構成は、専攻科における教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の教育研究に必要な附属施設・センター等として、附属図書館、学内共同施設（情報処理センター、社会連携研究センター、環境総合研究センター、国際センター）及び学部附属施設として、教育学部に附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校の 4 校園及び附属教育実践総合センターを、経済学部附属史料館、経済経営研究所、情報処理教育センター、附属リスク研究センターを設置している。

本学の附属施設・センター・学部附属施設等で、主に教育活動を担う附属施設、センター等としては、以下のとおりである。

教育学部附属学校園は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法に基づき保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき学生の教育実習の実施に協力することを目的としている。特に、教育学部と附属学校教員による共同研究の推進、自治体との協力事業、教育実習の責任ある遂行等を重点的強化事項として実施している。（別添資料 2-1-⑤-1）

教育学部附属教育実践総合センターは、小・中・高等学校教育、教育実習や教師教育に関する実践的研究のほか、不登校、発達障害及び特別支援教育に関する実践的研究と指導を行っている。また、情報教育や地域教育支援機能の強化についての実践的研究を通して、教育の現代的諸課題に関する調査研究や教員養成・現職教員の研

修に資する取組を行っている。(別添資料 2-1-⑤-2)

情報処理センターは、学術研究、情報通信技術（ICT）教育及び学生の自主学習の便に供することを目的とし、本学のキャンパス情報ネットワークシステムやコンピュータシステムの運用・管理及び研究開発を行うとともに、利用者に対する技術指導、情報提供等を行っている。(別添資料 2-1-⑤-3)

社会連携研究センターは、本学の知的資源の組織化と活用を図ることにより、社会に開かれた大学として積極的に情報を発信し、地域社会からの信頼の醸成、教育研究活動の発展・充実に資することを目的とし、人材育成、事業創出、コンサルティング、研究活動等、社会連携の推進に関する業務を行っている。(別添資料 2-1-⑤-4)

環境総合研究センターは、持続可能な社会の実現に資することを目的とし、環境に関する学際的・総合的な研究、情報収集・提供、国内外諸機関との協力などを行うとともに本学の環境教育を担っている。(別添資料 2-1-⑤-5)

国際センターは、国際交流に関わる業務を行うとともに、国際協力や異文化理解に関する教育研究活動の推進並びに外国の大学等との学生交流の推進、外国人留学生及び外国の大学に留学する学生の修学及び生活指導に関する業務を行っている。(別添資料 2-1-⑤-6)

別添資料 2-1-⑤-1	滋賀大学教育学部附属学校規程
別添資料 2-1-⑤-2	滋賀大学教育学部附属教育実践総合センター規程
別添資料 2-1-⑤-3	滋賀大学情報処理センター規程
別添資料 2-1-⑤-4	滋賀大学社会連携研究センター規程
別添資料 2-1-⑤-5	滋賀大学環境総合研究センター規程
別添資料 2-1-⑤-6	滋賀大学国際センター規程

【分析結果とその根拠理由】

本学が設置している附属施設及びセンター等は、それぞれの設立趣旨に則り、大学の目的である教育、研究、国際化等において、学部・大学院を補完する重要な活動を活発に行っている。

以上のことから、本学の附属施設及びセンター等の構成は、本学の教育、研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点到に係る状況】

本学は、教育研究に関する重要事項を審議するため、滋賀大学学則第 23 条に基づき教育研究評議会を設置し、学長を議長とし、学長が指名する理事 2 人（総務・企画担当、教育・学術担当）、副学長、附属図書館長、学部長及び各学部教授 3 人で構成し、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言等に関する事項など、教育研究に関する重要事項について審議を行っている。平成 26 年度には合計 11 回開催している。(資料 2-2-①-A、別添資料 2-2-①-1～2)

学士課程における全学の教育課程・教育方法を検討する組織としては、全学教育部会及び全学共通教育部会があり、年 7 回程度開催され、教務関連事項について実質的な審議を行っている。

学部の運営等に係る審議機関として、滋賀大学学則第 25 条に基づき各学部に教授会を設置している。各学部の教授会は、同条において、学生の入学及び卒業、学位の授与、教育に関する重要な事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと定めており、その他教授会に関し必要な事項は、学部ごとに別に定めている。各学部規程において、学部長を議長とし、教授、准教授、講師、助教で構成することとしており、通常は毎月 1～2 回、その他必要に応じ随時開催している。(別添資料 2-2-①-3～7)

また、学部長の下には、学務・入試・学生・教育実習委員会等を設けて、各事項に対応している。学部における教育課程の実施・運営機関としては、学務委員会を通常は月に 2 回程度、加えて必要に応じ随時開催している。また、カリキュラム編成や教育課程における大きな変更等に係る検討については、教育学部では教務カリキュラム運営委員会、経済学部ではカリキュラム編成部会を、通常 2～3 ヶ月に 1 回、さらに検討を必要とする場合には臨時に開催している。教育課程や教育方法を検討するために、教育学部の教育改革推進委員会や経済学部の体制整備委員会が、教育課程や教育方法の改善を検討している。(前掲別添資料 2-1-②-4、7)

また、各大学院研究科には、滋賀大学学則第 26 条に基づき研究科委員会を設置している。各大学院研究科委員会についても、教授会と同様に学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと定めており、その他研究科委員会に関し必要な事項は、研究科ごとに別に定めている。各研究科委員会は、研究科を担当する専任の教員が構成員となり、学部教授会の開催に併せて、あるいは必要に応じ随時開催されている。(別添資料 2-2-①-8～11)

大学院においては、教育学研究科では研究科運営委員会、経済学研究科では大学院制度検討委員会と大学院学務委員会が教育課程や教育方法等の検討と改善を行っている。(前掲別添資料 2-1-②-4、7)

資料 2-2-①-A 滋賀大学学則 (抜粋)

(教育研究評議会)

第 23 条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 25 条 第 4 条に掲げる学部に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

(4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他教授会に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(研究科委員会)

第 26 条 第 5 条に掲げる研究科に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- (4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 4 その他研究科委員会に関し必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

- 別添資料 2-2-①-1 滋賀大学教育研究評議会規程
- 別添資料 2-2-①-2 平成 26 年度教育研究評議会議題一覧
- 別添資料 2-2-①-3 滋賀大学学則第 25 条及び 26 条に規定する事項並びに手続きについて
- 別添資料 2-2-①-4 滋賀大学教育学部教授会規程
- 別添資料 2-2-①-5 平成 26 年度教育学部教授会議題一覧
- 別添資料 2-2-①-6 滋賀大学経済学部教授会規程
- 別添資料 2-2-①-7 平成 26 年度経済学部教授会議題一覧
- 別添資料 2-2-①-8 滋賀大学大学院教育学研究科委員会規程
- 別添資料 2-2-①-9 平成 26 年度教育学研究科研究科委員会議題一覧
- 別添資料 2-2-①-10 滋賀大学大学院経済学研究科委員会規程
- 別添資料 2-2-①-11 平成 26 年度経済学研究科研究科委員会議題一覧

- 前掲別添資料 2-1-②-4 教育学部・教育学研究科における教務に関する組織
- 前掲別添資料 2-1-②-7 経済学部・経済学研究科における教務に関する組織

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会は、毎月 1 回定例的に開催され、教育研究に関する重要事項について審議を行い、その審議事項・内容を学部長、評議員を通して各学部教授会に報告している。各学部及び大学院研究科は、教授会、研究科委員会を、毎月 1～2 回定例的に、その他必要に応じ随時開催している。また、教育課程や教育方法等を検討する全学的な組織として全学教育部会及び全学共通教育部会があり、教務関連事項について実質的な協議を行っている。各学部においては、学務委員会を設置し、教育関連事項に関して実質的な検討を行っている。大学院においては、教育学研究科では研究科運営委員会、経済学研究科では大学院制度検討委員会と大学院学務委員会を設置し、教育課程や教育方法等の検討と改善を行っている。

以上のことから、本学の教授会等は教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、適切に機能している。また、教務に係る委員会組織を適切に整備し、必要な会議が開催され、実質的に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育学部では、初等教育の現代的課題に対応し、かつ地域の要請に応えるために、平成 27 年度に学部改組

を行い、初等教育コースに環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻の3専攻を新設するとともに、教員需要の増大に対応するため、環境教育課程の学生募集を停止し、学校教育教員養成課程の学生定員を増加させ、学校教育教員養成課程の充実を図っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学では、教育目的を達成するため、教員は学部を基礎として大学院研究科の教員を兼ねており、滋賀大学学則第7条において、教員組織として学部に修士講座を、大学院経済学研究科博士後期課程に博士講座を置く旨を定めている。(資料3-1-①-A) なお、第2期中期目標において、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制に向けて見直しを行うことを目標に掲げており、現在、その見直しについて作業部会を立ち上げ検討を行っている。(別添資料3-1-①-1)

教育研究に係る責任の所在については、教育研究の管理及び運営を総括する責任者として各学部に学部長、各研究科に研究科長を置き、また、学部長、研究科長の業務を補佐するため副学部長や副研究科長を配置し、教育研究に係る責任を明確にしている。(資料3-1-①-A、別添資料3-1-①-2～5)

教育学部においては、講座制を基本とし、講座には主任を置き、少人数教育を行う体制の下、学生に対して履修方法の助言、生活上の相談から卒業論文、修士論文の指導までを主任を中心として行っている。経済学部においては、6学科20講座からなる学科・大講座によって教員組織を編制している。各学科には学科長を配置し、学科長は学科会議を主宰している。学科会議では学科に関わる教育研究上の諸問題を審議し、学科を超える問題については教授会で審議している。(別添資料3-1-①-6)

大学院経済学研究科の博士後期課程においては、経済経営リスク専攻に3講座からなる教員組織(学部との兼任教員)を編制している。教育研究指導にあつては、3人の主副指導教員からなる集団指導体制がとられ、指導教員懇談会を適宜開催している。指導教員懇談会を超える問題については、研究科委員会において審議している。

また、経済学研究科では、野村総合研究所との協定により客員教員を招聘し、連携分野(経営環境分析)に係る実践的教育を実施している。

資料3-1-①-A 滋賀大学学則(抜粋)

(教員組織)

第7条 教員組織として、学部に修士講座を、大学院経済学研究科に博士講座を、次のとおり置く。

教育学部

学校教育教員養成課程

国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育
家政教育 英語教育 障害児教育 幼児教育 学校教育 情報教育 環境教育

経済学部

経済学科

基礎理論 応用経済論 政策経済論 比較経済論

ファイナンス学科

ファイナンス計画 ファイナンス市場 ファイナンス・システム

企業経営学科 マネジメント マネジメント・ポリシー マネジメント・サイエンス 会計情報学科 財務会計 管理会計 国際会計 情報管理学科 数理科学 経営情報 情報基礎 社会システム学科 社会システム 法システム 思考情報システム 国際文化システム 経済学研究科 リスク基礎 リスク管理 リスクと創造 (学部長及び副学部長) 第17条 第4条に掲げる学部に、学部長を置く。 2 前項の学部に、副学部長を置くことができる。 3 学部長及び副学部長に関し必要な事項は、別に定める。 (研究科長及び副研究科長) 第18条 第5条に掲げる研究科に研究科長を置く。 2 前項の研究科に、副研究科長を置くことができる。 3 研究科長及び副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。
--

別添資料 3-1-①-1 滋賀大学 中期目標 (第2期) 別添資料 3-1-①-2 滋賀大学学部長に関する規程 別添資料 3-1-①-3 滋賀大学大学院研究科長に関する規程 別添資料 3-1-①-4 滋賀大学学部副学部長に関する規程 別添資料 3-1-①-5 滋賀大学大学院研究科副研究科長に関する規程 別添資料 3-1-①-6 教育学部講座主任・経済学部学科長一覧
--

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の編制は、大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえ、滋賀大学学則第7条に基づき、基本的には教育組織と一体となった大講座制を採用している。各学部において適切な役割分担と連携体制を確保し、それぞれ学部の教育目的や状況に対応したものとなっている。また、各学部、研究科に学部長、研究科長等を配置し、責任の所在を明確にしている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教育研究組織編制がなされている。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員は、教育学部では教授54人、准教授31人、講師12人、外国人教師1人が、経済

学部では教授42人、准教授48人、講師4人、外国人教師2人が学部の講座に所属し、学生の教育にあたっている。これらのことから、本学における全体の専任教員数は、大学設置基準上必要とされる教員数を満たしている。

なお、経済学部会計情報学科では、大学設置基準で必要とされる教授数が平成27年5月1日現在で1人下回っており、現在、学内昇任等の募集手続きを行っているところである。(大学現況票のとおり。)

学士課程全体の収容定員に対する大学全体の専任教員一人当たりの学生数は15.4人である。(資料3-1-②-A) また、非常勤講師については、教育学部に57人、経済学部56人配置している。

本学が教育上主要と認める授業科目(必修科目、選択必修科目)に対する専任の教授又は准教授の配置状況は、教育学部76.3%、経済学部75.7%であり、大学全体でも76.0%となっている。(資料3-1-②-B)

資料3-1-②-A 専任教員一人当たりの学生数(平成27年5月1日現在)

学部名	収容定員(a)	専任教員数(b)	一人当たりの学生数(a)/(b)
教育学部	960	98	9.8
経済学部	2,240	96	23.3
センター等	-	14	-
合計	3,200	208	15.4

注1) 専任型特任教員(大学設置基準の専任教員の定義に合致する教員として、本学が雇用期間を定めて採用している教員)及び外国人教師を含む。

資料3-1-②-B 主要科目(必修科目、選択必修科目)に対する専任の教授、准教授の配置状況(平成26年度)

学部	主要科目数	専任の教授、准教授が担当する主要科目					
		担当科目数	割合	うち教授科目数	うち教授割合	うち准教授科目数	うち准教授割合
教育学部	657	501	76.3%	356	54.2%	145	22.1%
経済学部	645	488	75.7%	235	36.4%	253	39.2%
合計	1,302	989	76.0%	591	45.4%	398	30.6%

【分析結果とその根拠理由】

学士課程において、両学部とも全体の教員数は大学設置基準等関係法令で定める教員数を上回っており、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。また、教育上主要と認める授業科目に、専任の教授又は准教授を配置している。なお、経済学部会計情報学科では、大学設置基準で必要とされる教授数が平成27年5月1日現在で1人下回っており、現在、学内昇任等の募集手続きを行っているところである。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目に専任の教授又は准教授を配置している。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程における研究指導教員数、研究指導補助教員数と大学院設置基準で必要とされている教員数は、教育学研究科では、1学年65人の学生定員に対し研究指導教員63人、研究指導補助教員26人、計89人の教員が指導を行っている。経済学研究科では、博士前期課程においては、1学年42人の学生定員に対し研究指導教員79人が、博士後期課程においては1学年6人の学生定員に対し研究指導教員32人、研究指導補助教員32人、計64人の教員が指導を行っており、それぞれ少人数教育体制が確保されている。

なお、平成27年5月1日現在、教育学研究科教科教育専攻の一部の専修において、退職等の事由により、大学院設置基準で教科に係る専攻に必要とされる人数を下回っており、また、障害児教育専攻では研究指導補助教員が1人下回っているものの、教育研究上の支障は生じておらず、補充計画等についても順次進めている。(大学現況票のとおり。)

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程においては両研究科とも少人数教育体制を実施している。なお、教育学研究科教科教育専攻の一部の専修において、退職等の事由により、大学院設置基準で教科に係る専攻に必要とされる人数を下回っており、また、障害児教育専攻では研究指導補助教員が1人下回っているものの、教育研究上の支障は生じておらず、補充計画等についても順次進めている。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されている。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学においては、女性、実務経験者社会人、現職教員及び外国人の採用や採用における公募制の促進など、教育研究組織の活性化に取り組んでいる。

本学の教員の年齢構成は、39歳以下が21.2%、40歳から49歳までが29.8%、50歳から59歳までが33.2%、60歳以上が15.8%となっており、大きな偏りは生じていない。(資料3-1-④-A)

教員の採用は、一般公募を原則として実施しており、採用情報を大学ウェブサイトで公開しているほか、他大学、他機関、研究者人材データベースへ情報提供している。特に女性教員の採用の促進を図るため、教員の公募の際、全学において公募要領に女性研究者の積極的な応募を期待する旨を明記しており、専任教員における女性教員比率は直近5年間で20%を超える水準を維持している。(資料3-1-④-B~C、別添資料3-1-④-1)

また、「滋賀大学教育研究支援基金」による支援事業に、性別に関係なく研究者が研究活動を中断することなく出産・育児又は介護に携われるよう男女共同参画推進研究助成を設けている。(資料3-1-④-D、別添資料3-1-④-2)

外国人の教員については、教育学部に1人、経済学部3人の専任教員が在籍しているほか、学生の外国語を担当する外国人教師が教育学部に1人、経済学部2人在籍しており、全体で3.4%となっている。(資料3-1-④-E)

このほか、特任教員制度等により、実務経験者等を採用し、教育研究の質の向上を図っている。また、教育学

部では学校現場で指導経験がある専任教員が24人（平成27年5月1日現在）、経済学部では企業・官公庁等からの人材採用により7人（平成27年5月1日現在）が在職しており、各センター等においても、様々なキャリアを持った人材を採用し、その特性に応じた取組を積極的に実施している。（別添資料3-1-④-3）

さらに、平成26年度より年俸制、特別招聘教授制度を導入しており、平成27年度からは新たに混合給与（クロス・アポイントメント）制度を整備し、優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保等により教育研究活動の一層の活性化を図っている。（資料3-1-④-F、別添資料3-1-④-4～5）

このほか、教員の教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、滋賀大学教員のサバティカル研修制度に関する規程を制定し、全学で実施している。（資料3-1-④-G、別添資料3-1-④-6）

教員表彰制度については、滋賀大学職員表彰規程により、大学の業務に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる者に学長賞を授与している。（資料3-1-④-H、別添資料3-1-④-7）また、個々の教員が実践している教育活動の中でも特に優れた教育活動を顕彰し、自らのモチベーションの向上を図るとともに、他の教員の教育活動の活性化に活かすことを目的として、平成26年度より教育実践優秀賞を創設した。（別添資料3-1-④-8）

資料3-1-④-A 専任教員年齢構成比率（平成27年5月1日現在）

区 分	教育学部		経済学部		センター等		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
25～29歳	0	0%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.5%
30～39歳	23	11.1%	20	9.6%	0	0.0%	43	20.7%
40～49歳	22	10.6%	33	15.9%	7	3.4%	62	29.8%
50～59歳	36	17.3%	29	13.9%	4	1.9%	69	33.2%
60～65歳	14	6.7%	12	5.8%	3	1.4%	29	13.9%
66～70歳	3	1.4%	1	0.5%	0	0.0%	4	1.9%
計	98	47.1%	96	46.2%	14	6.7%	208	100.0%

注) 専任型特任教員及び外国人教師を含む。

資料3-1-④-B 部局別専任教員性別構成比率（平成27年5月1日現在）

区 分	教育学部		経済学部		センター等		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男性	69	70.4%	80	83.3%	12	85.7%	161	77.4%
女性	29	29.6%	16	16.7%	2	14.3%	47	22.6%
計	98	100.0%	96	100.0%	14	100.0%	208	100.0%

注) 専任型特任教員及び外国人教師を含む。

資料3-1-④-C 年度別女性教員構成比率（平成23～27年度）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
専任教員数	217	219	214	208	208
うち男性	173	172	169	165	161
うち女性	44	47	45	43	47
女性比率	20.3%	21.5%	21.0%	20.7%	22.6%

注) 専任型特任教員及び外国人教師を含む。

資料3-1-④-D 女性研究者教育研究助成実績（平成24～26年度）

年 度	H24	H25	H26
採択者数	1	1	1
助成金額	39万円	36.5万円	40万円

資料3-1-④-E 外国人専任教員構成比率（平成23～27年度）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
教員数	217	219	214	208	208
うち外国人教員	7	7	6	6	7
外国人教員比率	3.2%	3.2%	2.8%	2.9%	3.4%

注 1) 教員数は、専任型特任教員及び外国人教師を含む。

資料3-1-④-F 年俸制、特別招聘教授制度、混合給与（クロス・アポイントメント）制度適用者数

（平成27年5月1現在）（単位：人）

区 分	年俸制	特別招聘教授制度（年俸制）	混合給与（クロス・アポイントメント）制度
教育学部	13	0	0
経済学部	12	0	1
センター等	1	2	0
合計	26	2 <small>（平成27年10月から新たに1人採用予定）</small>	1

資料3-1-④-G サバティカル研修制度実績（平成22～26年度）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
教育学部	0	2	2	2	1
経済学部	1	2	2	2	2
合計	1	4	4	4	3

資料3-1-④-H 学長賞実績（平成22～26年度）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
受賞者（グループ）数	6	2	3	3	3

別添資料 3-1-④-1	教員の公募について（一例）
別添資料 3-1-④-2	男女共同参画推進研究助成募集要項
別添資料 3-1-④-3	滋賀大学特任教員規程
別添資料 3-1-④-4	滋賀大学特別招聘教授に関する規程
別添資料 3-1-④-5	滋賀大学クロス・アポイントメント制度に関する規程
別添資料 3-1-④-6	滋賀大学教員のサバティカル研修制度に関する規程
別添資料 3-1-④-7	滋賀大学職員表彰規程
別添資料 3-1-④-8	教育実践優秀賞（教員表彰制度）について

【分析結果とその根拠理由】

教員の年齢構成については大きな偏りにはなっておらず、女性教員比率は、直近5年間で20%を超える水準を維持している。また、採用は一般公募を原則として実施しており、各学部においても、その特性に応じ、教員組織の活性化のため、実務経験のある社会人を積極的に採用するなど様々な取組を実施している。そのほかにも、年俸制、特別招聘教授制度、混合給与（クロス・アポイントメント）制度の多様な就労形態や給料制度の導入により、優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保を図っている。サバティカル研修制度、教育実践優秀賞（教員表彰制度）も整備、実施している。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用や昇任等については、大学設置基準に基づいて滋賀大学教員選考基準を制定し、さらに、各学部において教員の選考規程を定めている。実際の採用や昇任にあたっては、さらに、選考手続きや具体的な基準を定めた各学部の内規等に従い実施している。なお、専任型特任教員（専任教員と同等程度の教育・研究業務を行う任期付の教員）の採用については、専任教員と同等の規程・内規等を適用している。（別添資料3-2-①-1～2）

採用や昇任の手順としては、選挙により選出された教員から構成される各学部の人事委員会等で厳密な審査を行ったものを、教授会において審査のうえ学長に意見を述べ、学長が決定している。また、各学部の教員選考の結果や経緯を教育研究評議会で報告し、教員選考が適切に行われていることを全学的に確認している。

各学部では、教員の採用や昇任等に際して、教育歴の概要や授業計画書、シラバスの提出や、面接、プレゼンテーション、模擬授業等を実施し、採用者選考においては、これまで担当した授業科目名や講義形式等を提出書類に記載するよう求めることにより、教育上の指導能力の評価も行っている。（別添資料3-2-①-3～9）

大学院担当教員についても、大学院資格審査委員会等において、履歴書や教育研究業績に基づいて教育研究上の指導能力の評価について審査を実施している。（別添資料3-2-①-10～12）

別添資料 3-2-①-1	滋賀大学教員選考基準
別添資料 3-2-①-2	滋賀大学教員選考基準運用内規

別添資料 3-2-①-3	滋賀大学教育学部教員選考規程
別添資料 3-2-①-4	滋賀大学教育学部教員選考基準
別添資料 3-2-①-5	人事委員会規程（教育学部）
別添資料 3-2-①-6	資格審査委員会規程（教育学部）
別添資料 3-2-①-7	教員人事に関する規程（経済学部）
別添資料 3-2-①-8	滋賀大学経済学部教員選考基準
別添資料 3-2-①-9	滋賀大学経済学部教員選考基準運用内規
別添資料 3-2-①-10	大学院資格審査委員会規約（教育学研究科）
別添資料 3-2-①-11	滋賀大学大学院教育学研究科修士課程担当教員の資格審査基準等について
別添資料 3-2-①-12	滋賀大学大学院経済学研究科博士後期課程担当教員の選考に関する要項

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用、昇任については、各学部において教育研究の水準を維持するための基準等を定め、人事委員会等で厳密な審査を行ったものを、教授会において審査のうえ学長に提案し、学長が決定している。大学院担当教員についても、資格審査委員会等で教育研究上の指導能力の評価について審査を実施しており、教員の採用や昇任の基準を適切に運用している。

以上のことから、教員の採用基準や昇任基準等が明確に定められ、適切に運用されており、教育研究上の指導能力の評価が行われている。

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員個人評価を通じて定期的に行っている。

現在の教員個人評価は、平成 25 年度に関係規程を改正し、成果や貢献の質をより評価に反映させるために総合評価から領域別評価へと移行させ、3 年間を一単位としていた評価を毎年度の評価に改めて実施している。（別添資料 3-2-②-1～2）

領域別評価は、教育活動・研究活動・社会貢献・大学運営の 4 領域について、各教員が自己点検・評価を行い、部局ごとに学部長や理事（総務・企画担当）を委員長とする部局教員評価委員会による部局評価（領域ごとに「優れている」、「適切である」、「改善すべきである」の 3 段階評価）を経た後、学長を委員長とする全学教員評価委員会での最終評価結果を、学長名（全学教員評価委員会委員長）で本人に通知している。なお、評価結果に対して意見がある場合は、各教員は学長へ意見申し立てをすることができる。

評価結果については、各教員にフィードバックし自らの教育研究活動の改善、活性化・高度化に役立てるとともに、本学の教育研究等の質の向上を目指しており、処遇（勤勉手当）にも反映させている。

さらに、教員個人評価と併せて、教員が実践している教育活動の中で、特に優れた教育活動を顕彰し、その優れた教育実践を他の教員に普及させていくために、教員表彰制度（教育実践優秀賞）を平成 26 年度から導入している。当該制度は、教育実践のテーマを設定し、そのテーマに関する特に優れた教育実践を選考するものであり、平成 26 年度のテーマは、「学生の授業外学習を促す取組」と定め、教育方法の改善や工夫に取り組んでいる。（前掲別添資料 3-1-④-8）

別添資料 3-2-②-1 滋賀大学の教員個人評価に関する規程

別添資料 3-2-②-2 滋賀大学の教員個人評価に関する規程実施細則

前掲別添資料 3-1-④-8 教育実践優秀賞（教員表彰制度）について

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人評価（教育活動を含む。）は、平成 25 年度に関係規程を改正し、従来の総合評価から 4 分野の領域別評価へと移行させ、3 年間を一単位としていた評価を毎年度の評価に改めて実施している。評価結果については、各教員にフィードバックし自らの教育研究活動の改善、活性化・高度化に役立てるとともに、本学の教育研究等の質の向上を目指しており、処遇（勤勉手当）にも反映させている。

以上のことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われ、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされている。

観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

本学の教務関係及び厚生補導等を担う事務については、学務課、学生支援課及び教育学部事務部が担当しており、留学生支援関係については、学術国際課が担当している。

教育課程を展開するために必要な事務部門として、学務課は全学及び経済学部、経済学研究科に係る学務関係事務を総括し、60km 離れた別キャンパスにある教育学部の事務部には教務係を置き、教育学部・教育学研究科の学務関係事務を所掌している。学生支援、就職支援等厚生補導関係事務については、学生支援課、教育学部学生・就職支援係が所掌しており、留学生支援関係事務については、学術国際課が所掌している。（別添資料 3-3-①-1）

各担当部署には、常勤の事務職員に加え非常勤職員が配置されており、さらに、センター等に教育研究支援のための常勤職員や非常勤職員を配置し、教務関係の事務（情報処理業務を含む。）や学生・教員への対応にあたっている。また、附属図書館には、本館（経済学部）及び分館（教育学部）に司書資格を有する職員を配置し、教育支援を実施している。（資料 3-3-①-A～B）

なお、助手については、経済学部にて 4 人配置している。

各学部においては、学務委員会又はティーチング・アシスタント運営委員会の責任の下、TAを配置し、実験、実習、演習等の教育補助業務を行っているほか、学生への教育効果と学習支援機能充実に目的として、大学独自の制度として全学的にSA（学習アシスタント）制度を導入し、学生の学習支援や授業補助業務等を行っている。なお、経済学部では、コア・セッション（「ミクロ経済学A・B」、「マクロ経済学A・B」、「統計学A・B」、「簿記会計A・B」）で、TAやSAが担当教員の監督の下で授業補助を行っており、学期末には担当教員とTA、SAの合同の報告会を開催して情報を共有し、授業内容・方法を検証して授業改善を行うなど教育活動への活用を図っている。（資料 3-3-①-C、別添資料 3-3-①-2～3）

資料3-3-①-A 事務職員・教育支援職員配置状況（平成27年5月1日現在）

区 分	事務職員 (内、再雇用、非常勤職員)	教務職員 (内、非常勤職員)	技術補佐員 (内、非常勤職員)
学務課	23 (13)	-	1 (1)
学生支援課	8 (2)	-	-
学術国際課	6 (3)	-	-
教育学部事務部	12 (5)	2 (0)	1 (1)
経済学部事務部	1 (1)	1 (0)	-
合計	50 (24)	3 (0)	2 (2)

※常勤職員には、フルタイム再雇用職員を含む。

資料3-3-①-B 附属図書館職員配置状況（平成27年5月1日現在）（ ）内は司書資格を持った職員

区 分	常勤職員	派遣職員、非常勤職員、 再雇用職員
本館（彦根キャンパス）	5 (2)	6 (5)
教育学部分館（大津キャンパス）	2 (2)	4 (2)
合計	7 (4)	10 (7)

※常勤職員には、フルタイム再雇用職員を含む。

資料3-3-①-C TA・SA配置実績（平成25～27年度） ※実人数、（ ）内は総従事時間数

年 度		H25	H26	H27（5月1日現在）
教育学部	TA	23人 (1,171時間)	27人 (1,754時間)	28人
	SA	15人 (859時間)	18人 (870時間)	14人
経済学部	TA	8人 (544時間)	9人 (359時間)	7人
	SA	52人 (2,856時間)	48人 (3,508時間)	29人
合 計		98人 (5,430時間)	102人 (6,491時間)	78人

別添資料3-3-①-1 滋賀大学事務組織規程（第16条、18条、20条、24条）
別添資料3-3-①-2 滋賀大学ティーチング・アシスタント実施要項
別添資料3-3-①-3 滋賀大学学習アシスタント実施要項

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の支援のため、学務課、学生支援課、学術国際課及び教育学部事務部を設け、職員を配置している。また、実験、実習、演習等の教育補助業務としてTAを活用するとともに、大学独自の制度としてSA制度を導入し、学生の教育支援を行っている。

以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員、司書職員等の教育支援者を配置し、また、TA等の教育補助者の活用を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 女性教員の採用の促進を図るため、教員の公募の際、全学において公募要領に女性研究者の積極的な応募を期待する旨を明記しており、女性教員比率は、直近5年間で20%を超える水準を維持している。
- 年俸制、特別招聘教授制度及び混合給与（クロス・アポイントメント）制度を整備し、優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保等により、教育研究活動をより一層活性化するための措置を図っている。
- 個々の教員が実践している教育活動の中でも特に優れた教育活動を顕彰し、自らのモチベーションの向上を図るとともに、他の教員の教育活動の活性化に活かすことを目的として教育実践優秀賞を創設した。
- 教員個人評価について、成果や貢献の質をより評価に反映させるために総合評価から領域別評価へと移行させ、3年間を一単位としていた評価を毎年度の評価に改めて実施している。さらに、評価結果については、各教員にフィードバックし、処遇（勤勉手当）に反映させている。

【改善を要する点】

該当なし

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①: 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、滋賀大学の基本理念・目標を定めた滋賀大学憲章(前掲資料1-1-①-D)に基づき、学部、大学院ごとに、より具体的な方針をアドミッション・ポリシー(学生受け入れ方針)に定めている。(資料4-1-①-A~D)

なお、その後に定められた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性、現行の選抜方法との妥当性についても検証を行っている。

両学部のアドミッション・ポリシーは、「学部の理念」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「各選抜方法の趣旨」を定め、本学ウェブサイト及び入学者選抜要項等で公表・周知されている。特に経済学部アドミッション・ポリシーには、「求める学生像」の中に、「※本学部を志望する高校生諸君へ 一本学部が求める学習経験」として、経済学部への入学を希望する高校生に対して、英語、国語、数学の学習の取組方法についても記載している。

大学院についても、両研究科ともにアドミッション・ポリシーを定めており、求める学生像等について本学ウェブサイト等で公表・周知している。

資料4-1-①-A 教育学部のアドミッション・ポリシー(学生受け入れ方針) (抜粋)

教育学部のアドミッション・ポリシー

求める学生像

私たちの学部では、次のような人を求めています。

- 変化の激しい社会を主体的に生き、よりよい社会の創造に貢献できる人々を育てる教師や指導者をめざす人
- 学校教育、環境教育に高い関心を持ち、教育の諸問題に自ら積極的に取り組む意欲や熱意のある人
- これらの課題の追究や解決に必要な幅広い基礎的知識、論理的思考力・コミュニケーション能力、豊かな感受性を備えた人

入学者選抜の基本方針

本学部の教育理念・目標に合致する学生を選抜するために、さまざまな評価の観点から多様な入学者選抜を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価し、判定します。

各選抜方法の趣旨

本学部では、一般入試(前期日程・後期日程)のほかに、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、帰国子女入試という多様な入学者選抜を行っています。

(1) 一般入試

前期日程では、大学入試センター試験の成績と、個別学力検査(文系型、理系型、面接型、実技型)の成績を総合的に評価し、可否を判定します。

後期日程では、大学入試センター試験の成績と、小論文などの成績を総合的に評価し、可否を判定します。

(2) 推薦入試

推薦入試には一般推薦と地域推薦があり、学力試験でははかれない側面(たとえば、志望動機、入学後の学習意欲、本学部の教育理念への適合性など)に重点をおいた入学者選抜を行います。

一般推薦は、学校教育に高い関心を持ち、学校教員など地域の教育に貢献できる人材を求めます。

地域推薦は、滋賀県内の高等学校に在籍する生徒を対象として、将来滋賀県で学校教員を目指す人材を求めます。

どちらの推薦入試も大学入試センター試験と個別学力試験を課さず、高等学校長からの推薦書に基づき、調査書、小論文、面接、専門課題、集団討論などの成績を総合して合否を判定します。

(3) 社会人入試

本学部では、社会人の大学教育への期待に応えるために、社会人を受け入れます。社会人入試では、大学入試センター試験を課さず、小論文および面接の成績と出願書類を総合して合否を判定します。

(4) 私費外国人留学生入試

私費外国人留学生入試では、独立行政法人日本学生支援機構が実施している「日本留学試験」の指定する教科・科目の成績、本学部が実施する学力試験（実技を含む）の成績、面接および出願書類を総合して合否を判定します。

(5) 帰国子女入試

帰国子女入試では、小論文、面接、専門課題などの成績を総合して合否を判定します。

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_edu/exam_edu_admissionpolicy/

資料 4-1-①-B 経済学部のアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）（抜粋）

経済学部のアドミッション・ポリシー

求める学生像

滋賀大学経済学部は、学部の教育理念・目標に基づき、次のような人を求めています。

- 経済・社会問題に関心を持ち、かつ本学部で学ぶために必要な基礎的知識と、論理的思考力・読解力、コミュニケーション能力・表現力を備えている人
- みずから課題を見出し、本学部の多様な科目・履修コースを主体的に選択して、問題探求能力を高めようとする意欲をもった個性豊かな人
- 大学で修得した専門知識と教養を活かし、卒業後、積極的に国際社会・地域社会に貢献しようという意志をもった人

※ 本学部を志望する高校生諸君へ 一本学部が求める学習経験

本学部への入学を希望する高校生は、とくに以下のことを念頭に置いて学習に取り組んでください。

英語・国語の学習は、本学部で学ぶための最も基礎的な能力である論理的思考力・読解力や、コミュニケーション能力・表現力を培うものです。こうした能力は短期間で簡単に身につくものではありません。じっくりと取り組むことを期待します。数学の学習は、本学部で学ぶ分野の多くで求められる数理的な思考法や知識を養うために必要です。

また、本学部で主体的・創造的に学ぶためには、経済・社会に対する幅広い知識とともに、特定の分野や問題に深い興味や関心をもつことも大切です。地歴・公民や理科の学習、総合的な学習の時間、さらにはボランティア活動等を含めた課外活動を通じて、経験の習得に努めると同時に、自分の興味や関心を問い直し、みずからの個性や独創性を活かすことのできる分野や問題を見つけるようにしましょう。

本学部の入学者選抜の基本方針

本学部の教育理念・目標に適合する学生を選抜するために、多様な入学者選抜を実施し、多面的な評価尺度を用いて志願者の能力・資質を適切に評価・判定します。

各選抜方法の趣旨

経済学部では、一般入試（前期日程・後期日程）の他に、推薦入試（A推薦・B推薦）、社会人入試（昼間主コース・夜間主コース）、私費外国人留学生入試、帰国子女入試、3年次編入試という多様な入学者選抜を行い、様々な評価尺度を用いて、本学部の教育目標達成のために必要な基礎的能力や資質を備えた人材を受け入れることをめざしています。

(1) 一般入試（昼間主コース）

本学部では一般入試昼間主コースの前期日程、後期日程の募集定員がそれぞれ200名、240名であり、後期日程にも多くの定員を当てているのが特徴です。

また、前期・後期の両日程において、広範囲にわたる基礎学力の修得度をみるためにセンター試験を5教科7科目利用する採点方式を取り入れるとともに、本学部での学習の核となる能力を示す科目における高い習熟度をみるためのセンター試験3教科型（国語／外国語／数学または地歴・公民から1科目）の採点方式をも併用して順位を決定する新しい選抜制度を導入しています。

個別学力試験においては、前期日程、後期日程ともに、英語と国語、あるいは英語と数学の2教科の試験を課して、本学部で学ぶために必要な基礎的な能力を評価します。

本学部は、「センター試験5教科7科目＋個別学力試験」の採点方式に加えて、「センター試験3教科＋個別学力試験」の採点方式を併用することによって、多様な志願者に受験機会を保証するとともに、センター試験を5教科7科目受験した志願者についても、基礎的な能力に特化したもう一つの尺度を併用して多元的に評価することにより、高い潜在能力を持ちながら多数の科目の合計点だけでは十分に評価され難い個性的な人材をも受け入れることをめざしています。

(2) 一般入試（夜間主コース）

本学部では、平成25年度入試から夜間主コースに一般入試（前期日程）を導入しました。これは、従来は社会人入試のみだった夜間主コースに一般入試を導入し、大学入試センター試験と出願書類を総合して合否を判定するもので、募集人員は26名です。なお、大学入試センター試験の教科・科目及び配点は一般入試（昼間主コース）と同じです。

(3) 推薦入試

本学部の推薦入試は、普通高校出身者が主な対象のA推薦入試（募集人員40名）と、商業科、あるいは商業・情報系の学科出身者が対象のB推薦入試（募集人員20名）の二通りの選抜を行っています（出願資格等の詳細については「選抜要項」「募集要項」を参照してください）。経済社会問題に深い興味を抱き、本学への進学を特に強く希望する志願者を対象に、出身高等学校長の推薦書等に基づき、一次選考として「小論文」を課し、その合格者に対して二次選考の「面接」を行い、それらと推薦書・調査書（B推薦においては取得資格も含む）等を総合して合否を判定します。

「小論文」では、資料（英文資料も含む）の読解力、課題に対する論理的思考力、主張の的確性、文章の表現力等をみます。「面接」は、与えられたテーマに関して討論を行う能力を主としてみます。

(4) 社会人入試

社会人としての多様な経験を有する人たちの大学教育への期待に応えるために、本学部では、昼間主コース、夜間主コースの二つのコースを用意して社会人を積極的に受け入れています。

昼間主コースの選抜においては「TOEIC公開テスト」の成績と、本学部が実施する「小論文」「面接」の成績等を総合して、夜間主コースの選抜においては「小論文」と「面接」の成績等を総合して合否を判定します。

「小論文」では、出題されたテーマ（または課題文）に関する理解力、論理的な思考力、主張の妥当性、文章・論旨の構成力・表現力を重視します。

(5) 私費外国人留学生入試

独立行政法人「日本学生支援機構」が実施している「日本留学試験」の「日本語」「日本語・記述」「理科又は総合科目」「数学（コース1又はコース2）」の成績と、本学部が実施する学力試験の「英語」「面接」等の成績を総合して合否を判定します。

「英語」の試験では、本学部での学習に必要な基本的な文法力、英文理解力、語彙力、英文表現力をみます。

「面接」では、日本語による会話・コミュニケーション能力等についてもみます。

(6) 帰国子女入試

「TOEFL-iBT」で60点以上を取得した者を対象に、本学部が実施する学力試験の「小論文」「面接」等の成績を総合して合否を判定します。

「小論文」の試験では、出題されたテーマ（または課題文）に関する理解力、論理的思考力、日本語の文章の構成力・表現力をみます。

(7) 3年次編入試験

他大学、短大、高等専門学校、専修学校等からの編入生を受け入れるための試験で、「TOEIC 公開テスト」の成績と「面接」等の成績を総合して可否を判定します。

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eco/exam_eco_admissionpolicy/

資料 4-1-①-C 大学院教育学研究科のアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）

教育学研究科のアドミッション・ポリシー

本研究科は、教育に関する社会的要請に応えうる専門的学識や高い実践的能力を持った学校教員、及び様々な領域や分野で地域の教育に関わり活躍しうる教育者の育成を目指して、以下のような人材を広く求めています。

【求める学生像】

1. 研究科の学修に必要な基礎的能力を有する方
2. 自らの教育経験を省察し、その資質向上への意欲をもつ方
3. 修了後も研究成果を学校及び地域などの教育に還元しようとする熱意をもつ方

【学校教育専攻が求める学生像】

特に、学校や児童生徒、さらに子どもの発達・学習についての基礎的な知識を有し、より高い専門的学識及び教育実践力の向上をめざしたい方

【障害児教育専攻が求める学生像】

特に、特別支援教育をめぐる諸課題を理解し、実際の支援のあり方について深く学び、より広い専門的知見及び実践的指導力の向上をめざしたい方

【教科教育専攻が求める学生像】

特に、教科教育をめぐる諸課題を理解し、教科の専門的知識や指導法について、より深く学び、教育実践力の向上をめざしたい方

【入学者選抜方法】

本研究科の入学試験では、主として学部卒業生を対象とする一般入学選抜、及び主として現職教員及び社会人を対象とする特別選抜を行う。これらの選抜試験では、各専攻・専修に関する基礎的な知識・能力を判断するための試験のほか、修学への適性や熱意などを判断する口述試験を行います。

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eduresearch/exam_eduresearch_admissionpolicy/

資料 4-1-①-D 大学院経済学研究科のアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）

経済学研究科 博士前期課程のアドミッション・ポリシー

経済や経営への関心とその基礎的知識をもち、大学院において特定分野の研究を通じて高度な専門知識とその実践的応用能力を身につけ、修了後、関連分野において指導的役割を果たすことを希望する学生を求めています。

経済学研究科 博士後期課程のアドミッション・ポリシー

専攻分野にかかわらず既に修士課程を修了し、経済活動に伴うリスク（金融リスク、経済リスク、経営リスク）に関心をもち、大学院においてリスクに関する研究を行うことにより最先端の知識とリスク研究能力を修得し、修了後は、新しい事業を創造することができるリスク・リサーチャーとして、指導的役割を果たすことを希望する学生を求めています。

具体的には、銀行や証券会社の財務担当者・国際金融担当者・ALM (Asset Liability Management) 担当者、企業におけるリスク管理部門や新規事業部門の従事者・経験者、自治体における財務・企画政策部門の従事者・経験者、リスクや起業関連の資格をもち事業を営んでいる人（証券アナリスト、経営コンサルタント、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等）、経済開発リスクに取り組む留学生などが対象となります。

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_ecoresearch/exam_ecoresearch_admissionpolicy/

前掲資料 1-1-①-D 「滋賀大学憲章 知の 21 世紀をきり拓く－湖国から世界へ－」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーは、滋賀大学の理念・目標に基づき、学部、大学院ごとに明確に定められている。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、入学資格を滋賀大学学則第 40 条にて定めた上で、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な入学者選抜を実施し、様々な評価の観点から志願者の能力や資質を総合的に評価・判定している。(資料 4-1-②-A)

学部においては、一般入試では、基礎学力の修得度をみるために大学入試センター試験を課し(経済学部は、大学入試センター試験 3 教科 3 科目の採点方式を併用)、前期日程においては、個別学力検査(教育学部の一部の選抜区分においては実技試験、面接試験を実施している。経済学部夜間主コースにおいては個別学力検査を免除している。)を課して、学部で学ぶために必要な基礎的な能力を評価している。また、後期日程においては、教育学部は小論文、経済学部は個別学力検査を課して、学部で学ぶために必要な基礎的な能力を評価している。

教育学部の推薦入試は、一般推薦と地域推薦に分けて実施している。(別添資料 4-1-②-1) 一般推薦において、普通科高校が主な対象の区分 A と、情報・技術専修・専攻の選抜区分で高等学校の工業・農業に関する学科又は総合学科において工業又は農業に関する科目を 20 単位以上履修した者を対象とした区分 B を設けている。また、地域推薦は、滋賀県の高校に在籍し、将来滋賀県で学校教員になる強い意欲を持つ者を対象に実施している。経済学部の推薦入試は、普通科高校が主な対象の A 推薦と商業・情報に関する学科、又は総合学科において商業又は情報に関する科目を 20 単位以上履修した者で、簿記検定試験等に合格した者を対象に B 推薦を実施している。いずれの学部の推薦入試も大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、実技検査(教育学部の一部の専修・専攻)を課し、推薦書、調査書を総合して選抜している。

帰国子女入試は、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、実技検査(教育学部の一部の専修・専攻)、TOEFL の成績(経済学部)と出願書類を総合して選抜している。

私費外国人留学生入試は、日本留学試験、学力試験、実技検査(教育学部の一部の専修・専攻)、面接及び出願書類を総合して選抜している。

社会人入試は、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、TOEIC 公開テストの成績(経済学部昼間主コース)、出願書類を総合して選抜している。

経済学部では、多様な入学生のニーズに対応するため、4 年制大学に 2 年以上(短期大学及び高等専門学校等を含む)在籍した学生を対象とした 3 年次への編入が可能な編入学の制度を定めている。(別添資料 4-1-②-2)

大学院においては、教育学研究科で一般入試のほか現職教員を対象とした特別入試を実施している。また、経済学研究科では、一般入試のほか推薦入試、外国人留学生入試、社会人入試を夏季募集、冬季募集として年 2 回実施している。なお、社会人入試は、さらに一般社会人、熟年社会人、派遣社会人に区分し、それぞれ面接点のウエイトを変えるなどの工夫を行っている。(別添資料 4-1-②-3~4)

なお、特別支援教育専攻科においては、個別学力検査(筆記(小論文)・口述試問)及び書類審査の結果を総合して選抜している。(別添資料 4-1-②-5)

資料 4-1-②-A 滋賀大学学則 (抜粋)

(入学資格)

第 40 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

別添資料 4-1-②-1 教育学部受験案内

(http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_edu/)

別添資料 4-1-②-2 経済学部受験案内

(http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eco/)

別添資料 4-1-②-3 大学院教育学研究科受験案内

(http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eduresearch/)

別添資料 4-1-②-4 大学院経済学研究科受験案内

(http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_ecoresearch/)

別添資料 4-1-②-5 特別支援教育専攻科受験案内

(http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_specialsupport_info/)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、多種多様な人材の中から学部掲げるアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、選抜方法の趣旨を明記し、一般入試では大学入試センター試験や個別学力検査・実技検査等で志願者の能力や資質を適切に判定する方法により、また、推薦入試・帰国子女入試・私費外国人留学生入試・社会人入試などでは、面接や実技検査を行い、個別学力検査では測れない側面に重点を置くなど、志願者の経歴や教育事情に対応した多様な学生の受入方法を採用している。特に、教育学部の推薦入試では、地域教育に貢献できる人材育成のために地域推薦を設けている。

大学院においても、アドミッション・ポリシーに沿って、一般入試のほか、教育学研究科では現職教員を対象とする特別入試、経済学研究科では推薦入試等多様な入試方法を実施し、適切な学生の受入方法を採用している。

また、特別支援教育専攻科では、個別学力検査（筆記（小論文）・口述試問）及び書類審査の結果を総合して選抜している。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部、大学院の入試において、企画、審議、決定及び円滑な実施運営を図るため、学長を委員長として、副学長（入試担当）、各学部長、各大学院研究科長、各学部から推薦された教員 4 人、各大学院研究科から推薦された教員 4 人及び入試課長をもって組織する入学試験委員会を設置している。また、入試の実施にあたるため、入学試験委員会の下に各学部及び各大学院研究科に入試運営委員会を置いている。（資料 4-1-③-A、別添資料 4-1-③-1）

各入試の実施にあたっては、入学試験実施要領を作成し、入試業務担当者等の役割を明確にするとともに、入学試験監督者要領を作成し、監督者の指示内容等を明確にし、受験生に対して公平性が確保できるようにしている。（別添資料 4-1-③-2）

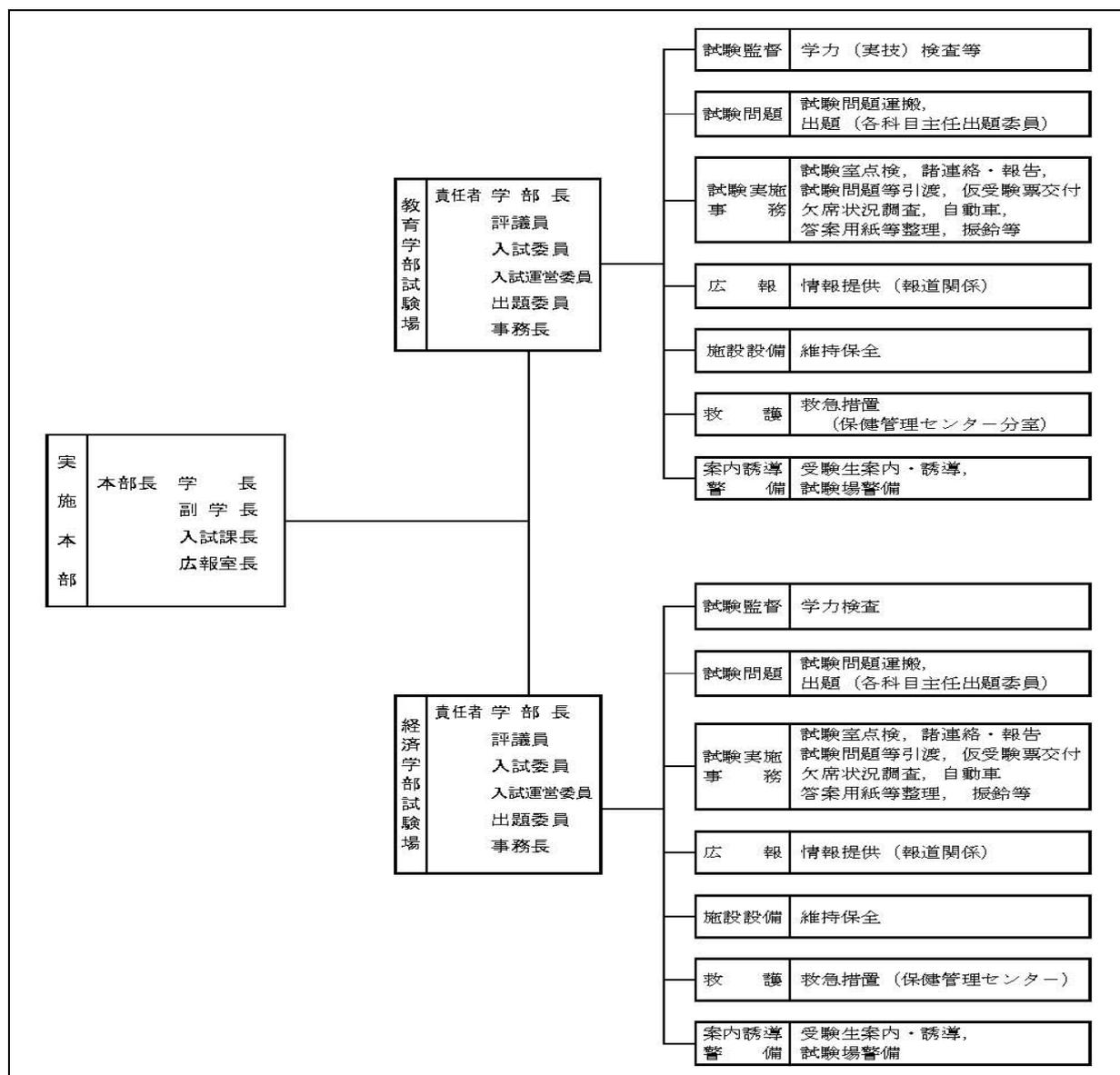
学部の入試実施にあたって、一般入試問題では、個別学力検査問題作成要領に定めたチェックシートによる出題委員全員の点検、事前審査委員と出題者以外の者を加えた事前審査、及び副学長、各学部長、入学試験委員及び教科出題主任による問題審査を経て完成している。その後、印刷完了までに校正委員による 2 回の校正を実施している。また、印刷完了後に副学長、入学試験委員及び教科出題主任による試験問題の確認を行い、試験当日においても出題委員以外の者を交えて点検を実施し、出題ミス等の未然防止を期すための体制をとっている。（別添資料 4-1-③-3）

採点にあたっては、採点業務のための専用室を設け、厳格な管理体制の下で、解答例に基づき複数の採点委員によるチェック体制を整えて適正に実施している。採点後に監査委員による監査を行い、教授会において合否判定を行っている。

特別入試では、試験問題等を学内印刷しており、試験問題作成、採点、監査、合否判定等は一般入試と同様に実施している。

大学院の入試実施にあっても、試験問題作成、採点、監査等は学部の特別入試と同様に実施している。

資料 4-1-③-A 平成 27 年度滋賀大学入学試験実施体制



- 別添資料 4-1-③-1 滋賀大学入学試験委員会規程
- 別添資料 4-1-③-2 平成 27 年度入学者選抜個別学力検査等関係資料[前期日程] (実施要領・監督要領等を含む。)
- 別添資料 4-1-③-3 平成 27 年度個別学力検査問題作成要領

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜に係る実施体制は、入学試験委員会の下で組織的に行われ、試験の実施にあたっては、入学試験実施要領及び入学試験監督者要領を作成し、入試業務担当者の役割を明確にするとともに受験生に対して公平性が確保できるように実施している。入学試験問題の作成・点検にあたっては、個別学力検査問題作成要領を作成し、出題ミスの発生を予防している。入学者の合否判定にあたっては、採点後に監査委員による監査を行い、教授会で合否判定しており、適切な実施体制による入学者選抜を実施している。

大学院においても、同様に適切な実施体制の下で適切に実施している。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

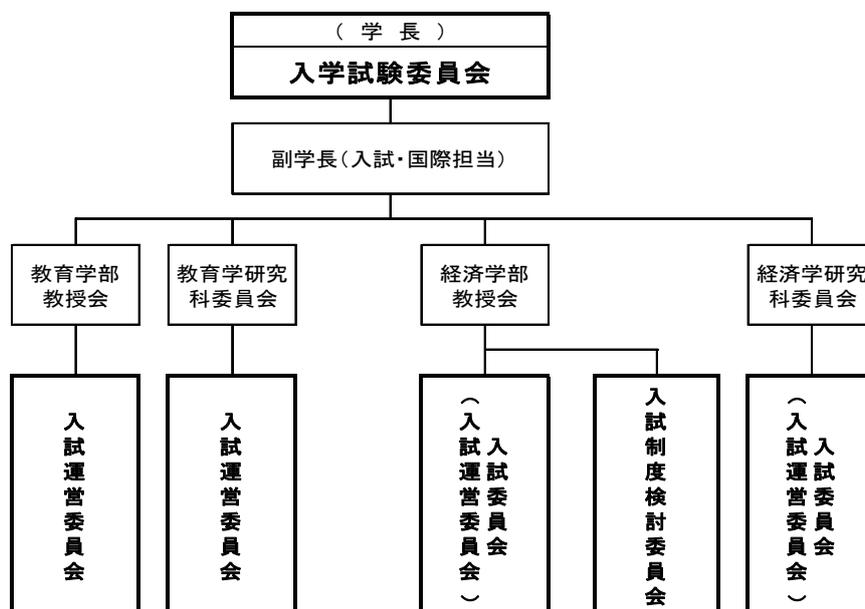
【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜するために、全学における入学試験委員会の下に、教育学部では入試運営委員会、経済学部では入試委員会、入試制度検討委員会、大学院教育学研究科では入試運営委員会、経済学研究科では入試委員会を設置して、本学で実施している各種入学試験の実施結果を踏まえた入学試験の分析・検証を行っている。(資料 4-1-④-A)

各学部の委員会で分析・検証された入学者選抜方法の検討状況は、翌年度の第 1 回入学試験委員会において報告され、最終的に全学的な事項についての検討が行われている。(別添資料 4-1-④-1~2)

これまでの検討の結果、例えば、教育学部では、一般入試(前期日程)の実技型選抜区分(音楽・美術)において、実技検査をより重視するためにセンター試験の利用教科・科目及び配点の変更などを行っている。経済学部では、夜間主コースに志願する高等学校新卒者への対応と入学者の学力面の改善を図ることを目的として、社会人入試に加えて一般入試(前期日程)の導入を行っている。また、3年次編入試において、英語と面接による選抜という制度設計ポリシーの観点から、これまで英語の成績が最終順位の決定要因に強く影響を与えている状況を見直し、面接をより重視するための配点変更や、私費外国人入試において、新たなグローバル人材育成コースの導入にあわせ、面接の方法、時間及び配点変更を行った。(別添資料 4-1-④-3)

資料 4-1-④-A 滋賀大学入学試験委員会体制



- 別添資料 4-1-④-1 入学者選抜方法検討状況報告書
 別添資料 4-1-④-2 平成 26 年度第 1 回入学試験委員会議事録
 別添資料 4-1-④-3 入学試験の主な変更点(平成 22 年度～平成 27 年度入試)

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーを踏まえて、各学部の入試運営委員会や入試制度検討委員会、また、大学院では教育学研究科の入試運営委員会、あるいは経済学研究科の入試委員会において入学試験の分析・検証を行い、その結果に基づき、新たな入学者選抜方法の導入や選抜方法の改善を行っている。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の過去5年間における平均入学定員充足率は、学部においては、教育学部 1.05 倍、経済学部 1.05 倍となっており、各学部全体の実入学者が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。また、経済学部3年次編入学でも 1.03 倍となっており、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

大学院においては、教育学研究科修士課程 0.87 倍、経済学研究科博士前期課程 0.83 倍となっており、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。経済学研究科博士後期課程では、過去5年間における平均入学定員充足率は 0.69 倍となつてはいるが、入学定員が 6 人と少ないため、わずかな人数の変動が倍率を大きく変動させる結果となっており、また、過去5年間の総実入学者（21 人）による総入学定員（30 人）に対する充足率は 0.70 倍となることから、入学定員を大幅に下回る状況にはなっていない。

入学手続き者が入学定員に満たなかった場合には、学部においては追加合格、大学院においては追加募集を実施し、入学定員の確保に努めている。なお、経済学研究科博士前期課程は、学部教育と連動させることにより質の向上を図ることを目的として、平成26年度入試から入学定員を 10 人減じ、入学定員の適正化を図った。

特別支援教育専攻科の実入学者は、過去5年間における平均入学定員充足率が 0.36 倍と入学定員を大幅に下回る状況になっている。特別支援教育専攻科は、学部卒業の入学者のほか、県内・県外から派遣や休職制度を利用して入学する現職教員がおり、専攻科に対するニーズはあるものの、入学定員を大幅に下回る状況にあり、設置目的との整合性、需要動向等を見定めた上で、定員管理について適正化を検討する予定である。（平均入学定員充足率計算表のとおり。）

【分析結果とその根拠理由】

各学部の過去5年間における平均入学定員充足率は、大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないため、適正な状態である。

大学院は、教育学研究科修士課程及び経済学研究科博士前期課程でも、過去5年間における平均入学定員充足率が大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないため、適正な状況である。経済学研究科博士後期課程では、入学定員が少ないため、わずかな人数が倍率を大きく変動させることになり、入学定員を大幅に下回る年度もあるが、過去5年間を平均すると大幅に下回る状況にはなっていない。

特別支援教育専攻科では、過去5年間の平均入学定員充足率が 0.36 倍となっており、入学定員を大幅に下回る状況になっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各学部・研究科の学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性、現行の選抜方法との妥当性についても検証を行っている。
- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを一層進めるため、教育学部の推薦入試において、一般推薦と地域推薦に分けて実施している。一般推薦では、学校教育に高い関心を持ち、学校教員など地域の教育に貢献できる人材を求めるとともに、工業・農業を履修し技術の教員または小学校の教員を目指す学生を対象とする区分Bの特別枠を設定し、地域推薦では、滋賀県内の高等学校に在籍する生徒を対象として、将来滋賀県で学校教員など地域教育に貢献できる人材を求める選抜方法を導入するなど、多様な入学者選抜を採用している。また、経済学部においても、普通科高校が主な対象のA推薦と商業・情報を履修した学生を対象とするB推薦入試を実施している。

【改善を要する点】

- 特別支援教育専攻科においては、学部卒業の入学者のほか、県内・県外から派遣や休職制度を利用して入学する現職教員がおり、専攻科に対するニーズはあるものの、入学定員を大幅に下回る状況になっている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点 5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、滋賀大学学則第 32 条において、教育課程の編成・実施方針を「学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。」と定めている。その上で、それぞれの学部において教育課程を編成・実施するための方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。さらに、経済学部では、学部のカリキュラム・ポリシーに基づき学科ごとにもカリキュラム・ポリシーを策定している。

（資料 5-1-①-A～C）

資料 5-1-①-A 滋賀大学学則（抜粋）

（教育課程）

第 32 条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学に、全学に共通する授業科目として、教養教育に関する科目及び体験学習に関する科目を置く。
- 3 前 2 項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する授業科目は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 全学に共通する授業科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 教育課程及び授業に関することは、学部ごとに別に定める。

資料 5-1-①-B 教育学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育学部のカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を実行・達成するために、以下の方針にもとづいてカリキュラム（教育課程）を編成し、実施する。

1. 自主的に課題を解決できる能力を育成するために、双方向的な授業、学生参加型授業、課題解決・探求型授業を工夫するとともに、体験的な学習活動の充実を図る。
2. 社会・文化・自然・環境についての幅広い知識を身につける教養教育科目、学校教育に関わる基本的知識を身につける共通教職科目、得意分野の力を伸ばす専門的科目を適切に配置し、初年次教育から卒業研

究に至るまでの体系化を図る。

3. 取得免許状の種類に応じて、教科指導や生徒指導の力を育成する科目、得意分野の力を伸ばす得意分野育成科目を充実させ適切に配置することによって、確実な指導力を持つ教師の養成をめざす。
4. 教育現場において適切に思考し判断することのできる力量を育成するために、教育実習を中心とした体系的で実践的な教育参加カリキュラムを編成する。
5. 使命感や倫理観を具えた教師を養成するために、少人数による演習科目や多様な価値観を学ぶ講義科目を配置する。
6. 他者や社会についての的確に理解し、適切な思考・判断にもとづいて他者にわかりやすく伝える力量を育成するために、実践的な科目や演習科目を設ける。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_otsu/kyouiku/edu_curriculumpolicy/

資料5-1-①-C 経済学部・学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

経済学部のカリキュラム・ポリシー

滋賀大学経済学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような方針に沿ってカリキュラムを作成している。

（1）三層構造のカリキュラム

第一層で、大学で学ぶ上での基本的手法・知識を学ぶことを目的とした入門科目、外国語科目、健康な心身の形成を目的とした体育科目を配置する。第二層で経済学部が必要とされる専門基礎学力を形成するためコア科目群を配置する。第三層で専門分野での学習を深め、問題発見・解決能力といった応用能力を獲得するための専門科目、専門演習を配置する。

（2）全学共通教養科目群

豊かな人間性の涵養と幅広い知識の獲得、コミュニケーション能力の育成を図るため、人文・社会・自然・特定主題の4分野の全学共通教養科目群を配置する。

（3）本学部の構成

本学部は6学科で構成され、それぞれの学科が専門性・体系性を持ちつつ、互いに補い連携して学際的・総合的な専門科目を提供する。リカレント教育や勤労者向けの教育を目的とした夜間主社会人コースも同じ専門科目を提供する。また専門性と学際性を考慮し、将来の進路に対応して複数の学科の専門科目を体系的・計画的に学ぶ専門コースを提供する。

【経済学科のカリキュラム・ポリシー】

多様な学説を学ぶ基礎理論科目、現状分析のための統計的手法や公共部門について学ぶ応用経済論科目、様々な問題を政策的観点から分析する政策経済論科目、国際的な経済関係や経済史について学ぶ比較経済論科目を開講する。

【ファイナンス学科のカリキュラム・ポリシー】

金融・ファイナンスの基礎理論、政策を学ぶファイナンス計画科目、金融市場とその参加者、証券分析等を学ぶファイナンス市場科目、金融システムや銀行、保険等の制度的側面を中心に学ぶファイナンス・

システム科目を開講する。

【企業経営学科のカリキュラム・ポリシー】

企業経営におけるマネジメント・システムについて、その組織や体制、さらに歴史的側面について学ぶマネジメント講座科目、また企業を存続・発展させるための戦略や施策が何かを学ぶマネジメント・ポリシー講座科目、そして自社の製品、顧客や競争相手の分析を行ない、自社に売上や利益をもたらす施策について考えるマネジメント・サイエンス講座科目を開講する。

【会計情報学科のカリキュラム・ポリシー】

企業外部の利害関係者への会計情報について学ぶ財務会計科目、企業内部の経営管理のための会計情報について学ぶ管理会計科目、企業活動の国際化に伴う会計上の問題について学ぶ国際会計科目を開講する。

【情報管理学科のカリキュラム・ポリシー】

統計的な分析法やシステムのモデル化・最適化の方法を学ぶ数理科学科目、経営における情報の活用法や情報システムの役割を学ぶ経営情報科目、計算機科学の基礎理論と情報技術の応用を学ぶ情報基礎科目を開講する。

【社会システム学科のカリキュラム・ポリシー】

現代社会の様々な出来事を幅広い視野から総合的に分析する力を養うことを目的に、現代社会を読み解くための基礎理論などを学ぶ社会システム論科目、法律の観点から社会の様々な現象の分析などを学ぶ法システム論科目、人間の「知」の在り方などについて多角的に学ぶ思考情報システム論科目、世界の様々な地域・社会について言語・文化や歴史の観点から学ぶ国際文化システム論科目を開講する。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/keizai/eco_curriculumpolicy/

【分析結果とその根拠理由】

本学は、滋賀大学学則において、全学的な教育課程の編成・実施方針を定め、各学部においても教育課程を編成・実施するための方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、その内容は明確なものとなっている。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

各学部は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育課程を編成しており、また、カリキュラムの全体的な構造を明示的に示すため、カリキュラム・マップを策定している。

教育学部では、社会・文化・自然・環境についての幅広い知識を身につけるための教養教育科目（全学共通教養科目、大学入門科目、外国語科目、体育科目）や、各教科の指導法等、実践指導力の育成に関する科目からなる教員養成基本科目、教育実習を中心とした実践的能力の養成を目的とした教育参加科目、得意分野の力を伸ばす得意分野育成科目等を配置し、初年次教育から卒業研究に至るまで体系的に学ぶことができるようカリキュラムを編成している。（資料 5-1-②-A~B、別添資料 5-1-②-1）さらに、各科目の標準的な履修年次及び各科目のディプロマ・ポリシーとの関連をカリキュラム・マップでも示している。（別添資料 5-1-②-2）

以上のことより、教育学部の教育課程の内容及び水準は、授与する学位名「学士（教育）」にふさわしいも

のとなっている。(資料 5-1-②-C~D)

経済学部では、教養教育として、大学入門科目や外国語科目、体育科目に加えて、豊かな人間性の涵養と幅広い知識の獲得、コミュニケーション能力の育成を図るため、4分野(人文・社会・自然・特定主題)からなる全学共通教養科目を配置している。(資料 5-1-②-E、別添資料 5-1-②-1) 専門教育においては、三層構造のカリキュラムを編成している。第一層(1年次春学期)で、大学で学ぶ上での基本的手法や知識を学ぶことを目的とした入門科目等を、第二層(1年次秋学期から2年次)で、経済学部が必要とされる専門基礎学力を形成するために必要となるミニマムの共通知識を確実に修得させることを目的としたコア科目群(13科目の中から18単位以上の修得が必要)を、第三層では、専門分野での学習を深め応用能力(問題発見・解決能力)を獲得するための専門科目と専門演習を配置し、体系的なカリキュラムを編成している。(別添資料 5-1-②-3、資料 5-1-②-F) また、経済学部は6学科で構成され、それぞれの学科が専門性・体系性を持ちつつ、複数の学科の専門科目を体系的・計画的に学ぶ履修モデルとして18の専門コースがあり、それぞれのコースの科目群を履修した者には、専門コース修了の認定を与えている。(別添資料 5-1-②-4) さらに、カリキュラムの全体的な構造を明示的に示すため、カリキュラム・マップを策定している。(別添資料 5-1-②-5)

以上のことにより、経済学部の教育課程の内容、水準は、授与する学位名「学士(経済学)」にふさわしいものとなっている。(資料 5-1-②-C~D)

資料 5-1-②-A 滋賀大学教育学部規程(抜粋)

(教育課程)

第5条 本学部の教育課程及び卒業に必要な最低修得単位数は、次の表のとおりとする。

学校教育教員養成課程

区分	コース 専攻・専修	初等教育コース			中等教育コース	障害児教育コース		
		教育文化専攻、学校心理専攻、学校臨床専攻、国際理解教育専攻、環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻	幼児教育専攻	初等教科専攻	国語専攻、社会専攻、数学専攻、理科専攻、音楽専攻、美術専攻、保健体育専攻、情報・技術専攻、家庭専攻、英語専攻	障害児教育専攻		
							国語専修、社会専修、算数専修、音楽専修、図画工作専修、体育専修、情報・技術専修、家庭専修	小免基礎
教養教育科目	大学入門科目	6	6	6	6	6	6	
	全学共通教養科目	20	20	20	20	20	20	
	外国語科目	6	6	6	6	6	6	
	体育科目	2	2	2	2	2	2	
教員養成基本科目	共通教職科目	22	14	22	22	22	22	
	初等教科内容学	18	8	18	2	8		
	初等教科教育学	18	4	18	2	18		
	初等教育の課題	2	2	2		2		
教育参加科目	教育実習科目	6	6	6	6	9	9	
	教育体験科目	2	2	2	2	2	2	
得意分野育成科目	専攻科目	22	18		32	32	32	
	専修科目			22				
	中学校教科科目						26	
	各教科の指導法に関する科目				8			

	教育課程及び指導法に関する科目(幼稚園)・生徒指導、教育相談、及び進路指導等に関する科目(幼稚園)		20				
	卒業論文	4	4	4	4	4	4
	自由選択科目	4	20	4	20	1	3
	総単位数	132	132	132	132	132	132

備考

障害児教育コースの欄中「小免基礎」とは、小学校教諭一種免許状を基礎として、特別支援学校教諭一種免許状を取得するために必要な単位を修得するものをいい、「中免基礎」とは、中学校教諭一種免許状を基礎として、特別支援学校教諭一種免許状を取得するために必要な単位を修得するものをいう。

- 前項の表に掲げる各科目に属する授業科目、単位数、履修方法の細目その他必要な事項は、この規程に定めるもののほか、授業科目表で定める。
- 教育上必要があるときは、第1項の表に掲げる各科目に属する授業科目及び第9条第1項に規定する授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

資料5-1-②-B 教育学部の教育課程の編成(カリキュラム・マップの一例)

カリキュラム・マップ

初等教育コース(情報・技術専修(小一専修))

教育課程	1年次		2年次		3年次		4年次		到達目標
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
大学入門科目	大学入門セミナー 総合英語Ⅰ 外国語コミュニケーションⅠ	教育実習入門	教養英語						DP1 自主的課題解決能力
外語科目	中・独・仏・葡	西・韓語							DP2 学校教育の基本知識、得意分野の専門的知識、社会・文化・自然・環境への的確な認識
体育科目	体育Ⅰ	体育Ⅱ							DP3 取得免許状に応じた的確な認識
全学共通授業科目	メディア・アツール活用法 キャリアデザイン論 日本国憲法	環境教育概論	人文・社会・自然・特定分野						DP4 教育現場における思考・判断力
教員養成基本科目	共通 教育・教職の意義 学習過程の心理学 発達過程の心理学 カリキュラムと特別活動	教育の思想と歴史 教育の社会的・制度的基盤 道徳教育論 教育の技術と方法	教育相談の理論と方法 生徒指導と進路指導		教職実践演習				DP5 教育の専門家としての使命感・倫理観
初等教育科目	初等教科内容学(9教科)		初等教科教育法(9教科)		初等教育の現代的課題				DP6 社会人としての思考力、伝達力
教育実習科目	教育実習入門* (観察実習、人権教育等) 事前指導Ⅰ・Ⅱ (交流実習、事前実習)				小学校教育実習Ⅰ 事後指導Ⅰ・Ⅱ 発展実習Ⅰ(選)	中学校教育実習(選) 高校教育実習(選) 幼稚園教育実習(選) 障害児教育実習(選) 発展実習Ⅱ(選)			
教育体験科目			教育体験科目Ⅰ(介護等体験) 教育体験科目Ⅱ		教育体験科目Ⅲ(選)				
得意分野育成科目	工業数学基礎 工業力学基礎	数値計算基礎 電気工学概論 物理学 初等実習Ⅰ 情報理論 情報非教育法Ⅰ 情報社会と情報倫理 コンピュータ情報処理 コンピュータ概論	材料加工学 機械工学概論 電気実習Ⅰ 初等実習Ⅱ 情報技術教育法Ⅰ 情報技術教育法Ⅱ	材料加工・実習 金属加工実習A 材料工学 機械実習A 情報技術実習Ⅱ 情報とコンピュータ演習Ⅰ 情報とコンピュータ演習Ⅱ 情報とコンピュータ演習Ⅲ 木利用論	金属加工実習B 材料工学実習 情報技術実習Ⅰ 情報とコンピュータ演習Ⅰ 情報とコンピュータ演習Ⅱ 情報とコンピュータ演習Ⅲ 木利用論	マシニング実習実習 情報と職業	卒業論文		
自由選択科目									

資料5-1-②-C 滋賀大学学則(抜粋)

(学位授与)

第68条 学士の学位の授与に関する事項は、国立大学法人滋賀大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

資料 5-1-②-D 滋賀大学学位規程 (抜粋)

(専攻分野の名称)

第5条 学士の学位を授与するに当たっては、次の表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科又は課程	専攻分野の名称
教育学部	学校教育教員養成課程	教育
経済学部	経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、 会計情報学科、情報管理学科、社会システム 学科	経済学

資料 5-1-②-E 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

(教育課程)

第6条 本学部の教育課程は、教養教育科目群及び専門教育科目群で編成する。

- (1) 教養教育科目群は、大学入門科目、全学共通教養科目、外国語科目及び体育科目とする。
- (2) 専門教育科目群は、学部専門共通基礎科目、学部専門共通科目及び学科専門科目とする。

2 本学部の教育課程は、一年を二つの履修学期に分割し、春学期及び秋学期とする。

3 第4条第1項に規定する修業年限4年を第1～第8の学期（以下「セメスター」という。）に区分し、各授業科目は、第12条に定める履修方法に従い、各年次・各セメスターに配当して編成する。

4 本学部で開設する授業科目、単位数及び履修セメスターは、昼間主コースにあつては別表第1、夜間主コースにあつては別表第2にそれぞれ掲げるとおりとする。

5 教育上必要があるときは、前項及び次条第1項に規定する授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

資料 5-1-②-F 経済学部（昼間主）の教育課程の編成 ※（ ）内は卒業要件として必要な単位数

経済学部教育課程の編成

年次	学期	階層	専門教育科目群(91)	教養教育科目群(35)		
4	秋	第3	専門語学演習(2) その他専門科目(58)	全学共通教養科目(20)		
	春					
3	秋				専門演習(8)	全学共通教養科目(20)
	春					
2	秋	第2	コア科目(18)	外国語科目(8)		
	春				プレセミナー(3)	
1	秋	第1	現代経済学基礎(2)	体育科目(2)		
	春				大学入門科目(5)	

(注) コア科目： ミクロ経済学A・B、マクロ経済学A・B、統計学A・B、簿記会計A・B、コア政治経済学、社会経済史、経営学、法学、科学方法論

プレセミナー： 基礎演習、コアセッション、BSセミナー、事前演習

- 別添資料 5-1-②-1 滋賀大学の教養教育に関する科目の実施要領
 別添資料 5-1-②-2 カリキュラム・マップ (教育学部)
 別添資料 5-1-②-3 階層構造のカリキュラム (経済学部)
 別添資料 5-1-②-4 専門コース制について (「履修手引」抜粋) (経済学部)
 別添資料 5-1-②-5 カリキュラム・マップ (経済学部)

【分析結果とその根拠理由】

両学部において、カリキュラム・ポリシーに基づき適切な科目を体系的に配置した教育課程を編成し、その内容をカリキュラム・マップで示している。両学部の教育課程の内容、水準は、授与する学位名において適切なものとなっている。

観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズに応えるため、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等(滋賀大学学則第33条)、大学以外の教育施設等における学修(同第34条)、入学前の既修得単位の認定(同第37条)を認めているなどの配慮をしている。(資料5-1-③-A) なお、経済学部では、3年次編入学制度(定員20人)を設けており、編入学生が出身校で修得した単位は、卒業要件126単位のうち58単位を一括して認定している。(資料5-1-③-D)

本学は、滋賀県に立地する大学間の教養科目単位互換制度(環びわ湖大学・地域コンソーシアム)、彦根3大学単位互換協定、放送大学等との単位互換制度に参加するとともに、国際センターが主体となって交換留学協定の拡充と単位修得可能な各種体験型国際研修プログラム(例：メキシコ語学・文化研修)の開発を行っている。また、ボランティア活動やインターンシップによる体験学習の単位認定も行っている。(資料5-1-③-B、別添資料5-1-③-1)

特に、全学共通教養科目の中で、彦根3大学単位互換協定により滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根市が連携して「彦根・湖東学」を開講しており、平成26年度は滋賀大学から12人、滋賀県立大学から7人、聖泉大学から19名、さらに環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換により立命館大学から10人の計48人が受講している。この科目では、彦根・湖東地域の自然環境、地域社会、歴史についての理解を深める授業をフィールドワークやワークショップ形式を取り入れて実施するとともに、立命館大学を含めた県内大学の学生交流にも寄与している。(別添資料5-1-③-2) なお、全学共通教養科目では、各キャンパスで毎学期3科目(合計6科目)を、遠隔教育システムの利用、もしくは担当教員が移動して他キャンパスで開講することによって学生の受講に配慮している。(前掲別添資料5-1-②-1) 専門科目については、学部間の科目履修についても認めている。(資料5-1-③-C~D)

教育学部では、文部科学省特別経費による「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」事業を平成22年度から実施し、支援期間終了後も本学独自に学長裁量経費により継続して実施している。当該事業により、「滋賀大学キャンパス教育支援システム(SUCCESS)」内に学生の学習状況、進路希望・就職活動状況、教育実習の活動状況、教職カルテの記録・保存及び指導教員等へ開示できる学生と大学との双方向

オンラインシステムを構築するとともに、キャリア支援室にキャリアカウンセラー（特任教員）を配置し、新入生全員への面談や2～4年次生への意識調査、就職相談・指導・支援等を行い、学生個々の4年間を包括的に継続して支援できる体制を整備している。さらに、平成24年度の同特別経費による「実践力を持った教員の養成をめざす教育実習支援システムの構築に向けた改革」事業では、「教育実習支援室」を設置し、教育実習とスクールサポーター活動を含めた教育参加カリキュラムの支援体制を強化し、学生が教育現場での体験を深め、実践的な指導力を身につけることができるように、教育参加プログラムを充実させている。（資料5-1-③-E、別添資料5-1-③-3）

また、平成18年度に採択された文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」を契機に、本プログラム終了後も、びわ湖をフィールドとした実感的体験と科学的な調査を通して環境マインドと問題解決のための実践力の向上を図る取組として、調査艇を利用した湖上体験学習を1年次生の必修科目である「環境教育概論」の中に取り入れて、継続して実施している。さらに、科学技術振興機構の「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点プログラム」に採択され、大学と滋賀県教育委員会が連携し、地域の理科教育において中核的な役割を担う教員を養成する事業を推進しており、助成期間の終了後も本学独自に学長裁量経費による重点戦略事業として予算措置を行い、事業を継続しており、平成27年度以降も3年間の計画で、滋賀県教育委員会と協力して実施することとしている。これまで37人の現職教員をコア・サイエンス・ティーチャーに、15人の学生を准コア・サイエンス・ティーチャーに認定しており、地域の小・中学校の理科教育の中核となる教員の養成に寄与している。（資料5-1-③-E、別添資料5-1-③-4）

経済学部では、平成22年度に「複眼的フィードバックによる就業力育成」が文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、就職指導対象として受け身であった学生自身が企業、社会、そして自分自身を客観的、主体的にとらえることができるようにするための教育体制を構築した。平成24年度には、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」の後継事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、京都・滋賀・奈良の16大学がグループを形成し、地元の企業、経済団体、地域の団体や自治体等のニーズを反映させたカリキュラムの改善、プログラムの構築により、学士課程教育の質的向上を図り、産業界等にも働きかけながら大学教育にふさわしい人材育成産学協働体制の確立を目指している。平成25年度には、文部科学省特別経費による「学生の主体的な学びあいを基礎とする教育システムの刷新—経済・経営系教育における白熱教室の創出—」を実施しており、授業内で扱う主題をめぐって特別編成した学生プロジェクトチームの学習成果を活用した受講生間討議や、「滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）」や「滋賀大学学習管理システム（SULMS）」の教育支援システムを活用した事前事後学習の促進、優秀レポートの公開等、文科系学部において行われてきた旧来の授業形態を乗り越え、学生の学習意欲を引き出す双方向性対話式の授業形態を創出するための取組を行っている。また、平成20～22年度に採択された文部科学省委託事業「サービス・イノベーション人材養成プログラム」を契機に、イノベーション力を持った人材を育成するための教育プログラムの開発を行い、現在でも「サービス・イノベーション事例研究」、「日本経済戦略論」、「サービス経済論」の開講、映像ジャーナリズムに関係する特殊講義・映像に関するプロジェクト科目の開講、外部講師による映像スキルの講習会・研究会の開催や本学独自で設定している専門コース制の中に「サービス・イノベーションコース」の設置等様々な取組を行っている。（資料5-1-③-E）

さらに、経済学部では、専門コースの一つに「グローバル人材育成コース」を平成26年度から導入している。このコースでは、私費外国人留学生と日本人学生それぞれ10人程度を対象に、日本語や英語の授業の集中履修により語学力の向上を図るとともに、留学生と日本人学生が協働するプロジェクト科目の履修や海外インターンシップへの参加を通して、グローバル社会で活躍できる人材を育成している。（別添資料5-1-③-5）さらに、国際社会環境に適応し、リーダーとして活躍できる人材養成を目的として、台中科技大学（台湾）との学術交

流協定に従い、ダブル・ディグリープログラムを平成 28 年度から開始することとしている。（別添資料 5-1-③-6）

その他、英語による授業（「Lectures in English」）の実施、1・3年次生全員を対象とした TOEIC-IP 試験の実施、現役の企業人トップによる「リーダーシップ論」、「現代の経営」等の企業人講座の開設など、本学では学生のニーズや社会からの要請等に対応した国際的視野を持った専門職業人の養成に積極的に努めている。（別添資料 5-1-③-7～9）

国際センターが主導している文部科学省特別経費による「留学生の受入と派遣促進のための滋賀大学の特色を活かしたプレップ・プログラム」では、海外の交流協定締結校等との協力体制を確立して、正規入学希望者、交換留学生（派遣及び受入）を対象に、本学固有の特色を活かした専門領域の基礎教育と語学教育のための事前・予備教育（プレップ・プログラム）を整備し、グローバルな視野を持つ学生の育成を目的として、海外の交流協定校の教員による英語のリレー講義「国際化と東アジアを考える」や留学生を対象とした日本語科目（補講及び正規科目）及びミシガン州立大学連合日本校の教師による TOEFL 対策講座等の語学力向上のための補講プログラム（正課外）等を実施している。平成 27 年度から採択されている「「学びの双方向交流」によるグローバル人財基礎力養成プログラムの構築」でも、双方向交流型のプログラムとして、「グローバル時代を生きる力」を「グローバルに通用する見識と教養をともなったコミュニケーション能力・異文化間交流能力」として捉え、これらの能力を備えたグローバルに活躍する人財を育成するプログラムとして取組を始めている。（資料 5-1-③-E）

その他、学術の発展動向及び社会からの要請に対応した授業を行っている。例えば、教育学部では「心のワークショップ」において、ここ数年顕在化している小中学校における生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待等の心の健康問題等、教育現場で起こる子どもの問題に対して、心理的配慮を伴った具体的な対応が求められていることを受け、子どもの心理的な問題に関する関わり方を、演習的要素や相談事例を交えて実践的な授業を行っている。経済学部では、「近江商人経営論」において、新出史料を基にして、近世商人の典型的一類型である近江商人の正確な実態を明らかにするとともに、その歴史的意義を講義している。「認識論 I」では、信念の正当化はどのような条件下でなされるのかという現代認識論上の問題を取り扱い、内在主義、外在主義、基礎づけ主義、整合主義といった正当化に関する諸理論を、現在の進展状況も一部視野に入れながら批判的に検討する授業を行っている。（資料 5-1-③-F～G）

以上の他にも各教員は研究成果や学術の発展動向を授業の中に取り入れるとともに、文部科学省等で採択された各種プロジェクト事業の成果を授業等に反映するなど、学生のニーズに対応した魅力ある授業科目の開発を行っている。

資料 5-1-③-A 滋賀大学学則（抜粋）

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第 33 条 前条の教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

<p>3 前2項の実施に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。 (大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したのものとして認定することができる。</p> <p>3 前項の認定に関する手続等は、学部ごとに別に定める。 (入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に、大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第34条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第43条及び第45条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したのものとして認定することができる。</p> <p>4 前項の認定に関する手続等は、学部ごとに別に定める。</p>

資料5-1-③-B 他大学との協定（平成27年6月現在）

区分	相手学校等	締結年月日
環びわ湖大学・地域コンソーシアム (単位互換に関する包括協定)	滋賀医科大学、滋賀県立大学、滋賀短期大学、びわこ学院大学、滋賀文教短期大学、成安造形大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、びわこ成蹊スポーツ大学、龍谷大学、立命館大学	平成17年3月30日
大学間協定	滋賀医科大学	平成8年1月22日
	滋賀県立大学	平成14年3月13日
	放送大学	平成16年4月12日
大学院間協定 教育学研究科	京都教育大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学 の各大学院教育学研究科	平成8年1月30日
学部間協定 経済学部	富山大学経済学部	昭和49年7月1日
彦根3大学における単位互換に関する協定	滋賀県立大学、聖泉大学	平成21年6月24日

資料5-1-③-C 滋賀大学教育学部規程（抜粋）

<p>(経済学部の授業科目の履修)</p> <p>第14条 学生が、経済学部の授業科目の履修を願い出たときは、経済学部長と協議の上、これを許可するこ</p>
--

とができる。
 2 前項の規定により修得した単位は、卒業に必要な総単位数に算入することができる。

資料 5-1-③-D 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

(教育学部の授業科目の履修)

第 17 条 学生が、教育学部の授業科目 (大学入門科目・外国語科目・体育科目を除く。) の履修を願い出たときは、教育学部長と協議の上、これを許可することがある。

2 前項の規定により修得した単位の総数は、前条の規定により修得した単位と合わせて 30 単位を超えないものとする。ただし、第 21 条に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得するために履修する科目で、「教職に関する科目」は、この限りでない。

3 第 1 項の規定により修得した単位は卒業要件単位外とする。

(入学又は転学部前の既修得単位等の認定)

第 19 条 本学部において教育上有益と認めるときは、学則第 37 条の規定により、学生 (第 1 年次に入学した者をいう。) が入学前に修得した単位等を前条第 1 項及び第 2 項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で本学部において修得したものとみなし、その単位を認定することがある。

2 本学部において教育上有益と認めるときは、学則第 37 条の規定により、学生 (第 2 年次又は第 3 年次への編入学者等をいう。) が入学前又は転学部前に修得した単位等を本学部において修得したものとみなし、その単位を認定することがある。なお、3 年次編入の者は、58 単位を修得したものとみなす。

3 前 2 項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

資料 5-1-③-E 文部科学省等に採択された各種プロジェクト (平成 20 年度採択～)

<p>[文部科学省] 産学連携による実践型人材育成事業サービス・イノベーション人材育成</p>	<p>経済学部</p>	<p>(平成 20～22 年度採択) 「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベーティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」 ・この事業では、学際的なサービス科学の基礎知識を学ぶこと、新しいものを創っていこうというイノベーティブな「心の習慣」の養成、新しさや優れているモノを評価できる「イノベーション評価能力」を養うことを柱として構成し、知識基盤社会における知的クラスターと地域ネットワーク形成を進めることで、地域競争力強化にコミットメントする中核的な人材を育成するものである。現在でも授業科目の中に「サービス・イノベーション事例研究」、「日本経済戦略論」、「サービス経済論」の開講、映像ジャーナリズムに関する特殊講義・映像に関するプロジェクト科目の開講、外部講師による映像スキルの講習会・研究会の開催や本学独自で設定している専門コース制の中に「サービス・イノベーションコース」を立ち上げている等様々な取組を行っている。</p>
---	-------------	---

<p>〔科学技術振興機構〕 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点プログラム</p>	<p>教育学部</p>	<p>（平成 21～24 年度採択） 「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー:CST）養成拠点プログラム」 ・小中学校教員の理数教育における指導力向上を図ることを目的として、大学と教育委員会が連携し、養成プログラムの開発・実施や地域の理数教育における拠点の構築・活用等を通じて、地域の理数教育において中核的な役割を担う教員を養成する事業 ・現職教員プログラムと学生プログラムを実施 ・学生プログラムでは、将来、教師を目指す学生のうち、理科を専攻するコースの学生を中心に、基礎学力や観察・実験能力等は学部必修授業を基本とし、学習領域の補充強化と最先端研究に関する専門的知識と理解力の習得を重視し、実験観察技能を習得させるとともに教育体験も経験させる。 ・4年間の事業終了後も継続して、将来、コア・サイエンス・ティーチャーとなる学生を育成している。CST 養成プログラムを独自科目である SA による実験科目等の指導実践を取り入れている。また、県・市教育委員会と連携して、現職教員養成プログラムの集中研修も継続して実施している。 ・滋賀県の小・中学校における理科教育の一層の推進を図る役割を担っている。 ・理科の教員養成カリキュラムの改善に資する。</p>
<p>〔文部科学省〕 特別経費（高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実）</p>	<p>教育学部</p>	<p>（平成 22～25 年度採択） 「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」 ・質の高い教員（コア・ティーチャー）をめざし、学生自らが、大学入学から卒業までの成長プロセスの中で遭遇するさまざまな課題を乗り越え、学校教員としての確かな職業的同一性を確立することができるように養成モデルを構築する。 ・包括的キャリア支援システム（ICSS）を活用し、個々の学生の教育実習や就職指導等に関して指導教員や運営組織が相互に連携しながら支援できる体制が整備された。また、特任教員（キャリアカウンセラー）による学生へ面談等の体制が整い、その成果の一つとして、平成 24 年度、25 年度における教員就職率は全国の国立大学中 3 位になった。</p>
<p>〔文部科学省〕 特別経費（幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実）</p>	<p>経済学部</p>	<p>（平成 22～25 年度採択） 「高度専門職業人としての知のマネジメント能力の育成—経済・経営系学士力修得のための学習ポートフォリオシステムの整備—」 ・学生の学習計画立案・達成状況評価の側と教員の授業実施・改善の側、両側面の PDCA サイクル遂行のための情報の質を高め支援するシステムを重層的に構築し、学習・教育の実質化を一層推進し専門的能力獲得の水準の向上を実現する。</p>
<p>〔文部科学省〕 特別経費（幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実）</p>	<p>国際センター</p>	<p>（平成 22～25 年度採択） 「留学生の受入と派遣促進のための滋賀大学の特色を活かしたプレップ・プログラム」 ・海外の交流協定締結校等との協力体制を確立して、正規入学希望者、交換留学生（派遣及び受入）を対象に、本学固有の特色を活かした専門領域の基礎教育と語学教育のための事前・予備教育（プレップ・プログラム）を整備し、グローバルな視野を持つ学生の育成に努める。 ・プログラムの本格的な実施に向けての準備期間として、交流協定締結校との相互連携のための協議と覚書の締結、カリキュラムの整備、担当スタッフの確定、学生受入のためのインフラ整備等を実施し、秋学期からプログラムの導入。 ・カリキュラムの充実と学習・生活支援環境の改善に努め、外国人留学生の学部・大学院への進学率と本学の留学希望者の留学達成率のアップ。 ・プログラムの今後の展開について協議し、具体化に向けて行動を起こす期間と位置づける。学内の関係部署や交流協定締結校、近隣の大学や自治体等と、より多様で充実した内容のプログラム作りに向けて協力支援体制の構築を図る。</p>

<p>〔文部科学省〕 大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）</p>	<p>経済学部</p>	<p>（平成 22～23 年度採択） 「複眼的フィードバックによる就業力育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の経済状況の変化、学生の気質や学力等の変化、そして ICT 環境の変化、これらの変化をふまえた有機的な就職支援活動の再構築が急務であるとの認識のもと、従来型支援の充実に加えて、新しい時代に対応した新規性に富みかつこれまで就職指導対象として受け身であった学生自身が企業、社会、そして自分自身を客観的、主体的にとらえることができるような教育体制の構築を実施した。事業自体が3年間続く予定だったが、事業仕分けにより廃止され、後継事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の中で引き続き取組が実施されている。
<p>〔文部科学省〕 特別経費（高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実）</p>	<p>教育学部</p>	<p>（平成 24 年度採択） 「実践力を持った教員の養成をめざす教育実習支援システムの構築に向けた改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「教育実習支援室」を設置し、教育実習とスクールサポーター活動を含めた教育参加カリキュラムの支援体制を強化した。主体的・自律的に成長する教師としての資質を身に付けさせることを目的に、平成 24 年度入学生から教育参加カリキュラムを学生一人ひとりが自分自身でプランニングする教育参加プランニングの取組を始めた。 ・教育参加カリキュラムの充実を行った。
<p>〔文部科学省〕 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマA】</p>	<p>経済学部</p>	<p>（平成 24～26 年度採択） 「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度採択の「大学生の就業力育成支援事業（就業力 GP）」の後継事業 ・この事業では、16 大学がグループを形成し、地元の企業、経済団体、地域の団体や自治体等のニーズを反映させたカリキュラムの改善、プログラムの構築により、学士課程教育の質的向上を図り、産業界等にも働きかけながら大学教育にふさわしい人材育成産学協働体制の確立を目指している。現在、産業界や大学等との連携推進や教育プログラム（プロジェクト科目、PBL、キャリアデザイン論）の改善等の取組を精力的に行っている。
<p>〔文部科学省〕 特別経費（幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実）</p>	<p>経済学部</p>	<p>（平成 25～27 年度採択） 「学生の主体的な学びあいを基礎とする教育システムの刷新—経済・経営系教育における白熱教室の創出—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業内で扱う主題をめぐって特別編成した学生プロジェクトチームの学習成果を活用した受講生間討議や、「滋賀大学学習管理システム（SULMS）」等の教育支援システムを活用した事前事後学習の促進、優秀レポートの公開等、文科系学部で旧来の授業形態を乗り越え、学生の学習意欲を引き出す双方向性対話式の授業形態を創出するための取組を行っている。
<p>〔文部科学省〕 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】</p>	<p>経済学部</p>	<p>（平成 26～27 年度採択） 「滋京奈地域における産学連携インターンシップ等による人材育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界ニーズの教育改善・充実体制整備事業【テーマA】での取組成果を活かし、人材マッチングの実績やノウハウを持つ企業に事務局を置く形で、「広げる」「深める」「担う」の三つの側面からインターンシップの拡充ならびに担い手の養成を中心とする事業プロジェクトを遂行している。

<p>〔文部科学省〕 特別経費（幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実）</p>	<p>国際センター</p>	<p>（平成 26～27 年度採択） 「「学びの双方向交流」によるグローバル人材基礎力養成プログラムの構築」 ・「グローバル時代を生きる力」＝「グローバルに通用する見識と教養をともなつたコミュニケーション能力・異文化間交流能力」を備え、グローバルに活躍する人材を育成するプログラムを整備する ・高度な専門的職業人教育を目指す各学部教育のプラットフォームとなるプログラム各学部の専門教育と柔軟に連携可能 ・滋賀大学の立地を活かしたプログラム 地域の課題を通じた学びを進めることによって、地域と大学・学生間の交流・互惠関係の強化にもつながる ・双方向交流型のプログラム ・学生の主体的学びを重視した柔構造のプログラム ・交流協定校との協力関係を基盤とした事業展開</p>
--	---------------	---

資料 5-1-③-F 教育学部における研究成果や学問の進展等を反映させた授業内容の例

専攻名	職名	研究成果等の授業内容への反映例	授業科目名
学校臨床専攻	准教授	最近の小・中学校における心理的問題や教員による心理相談の事例を取り上げて多角的に検討し、ロールプレイ等の体験的活動を通して実践的に学びを深める。	「こころのワークショップ」
幼児教育専攻	教授	子どもの身体活動量の不足を補うためには、1日に約1000歩相当の活動量を増やす必要がある。本授業では、伝承遊びを実践し、活動量を測定する他、その遊びの楽しさを記述し、子どもの活動量を高める方法を学ぶ。	「身体表現」
算数専修/数学専攻	教授	Mathematical Knowledge for Teaching (MKT) の知見を基に、教育実習の研究授業を題材として、教材研究を深めることで教師に必要な数学能力を育成する。	「中等数学科教材内容論Ⅱ」
理科専修/専攻	准教授	NHK 番組「考えるカラス」と連動させることで、近年の理科教育で注目が集まっている論理的思考力の身につけさせ方を習得させる。	「中等理科教材内容論」
社会専修/専攻	准教授	自治体史の編纂過程で発掘された歴史資料や最新の研究成果を授業に反映させる。また歴史資料の保存問題については回を設けて講義する。	「地域からの日本史」
英語専攻	教授	最新の研究成果を紹介しながら、ことばを学ぶこと、教えることについて考える機会を作り、将来の英語教員として必要な言語・教育理論に支えられた実践の素養を養う。	「応用言語学」

資料 5-1-③-G 経済学部における研究成果や学問の進展等を反映させた授業内容の例

学科名	職名	研究成果等の授業内容への反映例	授業科目名
ファイナンス学科	教授	研究成果をまとめた著書『金融恐慌のマクロ経済学』（中央経済社、2006年）の一部を用いて、マクロ金融政策の基本経済モデルである貨幣数量説モデル、IS-LMモデルの理論構造、利子論を講義する。	「マクロ金融論Ⅰ」 「マクロ金融論Ⅱ」
企業経営学科	教授	新出史料を基にして、近世商人の典型的な一類型である近江	「近江商人経営論」

		商人について、正確な実態を明らかにするとともに、その歴史的意義を講義する。	
情報管理学科	准教授	グラフ理論や確率過程の理論をふまえ、グラフ・ネットワークのアルゴリズム、マルコフ解析及び待ち行列理論を取り扱った。一部のアルゴリズムは、数年前に専門誌で公表された研究内容を紹介する。	「数理科学特殊講義」
情報管理学科	准教授	数理計画法やスケジューリング論をふまえ、生産や物流等に関する問題の定式化や代表的なアルゴリズムを取り扱った。一部トピックスとして、学会や外国の文献で報告された内容を紹介する。	「オペレーションズ・リサーチⅡ」
社会システム学科	准教授	本講義では、現代哲学の各論として、知覚の哲学における諸問題を取り扱った。具体的には、センス・データ理論や志向説や選言説等の、20世紀以降現在に至るまでの諸理論と各理論が抱える諸問題を批判的に検討する。	「現代思想論Ⅱ」
社会システム学科	准教授	本講義では、信念の正当化はどのような条件下でなされるのかという現代認識論上の問題を取り扱った。具体的には、内在主義、外在主義、基礎づけ主義、整合主義といった正当化に関する諸理論を、現在の進展状況も一部視野に入れながら批判的に検討する。	「認識論Ⅰ」

別添資料 5-1-③-1	滋賀大学全学体験学習科目実施要領
別添資料 5-1-③-2	彦根3大学連携単位互換科目「彦根・湖東学」
別添資料 5-1-③-3	教育参加カリキュラムとは（「教育参加ハンドブック 2015」（抜粋））（教育学部）
別添資料 5-1-③-4	滋賀大学CST養成プログラム
別添資料 5-1-③-5	「グローバル人材育成コース」（リーフレット）（経済学部）
別添資料 5-1-③-6	滋賀大学と台中科技大学との間におけるダブルディグリーに関する覚書
別添資料 5-1-③-7	「グローバルな視野を持とう」（「経済学部学修navi2015」（抜粋））（経済学部）
別添資料 5-1-③-8	Web シラバス「リーダーシップ論」／実績一覧（平成 21～26 年度）（経済学部）
別添資料 5-1-③-9	Web シラバス「現代の経営」／実績一覧（平成 21～26 年度）（経済学部）

前掲別添資料 5-1-②-1	滋賀大学の教養教育に関する科目の実施要領
----------------	----------------------

【分析結果とその根拠理由】

他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等、多様な学生のニーズに対応するカリキュラムを開発している。また、教育学部における教育参加プログラムの実施、経済学部における「グローバル人材育成コース」の導入、英語による専門科目の授業開講や企業人講座の開設等、多くの取組を行っている。さらに、文部科学省等各種補助事業による成果や教員の研究成果を教育に反映させている。

以上のように、学生の多様なニーズ、研究の成果、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮している。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、講義、演習、実験、実習、実技による授業の他に、フィールドワークやワークショップ形式を取り入れた授業を開講している。（資料5-2-①-A）

教育学部では、学校教育に関する基本的な知識を身につけるために、共通教職科目を主として講義形式で行うとともに、教育現場での判断力、対応力を向上させるために、実習やスクールサポーター等の参加型の授業を教育参加科目として配置している。また、専攻・専修により自分の得意分野の力を伸ばすために、得意分野育成科目の中で実験や少人数での演習、セミナー形式での授業を行うとともに、初等教育科目の中などで、模擬授業や学生によるプレゼンテーションを取り入れ、授業形態の組合せ・バランスに配慮している。（資料5-2-①-B、別添資料5-2-①-1～2）

経済学部では、経済学の基礎を学ぶための講義科目を適切に配置するとともに、基礎文献の読解や問題演習を行い学習スキルの向上を目指す基礎演習、ビジネス・企業経営についてシミュレーションやディスカッションを行いながら学習する「BSセミナー」等の少人数の演習において知識の定着と応用力の育成を目指している。また、コア科目で学習した知識の定着を図るための問題演習型授業であるコア・セッション（「マイクロ経済学A・B」、「マクロ経済学A・B」、「統計学A・B」、「簿記会計A・B」）では、TA（教員の教育活動を補助する大学院生）やSA（学生の学習を補助する3年次以上の学部生）が受講生に近い立場から問題解説や質問対応を行っている。これにより、受講生が質問しやすい雰囲気をつくりながら学習を補助するだけでなく、TAやSAをしている学生自身の学力の向上も図られている。その他、少人数演習型授業を4年間を通じて配置し、知識運用能力の涵養を図っている。また、現実の社会・経済に関する問題をテーマとして、問題発見・問題解決の方法を具体的に学習するためにプロジェクト科目やインターンシップ、PBL型の授業を導入し、多様な授業形態の組合せ・バランスに配慮している。（資料5-2-①-C、別添資料5-2-①-3）

資料5-2-①-A 各学部の授業形態別割合

学部名	講義		演習		講義及び実習		実習		実技		実験		総計	
	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)
教育学部	344	(32.8%)	483	(46.1%)			89	(8.5%)	103	(9.8%)	29	(2.8%)	1048	(100.0%)
経済学部	573	(59.1%)	315	(32.5%)	14	(1.4%)	23	(2.4%)	44	(4.5%)			969	(100.0%)
全体	917	(45.5%)	798	(39.6%)	14	(0.7%)	112	(5.6%)	147	(7.3%)	29	(1.4%)	2,017	(100.0%)

資料5-2-①-B 学習指導方法の工夫の例（教育学部）

科目名	工夫内容
「教育体験科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（自主参加体験）	学校内外の幅広い教育体験に自主的に参加する。学生は、学校支援ボランティア等の情報を収集し、教育実習委員の指導を受けながら活動を行う。

資料 5-2-①-C 学習指導方法の工夫（経済学部）

科目名 (区分)	工夫内容
コア科目教育	コア科目の到達目標の達成を図るため、教員、学部上級生（SA）・大学院生（TA）で構成されるチームによる教育体制を採用している。学部学生にもこの問題演習授業（コア・セッション）を補助させている点が本学部の特徴である。このことは、SA、TA 学生への教育上の効果も期待される。 また、学習教育支援室を整備し、自主学習の支援を行っている。
少人数教育	少人数演習型授業を4年間を通じて配置し、知識運用能力の涵養を図っている。特に3・4年次の専門演習は、各学年60クラス程度を開講しており、1クラス平均が10人以下となる少人数授業である。また、1年次「大学入門セミナー」は35クラス程度、2年次プレセミナー科目は30クラス程度開講している。
インターンシップ	学生の就業体験先として企業等だけでなく、同窓会組織の協力を得て税理士・公認会計士事務所での研修を実現し、学生の職業観の醸成につながっている。
プロジェクト科目	現実の社会・経済に関する問題をテーマとして、専門知識を活かして問題発見・問題解決の方法を具体的に学習するための場として、プロジェクト科目が設けられ、学部学生のみならず、大学院生、教員、留学生と現場の人々とのコラボレーションの場にもなっている。

別添資料 5-2-①-1 Web シラバス「環境教育概論」（フィールドワークを取り入れている授業の例）

別添資料 5-2-①-2 Web シラバス「心のワークショップ」（ワークショップを取り入れている授業の例）

別添資料 5-2-①-3 Web シラバス「プロジェクト」／プロジェクト科目企画申請書プロジェクト科目の概要と実施方法について（経済学部）

【分析結果とその根拠理由】

各学部とも、カリキュラム・ポリシーを実現するために、講義、演習、実験、実習等を組合せ、様々な形態の授業を学生が受講できるように授業形態の組合せ・バランスに配慮している。また、TAやSAの活用、フィールドワークの実施やインターンシップ等の体験型学習機会の提供、少人数教育の実施等、教育内容に応じた適切な学習指導法を採用している。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業期間については、大学全体の学年暦を制定し、定期試験等の期間を含め35週を確保するとともに、補講日の設定、国民の休日等における授業の実施により春学期・秋学期のそれぞれにおいて15週の授業期間と、2週間の試験期間を設け、必要な授業時間数を確保している。（別添資料 5-2-②-1）

本学では、必要な授業時間数の確保に加えて、全学において学生の学習時間を確保するために履修登録単位数に上限（キャップ制）を設けており、教育学部では半期25単位、経済学部では半期24単位としている。なお、平成25年度に当時の上限では学生の自主的な学習の時間が十分確保できていないという議論があり、平成

26年度に見直しを行い、教育学部においては半期 28 単位から 25 単位へ改正し、経済学部においては半期 26 単位から 24 単位へ改正するとともに、4年次生の秋学期は上限なく履修登録できるとの例外規定を見直し、上限を 34 単位へとする改正を行うことで単位の実質化に配慮している。また、教育学部では直前の学期の成績上位者（「全ての受講登録科目の単位を修得し、評点 80 点以上の修得科目の合計単位数が 20 単位以上の者」又は「評点 90 点以上の修得科目の合計単位数が 10 単位以上の者」）においては、受講登録できる上限数を 29 単位まで認めている。（別添資料 5-2-②-2～3）

本学が実施している学生生活実態調査（「2013 滋賀大学学生生活白書（平成 25 年度学生生活実態調査の概要）」）において、各学部生の授業以外の 1 日平均勉強時間を調査している。その調査結果では、授業以外での 1 日の勉強時間が「30 分未満」と回答した学生が、教育学部では 60%弱、経済学部では 50%程度となっており、「30 分未満」と「30 分～1 時間未満」と回答した学生を合わせると両学部で 80%程度の割合となっている。（別添資料 5-2-②-4）

学生が主体的な学習を行えるように、履修ガイダンスや入学時のオリエンテーションを通じて履修指導を行っているほか、Web シラバスで講義計画を示し、学生が履修計画を立て易いように努めるとともに、シラバスにある「授業計画の補足（予習・復習や参考資料など）」の項目は記載を必須としており、授業時間外での予習・復習等の指示を行っている。さらに、「滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）」に課題を提示できる機能を設けて学生の自主学習を促し、予習・復習を含めた学修時間の確保に努めている。e-learning システムである moodle を本学用にカスタマイズした「滋賀大学学習管理システム（SULMS）」でも、授業の映像（録画）のストリーミング機能やオンライン小テスト機能を実施することができ、学生の事前事後学習への活用とともに教員が学生の学習到達度を把握しやすい仕組みを整えている。（別添資料 5-2-②-5～6）

さらに、平成 25 年度に新しく教育実践優秀賞を設けており、この制度では、年度ごとに教育活動に関するテーマを定めて、その年度のテーマに関して優れた教育実践を行った教員を顕彰することとしている。平成 26 年度のテーマを「学生の授業外学習を促す取組」としており、こうした取組により、教員にも学生の主体的な学習を促すように呼びかけ、学生の学習時間の確保に努めている。

- 別添資料 5-2-②-1 平成 27 年度滋賀大学学年暦
- 別添資料 5-2-②-2 受講登録について 教育学部履修手引（抜粋） p25
- 別添資料 5-2-②-3 履修の制限 経済学部学修 navi2015（抜粋） p26
- 別添資料 5-2-②-4 授業以外の 1 日平均勉強時間（「2013 滋賀大学学生生活白書」（抜粋） P7）
- 別添資料 5-2-②-5 SUCCESS 操作手引書（教員用別冊）講義連絡・課題設定
- 別添資料 5-2-②-6 SULMS でできること

【分析結果とその根拠理由】

学生が主体的な学習を行えるように、履修ガイダンスや入学時のオリエンテーションを通じて履修指導を行っているほか、学部ごとに半期に履修できる単位数の上限を定め、授業時間外を含めた学修時間の確保に努めるとともに、「滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）」や「滋賀大学学習管理システム（SULMS）」により学生の自主学習を促し、予習・復習を含めた学修時間の確保に配慮している。また、教員にも学生の自主的な学習を促すように呼びかけを行っており、単位の实質化に配慮している。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点到係る状況】**

本学では、統一した様式による Web シラバスを「滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)」を通じて、ウェブ上で提供している。また、教員は各授業の第 1 回目の講義時に、Web シラバスを印刷したものを配付し、授業の概要、授業の到達目標、授業計画、成績評価の基準等の説明を行っている。(別添資料 5-2-③-1、Web 資料 5-2-③-a)

Web シラバスの項目としては、「授業の目的と概要」、「授業の到達目標」、「授業計画」、「授業計画の補足 (予習・復習や参考資料など)」（学外非公開）、「成績評価の方法」、「成績評価の基準」への記載を必須としており、その他「教科書」、「参考書」、「教材に関する補足情報」等の項目も設けている。

なお、Web シラバスの一層の活用のため、新たな項目をシラバスに加えるなど、さらなる改善を行っている。これまでに行ってきた改善項目では、「授業の目標」を「授業の到達目標」とし、到達目標を具体的に記述するようにしたことや、「授業計画」に加えて「授業計画への補足 (予習・復習や参考資料など)」という項目を新たに設け、予習や復習のための具体的な指示を記述するようにしたこと、授業時間外学習においてもシラバスの活用を図っている。また、「成績評価の基準」は、教員に対し「授業の到達目標」との関係を意識して学生へ示すよう周知している。(別添資料 5-2-③-2)

Web シラバスの作成に際しては、本学の F D 情報誌「su-L (スール) vol. 09」に「シラバス改善特集 2011」として、具体的なシラバスの記入例を掲載している。(別添資料 5-2-③-3) また、Web シラバスの入力状況については、全学教育部会を通じて点検し、教員に対して事務担当が Web シラバスの入力支援も行っている。

別添資料 5-2-③-1 滋賀大学授業ハンドブック 2015 年度 (抜粋) (P8~P9)

別添資料 5-2-③-2 Web シラバス「財務会計総論 I」

別添資料 5-2-③-3 滋賀大学 F D 情報誌「su-L (スール) vol. 09」

Web 資料 5-2-③-a Web シラバス

<https://success.shiga-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/searchMain.aspx>

【分析結果とその根拠理由】

Web シラバスは、「滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)」を通じて学生に提供しており、「授業の到達目標」、「授業計画」や「成績評価の基準」等を記載し、加えて「授業計画への補足 (予習・復習や参考資料など)」の項目を設けて予習や復習のための具体的な指示を記述している。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、授業時間外学習等においても活用されている。

観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**【観点到係る状況】**

1 年次生の春学期は「大学入門セミナー」担当の教員が、その後は専攻・専修主任教員や卒業論文等指導教員が相談員として、学習上の相談や成績不振者への指導助言等を行っている。

教育学部では、リメディアル教育として物理並びに地学を授業時間外に実施している。また、一部の専攻で

は資料対応型学習として必要な書籍や不足する基礎学力向上のための高校生向け副読本等を購入し、附属図書館での自主学習用として配備している。

経済学部では、大学入試センター試験（英語）の点数を基に、「大学英語入門」で習熟度別クラス編成を採用している。さらに、学務委員会で初年次学生を含め成績不振学生の調査を行うと同時に、1～2年次生では「大学入門セミナー」指導教員（アドバイザー教員）が、3～4年次生では演習指導教員が、学務委員会と連絡を取りつつ、修学指導を個別に実施しており、特に成績や授業への出席状況において留年の恐れがある学生に対しては、学務委員長が面談を行い、学生の状況を把握するように努めている。また、学習教育支援室にて、TAやSAが学生からの学習に関する質問に対応しており、相談に来た学生に近い立場から指導・助言ができ、学生の理解深化に貢献している。（Web 資料 5-2-④-a～b）

Web 資料 5-2-④-a 陵水学習教育支援室

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=7/6>

Web 資料 5-2-④-b 学習サポート

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=7>

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生が教員又はTA・SAから学習指導・助言を受けられる体制が整っている。また、リメディアル教育、習熟度別クラス編成を実施しており、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的、かつ適正に行っている。

観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

経済学部各学科に夜間主コースを開講している。講義は、17時45分から始まる第6時限と19時20分から始まる第7時限を中心に行っているほか、16時10分から始まる第5時限も開講しており、夜間開講科目の履修によって卒業に必要な単位修得が可能となっている。また、昼間主コースの授業を経済学部規程実施要項第6に定める科目において30単位まで修得できることとして、履修に配慮している。（資料 5-2-⑤-A～B）

夜間主コースの学生専用の学生相談室（夜間主専用相談スペース）を設け、3人の教員を配置し、学生の相談及び指導に当たっている。（別添資料 5-2-⑤-1）また、専任教員1人と特任教員1人が必修科目である「大学入門セミナー」を担当し、夜間主コースの1年次生全員に指導が行き届くように配慮している。

資料 5-2-⑤-A 滋賀大学経済学部規程（抜粋）

（昼間主コースと夜間主コースの間の授業科目の相互履修）

第16条 学生は、所属コース以外のコースにおいて開講する授業科目を履修し、30単位を超えない範囲でその単位を修得することができる。

2 前項の規定により相互に履修することができる授業科目については、所属コースごとに別に定める。

3 授業時間割に記載された第5限の授業科目は、それぞれの所属コースの単位とする。

資料 5-2-⑤-B 滋賀大学経済学部規程実施要項（抜粋）

第6 昼間主コースと夜間主コースの間の授業科目の相互履修（規程第16条関係）

- 1 昼間主コースの学生が、夜間主コースにおいて履修することができる授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。ただし、教室の収容能力等の事由により、履修を制限する場合がある。
 - (1) 専門教育科目群のうち、学科専門科目

ただし、各学科の指定する必修科目を除く。また、同一セメスターにおいて同一科目が昼間主コースにおいて開講されている場合には夜間主コースで開講されている科目を履修することはできない。
 - (2) 全学共通教養科目
 - (3) その他教授会において適当と認めた授業科目
- 2 夜間主コースの学生が、昼間主コースにおいて履修することができる授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。ただし、教室の収容能力等の事由により、履修を制限する場合がある。
 - (1) 専門教育科目群のうち学科専門科目

また、当該授業科目を履修することができるセメスターは、昼間主コースにおいて定められた標準履修セメスターとする。
 - (2) 専門教育科目群のうち、専門導入科目を除く学部専門共通科目

ただし、コア科目に属する科目については、同一セメスターに夜間主コースにおいて開講されている科目については昼間主コースでの履修を認めない。
 - (3) 専門教育科目群のうち、学部専門共通基礎科目

ただし、学部専門共通基礎科目が、同一セメスターに夜間主コースにおいて開講されている場合は昼間主コースでの履修を認めない。
 - (4) 全学共通教養科目
 - (5) 第21条に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得するために履修する科目
 - (6) その他教授会において適当と認めた授業科目
- 3 前項第5号に定める科目のうち「教職に関する科目」及び規程別表第1及び別表第2に定められた授業科目以外の「教科に関する科目」を修得した場合は、規程第16条に定める30単位の制限単位外とする。

別添資料 5-2-⑤-1 夜間主相談室（夜間主専用相談スペース）

【分析結果とその根拠理由】

経済学部には設けている夜間主コースでは、在籍する学生が受講可能な夜間の時間帯に授業を開講するとともに、昼間主コースの授業の履修も可能にするなど、卒業に必要な単位の修得に支障が生じない配慮を行っている。また、夜間主コースの学生専用の学生相談室を設け、学生の相談及び指導に当たっている。

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学は、それぞれの学部において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

教育学部では、学部としてのディプロマ・ポリシーを定めており、ここに示された能力を身につけた者に、学士（教育）を授与すると明示している。（資料5-3-①-A）

経済学部では、学部全体のディプロマ・ポリシーと学科ごとのディプロマ・ポリシーを定めており、ここに示された能力を身につけた者に対して、学士（経済学）を授与すると明示している。（資料5-3-①-B）

資料 5-3-①-A 教育学部のディプロマ・ポリシー

教育学部のディプロマ・ポリシー

本学部の教育目的のために設定された授業科目を所定の方法により履修し、単位を取得した者に対し、以下のような能力を修得したとして、学士（教育）を授与する。修得すべき授業科目には、講義、演習だけでなく教育実習などの現場の体験やフィールドワーク、卒業論文が含まれる。

1. 自主的に課題を解決できる能力を持っている。
2. 社会・文化・自然・環境などに対する的確な認識、学校教育に関わる基本的知識、及び得意分野に関する専門的知識を持っている。
3. 取得免許状の種類に応じた教科指導や生徒指導についての的確な認識を持っている。
4. 教育現場において適切に思考し判断することができる。
5. 教育の専門家に求められる使命感や倫理観を持っている。
6. 社会人として適切に思考し、他者に対してわかりやすく伝えることができる。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_otsu/kyouiku/edu_diplomapolicy/

資料 5-3-①-B 経済学部のディプロマ・ポリシー

経済学部のディプロマ・ポリシー

本学部の教育目的のために設定された授業科目を所定の方法により履修し、単位を修得することによっ

て、以下のような能力を身につけたものに対し、学士（経済学）の学位を授与する。修得すべき授業科目には、講義、実習、演習だけでなく、企業での就業体験やフィールドワーク、卒業論文が含まれる。

● 社会人としての幅広い知識と汎用的能力

- ・ 経済についての基礎的な知識と考え方を習得している。
- ・ 社会に関わる多様な学問に接し、広い知識と基礎的な考え方を習得している。
- ・ 社会についての情報を適切に扱うことができる。
- ・ 経済や社会の担い手となり、創意と、規範、責任をもって取り組むことができる。
- ・ 多様な人と協働するためのコミュニケーション力と規範を備えている。
- ・ 自主的に問題を発見し、課題として解決できるように取り組むことができる。

● 専門的学識

【経済学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 現代経済学についての基礎的な知識と多角的な考え方を習得している。
- ・ 経済現象の基本的な内容と仕組みを理解することができ、その基礎的な分析の仕方を習得している。
- ・ 複雑な相互関係を含む経済現象の問題について総合的に考えることができる。

【ファイナンス学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 現代経済についての基礎的な知識と経済現象の分析の仕方を習得している。
- ・ 金融市場の機能や制度を、経済学の基礎知識をふまえて理解している。
- ・ 政府の金融・財政政策について基礎的な知識を身につけている。

【企業経営学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 企業経営についての制度や歴史についての基礎的な知識をもっている。
- ・ 企業や経営に関する事象を理解するための多くの考え方を習得している。
- ・ 広い視野に立って、企業経営、組織の意義、人々の協働の重要性を理解し、それらのあるべき姿についての意見を述べることができる。

【会計情報学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 簿記会計、財務会計、管理会計に関する基礎的な知識を修得している。
- ・ 会計専門職を目指すための十分な知識を修得している。
- ・ 様々な会計問題について適切に考え、議論することができ、さらに創造的な挑戦の試みによって社会に貢献できる。

【情報管理学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 現代の経済や経営における情報の処理と活用の仕方を理解し、その効率的な運用が可能である。
- ・ コンピュータによる情報処理やデータの扱い方を習得している。
- ・ システムを構築する上でのコミュニケーション能力を持っている。

【社会システム学科のディプロマ・ポリシー】

- ・ 社会科学、人文科学、自然科学の複数の学問分野にわたる教養を修得している。
- ・ 多様な観点から社会の現象を分析でき、社会をシステムティックに理解できる。
- ・ 国際的な協働の基盤となるための、他の言語や文化に関する知識を有している。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/keizai/eco_diplomapolicy/

【分析結果とその根拠理由】

各学部において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、その内容は明確なものとなっている。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、各学部規程において定めており、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）の3段階評価としており、60点以上を合格として、単位認定を行っている。このことを学部ごとの履修手引等に掲載して、入学時のオリエンテーションで説明する等、学生に周知している。（資料5-3-②-A～B）

各授業科目の成績評価基準については、全学的に Web シラバスに各授業の到達目標、成績評価の基準、成績評価の方法を明記し、授業初回時にガイダンスを実施して授業の概要や成績評価基準の周知を図っている。（前掲 Web 資料 5-2-③-a）

経済学部では、過去の試験問題を「定期試験問題集」として公開し、一部の科目ではポイント解説や合格率を公開するなど、成績評価基準の質と一貫性の確保に努めている。また、両学部（夜間主を除く。）での提出が義務付けられている卒業論文は、所定の期日までに提出して指導教員による厳密な評価を受けることとしている。

資料 5-3-②-A 滋賀大学教育学部規程（抜粋）

（成績の評価）

第 21 条 試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 成績は優（80 点以上）、良（70 点～79 点）、可（60 点～69 点）及び不可（60 点未満）の評語をもってこれを表示する。

資料 5-3-②-B 滋賀大学経済学部規程（抜粋）

（成績の評価）

第 15 条 学業成績は、100 点満点に対する 60 点以上を合格とし、次のとおり評価する。

優（80 点以上）

良（70 点～79 点）

可（60 点～69 点）

前掲 Web 資料 5-2-③-a Web シラバス

<https://success.shiga-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/searchMain.aspx>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準については、それぞれの学部規程で定め、各授業科目の具体的な成績評価基準はシラバス等で明記し、学生に周知している。これらの基準に基づく公正な成績評価、単位認定を適切に実施している。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

Web シラバスにおいて成績評価の基準を明記するとともに、学生が成績評価に疑義がある場合、どのような評価基準・方法により成績が評価されたかを照会するために、学部ごとに事務担当（教育学部は教務係、経済学部は学務課教務係）を窓口として、成績照会制度を組織的に設けており、該当科目の受講生からの申し出に対して成績評価理由を開示している。（別添資料 5-3-③-1~4）

全学として、「滋賀大学における成績評価結果の分布状況の公表について（申し合わせ）」に基づき、公開された成績評価基準の基で厳格な成績評価を行うことを目的に、全学共通教養科目の成績分布を学内で公表している。また、教育学部では、教養科目の成績評価結果を「FD事業報告書」に公表しており、経済学部では、専門科目（コア科目）を中心とした成績評価結果について「FD事業報告書」で公表するとともに経済学部全講義科目検索システムでも公表している。（別添資料 5-3-③-5~6）

別添資料 5-3-③-1	成績照会制度について 平成 27 年度履修手引（抜粋）（教育学部） p27
別添資料 5-3-③-2	教育学部成績照会制度の申出書
別添資料 5-3-③-3	成績評価に関する照会について「期末試験注意事項」等（抜粋）（経済学部）
別添資料 5-3-③-4	成績照会の結果概要（平成 26 年度秋学期分）（経済学部）
別添資料 5-3-③-5	滋賀大学における成績評価結果の分布状況の公表について（申し合わせ）
別添資料 5-3-③-6	全学共通教養科目の成績分布（平成 25 年度秋学期分）（平成 26 年度春学期分）（冊子）

【分析結果とその根拠理由】

各学部では、成績評価の基準をシラバスに明記し、受講生からの申し出に対して成績評価理由を開示する制度を定めている。また、成績分布を公表することにより、成績評価の透明性を高め、その客観性・厳格性の確保に資している。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学学則に従い、各学部規程において卒業認定基準を定めており、これを記載した履修手引等を入学時に学生に配付し、入学時オリエンテーションにおいて周知を図っている。

卒業には、教育学部は、専攻・専修によって異なるが、教養教育科目 34 単位、教員養成基本科目 22~60 単位、教育参加科目 8~11 単位、得意分野育成科目 26~62 単位の計 132 単位以上を、経済学部は、教養教育科目（昼間主 35 単位、夜間主 34 単位）と専門教育科目（昼間主 91 単位、夜間主 92 単位）の計 126 単位以上を修得することが必要となっている。（資料 5-3-④-A~B、前掲資料 5-1-②-A）

なお、経済学部昼間主コースの学生には、3 年次進級の要件を設けている。（資料 5-3-④-C）

卒業認定は、授業科目区分ごとの修得単位数を基に各学部の学務委員会で協議の上、教授会での審議を経て、最終的に学長が決定している。

資料 5-3-④-A 滋賀大学教育学部規程 (抜粋)

(卒業認定)

第 22 条 本学部に所定の期間在学し、所定の授業科目と単位数を修得した学生は、教授会の議を経て、卒業と認める。

資料 5-3-④-B 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

(卒業要件)

第 10 条 本学部を卒業するためには、第 4 条第 1 項に規定する修業年限以上在学し、第 12 条に規定する履修方法に基づいて、次の表に掲げる単位以上を修得しなければならない。

- 2 本学に 3 年以上在学した者が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、当該教授会の議を経て、卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることができる。
- 3 早期卒業に関する事項は、国立大学法人滋賀大学経済学部・大学院経済学研究科（博士前期課程）5 年一貫教育プログラム要項に定める。

昼間主コース（編入学生を除く）

(総括表)

教養教育科目群				専門教育科目群		計
大学入門科目	全学共通 教養科目	外国語科目	体育科目	学部専門共通基礎科目	学部専門共通科目 学 科 専 門 科 目	
5 単位	20 単位	8 単位	2 単位	91 単位		

夜間主コース

(総括表)

教養教育科目群			専門教育科目群		計
大学入門科目	全学共通教養科目 滋賀大学で学ぶ 体 育 科 目	外国語科目	学部専門共通基礎科目	学部専門共通科目 学 科 専 門 科 目	
2 単位	24 単位	8 単位	92 単位		

(卒業認定及び学位の授与)

第 20 条 第 10 条に規定する卒業要件を具備したときは、卒業と認め、国立大学法人滋賀大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところにより、学士の学位を授与する。

資料 5-3-④-C 滋賀大学経済学部規程 (抜粋)

(進級要件)

第9条 昼間主コース所属の学生は、次の表に掲げる単位以上を修得しなければ第3年次に進級することができない。

授 業 科 目 等	単 位
大学入門科目	5
内 大学入門セミナー	1
英会話基礎	1
大学英語入門	1
滋賀大学で学ぶ	2
外国語科目	4
内 英語 I a・I b 又は II から	2
第二外国語 I a H・I a A・I b H 又は I b A から	2
体育科目	2
内 スポーツ科学 I 及び II	2
学部専門共通基礎科目、学部専門共通科目、学科専門 科目又は全学共通教養科目から	35
内 学科入門科目から (企業経営学科のみ)	2
学部専門共通基礎科目から	2
コア科目から	12
プレセミナーから	3
が含まれていること	
合 計	46

備考

「第二外国語」とは、英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語及び韓国・朝鮮語）の中から選択した外国語科目をいう。

2 前項に規定する進級要件を欠き留年となった学生は、専門演習 I を履修することができない。

前掲資料 5-1-②-A 滋賀大学教育学部規程 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

卒業判定基準を、学部規程で定め、入学時オリエンテーションで学生に周知している。また、これらの基準に基づいて卒業認定を適切に実施している。

<大学院課程>

観点 5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、滋賀大学学則第85条の2において、大学院の教育課程の編成方針を「研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。」と定めている。その上で、それぞれの研究科・専攻において教育課程を編成・実施するための方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。（資料5-4-①-A～C）

資料 5-4-①-A 滋賀大学学則（抜粋）

（教育課程の編成方針）

第 85 条の 2 大学院の教育課程は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成は、研究科ごとに別に定める。

資料 5-4-①-B 教育学研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育学研究科のカリキュラム・ポリシー

本研究科では、学位授与の方針に基づいて、高度専門的職業人の育成を目的として考案された教育課程にしたがい教育と研究指導を行う。この教育課程は、各専攻が求める高度な専門知識・技能および実践的指導力を獲得するために編成された科目群から成る。

【学校教育専攻のカリキュラム・ポリシー】

本専攻においては、学校教育および環境教育、情報教育に関する諸問題を科学的に解明する研究能力と問題解決のための実践力を養うことを目的に、以下の科目群を設ける。

学生は、

1. 学校や子ども、発達・学習にかかわる先進的知見を獲得するための共通科目として「学校教育共通科目」を履修する。
2. 学校教育にかかわる現代的な諸課題に対応できる問題解決力を育成するための共通科目として「教科教育共通科目」を履修する。
3. 専門分野に関わる高度な知識や技能を獲得するための選択科目である「専門分野科目」（学校教育に関する科目、環境教育に関する科目、情報教育に関する科目および自由科目）のなかから専攻の領域にかかわる科目を選択し、履修する。
4. 以上の科目群から 24 単位以上履修したうえで、各専攻の領域から研究課題を設定、教員の指導を受けて修士論文を作成、提出する（「課題研究」）。

【障害児教育専攻のカリキュラム・ポリシー】

本専攻においては、特別支援教育に関する諸問題を総合的に解決するための資質と能力を養うとともに、

教育実践の分析・理論的再構成を行うことを目的に、以下の科目群を設ける。

学生は、

1. 学校や子ども、発達・学習にかかわる先進的知見を獲得するための共通科目として「学校教育共通科目」を履修する。
2. 学校教育にかかわる現代的な諸課題に対応できる問題解決力を育成するための共通科目として「教科教育共通科目」を履修する。
3. 専門分野に関わる高度な知識や技能を獲得するための選択科目である「専門分野科目」（障害児教育に関する科目および自由科目）のなかから選択し、履修する。
4. 以上の科目群から24単位以上履修したうえで、専修領域から研究課題を設定、教員の指導を受けて修士論文を作成、提出する（「課題研究」）。

【教科教育専攻のカリキュラム・ポリシー】

本専攻では、各教科に関する諸問題を解明するために必要な教育実践および研究能力の向上を図ることを目的に、以下の科目群を設ける。

学生は、

1. 学校や子ども、発達・学習にかかわる先進的知見を獲得するための共通科目として「学校教育共通科目」を履修する。
2. 学校教育にかかわる現代的な諸課題に対応できる問題解決力を育成するための共通科目として「教科教育共通科目」を履修する。
3. 専門分野に関わる高度な知識や技能を獲得するための選択科目である「専門分野科目」（教科教育に関する科目、教科内容に関する科目および自由科目）の中から選択し、履修する。
4. 以上の科目群から24単位以上履修したうえで、各専修領域から研究課題を設定、教員の指導を受けて修士論文を作成、提出する（「課題研究」）。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_otsu/kyouikugaku/edu_curriculumpolicy/

資料5-4-①-C 経済学研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

経済学研究科のカリキュラム・ポリシー

〈前期課程〉のカリキュラム・ポリシー

大学院経済学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を行います。

より効果的な教育を行うため、博士前期課程の各専攻は2つのコースを有します。ひとつは、高度専門職業人の養成を目指したプロフェッショナル・コースです。もうひとつが、研究者を目指す方やアカデミックな目で現職務を見直し自分の進む道を再確認したい方、そして実務経験を総括し生涯の知的欲求を満たしたい方などを対象としたリサーチ・コースです。各専攻で提供されるカリキュラム編成は下記のとおりです。

【経済学専攻のカリキュラム・ポリシー】

経済学専攻は、現代の経済システムに関する経済諸科目、社会システムに関する諸科目で構成されてい

ます。その主要部分をなす経済学研究分野は、理論経済学、経済学史、統計学、経済史、経済政策、産業経済論、社会政策、労働経済論、財政学、金融論、国際経済論等の専門領域を含んでいます。

これらにより本専攻では、現代の複雑な経済・社会システムに関する理論・歴史・政策・制度等を網羅し、これらの領域における高度な専門知識を教授し、その応用能力を育成します。

【経営学専攻のカリキュラム・ポリシー】

経営学専攻は、現代の企業等が抱える経営課題に対応し、経営諸科目、会計諸科目、情報諸科目、および社会システムに関する諸科目で構成されます。

経営分野では企業経営の歴史・戦略・組織・財務・人的資源、会計分野では財務会計・管理会計、情報分野では経営工学・経営情報システム論・システム設計論・ネットワーク論、社会システム分野では法律・行動科学・社会・文化論等の専門領域を含んでいます。

これらにより本専攻では、それぞれの領域における高度な専門知識を教授し、その応用能力を育成します。

【グローバル・ファイナンス専攻のカリキュラム・ポリシー】

グローバル・ファイナンス専攻は、金融・ファイナンスの基礎理論分野、金融・保険・証券市場とそれに対応する政策分野、ファイナンスの実務分野（企業金融、公的金融、国際会計等）の3分野の科目で構成されています。

これらにより本専攻では、金融のグローバル化に対応し、金融・ファイナンスの総合的知識の修得と応用それらを現場に生かすための能力を育成します。

〈後期課程〉のカリキュラム・ポリシー

大学院経済学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに基づき、リスク・リサーチャーを養成するためのカリキュラムを提供しています。

具体的には、「経済」、「企業経営」、「金融」、「情報」、「公共部門」等、個別化された枠にとらわれず、リスクに精通し、リスクを適切に管理し、リスクをふまえて新たな事業を創出できるようになるために、次の3点にもとづいてカリキュラムを編成しています。

第1に、本専攻では、経済活動に伴って生じるリスクのうち、金融リスク、経済リスク、経営リスクに研究領域を設定し、その研究教育組織は、「リスク基礎」、「リスク管理」、「リスクと創造」の3教育研究分野から構成されます。

第2に、授業科目の編成と履修方法は、リスクの基礎研究から専門研究に至る知見を体系的に修得できるよう工夫しています。

第3に、院生の研究指導拠点として「特別演習」、「フィールドワーク」、「プロジェクト研究」を設定し、学位論文準備から論文完成にいたる全過程における複数教員指導体制を実現し、学位論文の完成をめざします。

〈前期課程〉

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/zenki/eco_curriculumpolicy/

〈後期課程〉

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/kouki/eco_curriculumpolicy/

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において教育課程を編成・実施するための方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、その内容は明確なものとなっている。

観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到に係る状況】

各研究科は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、教育課程を編成している。

教育学研究科では、専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。学校教育専攻においては、学校教育及び環境教育、情報教育に関する諸問題を科学的に解明する研究能力とそれらの問題を解決する実践力を養うことを目的に科目群を設置している。障害児教育専攻においては、特別支援教育に関する諸問題を総合的に解決するための資質と能力を養うとともに、教育実践の分析・理論的再構成を行うことを目的に科目群を設置している。教科教育専攻においては、各教科に関する諸問題を解決するために必要な教育実践及び研究能力の向上を図ることを目的に科目群を設置している。

これらの編成方針に基づき、学校や子ども、発達・学習に関わる先進的知見を獲得する学校教育共通科目や、学校教育に関わる現代的な諸問題に対応できる問題解決力を育成する教科教育共通科目、専門分野に関わる高度な知識や技能を獲得する専門分野科目を配置し、これらの科目群を履修したうえで、課題研究において各専攻の領域から研究課題を設定し、指導教員による指導を受けて学位論文を作成することとしている。（前掲資料5-4-①-A）これらのことから、教育学研究科の教育課程の内容、水準は、授与する「修士（教育学）」にふさわしいものとなっている。（資料5-4-②-A～B）

経済学研究科博士前期課程においては、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を目的として、より効果的な教育を行うため、各専攻にそれぞれ2つのコース（プロフェッショナル・コース、リサーチ・コース）を設け、異なる修了要件を課している。プロフェッショナル・コースは、高度専門職業人の養成を目指したもので、修士論文又は特定課題研究を修了要件とするコースとしている。リサーチ・コースは、研究者を目指す者やアカデミックな目で現職務を見直し自分の進む道を再確認したい者、そして実務経験を総括し生涯の知的欲求を満たしたい者等を対象としたもので、修士論文を必須の修了要件とするコースとしている。

また、経済学研究科博士前期課程では、専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。教育課程の編成においては、経済学専攻では、現代の経済システムに関する経済諸科目、社会システムに関する諸科目で構成し、経営学専攻は、現代の企業等が抱える経営課題に対応し、経営諸科目、会計諸科目、情報諸科目及び社会システムに関する諸科目で構成し、グローバル・ファイナンス専攻は、金融・ファイナンスの基礎理論分野、金融・保険・証券市場とそれに対応する政策分野、ファイナンスの実務分野（企業金融、公的金融、国際会計等）の3分野の科目で構成している。これら編成方針に基づき、大学院での研究の一般的な基礎となる知識・スキル、現代社会の特質に関わる知識、柔軟な思考力を養成する基礎科目、各自が選んだテーマに即して研究を深めるための展開科目、野村総合研究所との連携大学院科目や特定科目及び演習科目を配置し、指導教員等による指導を受け、学位論文（修士論文又は特定課題研究）を作成することとしている。これらのことから、経済学研究科博士前期課程の教育課程の内容、水準は、経済学専攻においては「修士（経済学）」、経営学専攻においては「修士（経営学）」、グローバル・ファイナンス専攻においては「修士（ファイナンス）」にふ

さわしいものとなっている。(資料5-4-②-A～B、別添資料5-4-②-1)

経済学研究科博士後期課程では、「経済」、「企業経営」、「金融」、「情報」、「公共部門」等、個別化された枠にとらわれず、リスクに精通し、リスクを適切に管理し、リスクをふまえて新たな事業を創出できる「リスク・リサーチャー」の養成を目的に教育課程を編成している。経済活動に伴って生じるリスクのうち、金融リスク、経済リスク、経営リスクに研究領域を設定し、リスクの基礎理論と先端的なリスク理論、リスク分析手法を学ぶ「リスク基礎」、経済・経営・金融・情報通信におけるミクロとマクロのリスク管理手法を学ぶ「リスク管理」及び企業、産業、そして地域を創造する環境整備等の教育研究、歴史研究を行う「リスクと創造」の3分野からなる授業科目と、「フィールドワーク」、「プロジェクト研究」及び各年次に配置している「特別演習」からなる共通科目を必修として、リスクの基礎研究から専門研究に至る知見を体系的に修得できる編成としている。これらのことから、経済学研究科博士後期課程の教育課程の内容、水準は、「博士（経済学又は経営学）」にふさわしいものとなっている。(資料5-4-②-A～B、別添資料5-4-②-2)

資料5-4-②-A 滋賀大学学則 (抜粋)

(学位授与)

第113条 修士課程、博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

資料5-4-②-B 滋賀大学学位規程 (抜粋)

(専攻分野の名称)

第15条 修士の学位を授与するに当たっては、次の表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
教育学研究科	学校教育専攻	教育学
	障害児教育専攻	
	教科教育専攻	
経済学研究科	経済学専攻	経済学
	経営学専攻	経営学
	グローバル・ファイナンス専攻	ファイナンス

(専攻分野の名称)

第30条 博士の学位を授与するに当たっては、次の表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
経済学研究科	経済経営リスク専攻	経済学又は経営学

別添資料5-4-②-1 滋賀大学大学院経済学研究科規程実施要項

別添資料5-4-②-2 経済経営リスク専攻の概要 (「大学院経済学研究科履修案内」(抜粋) P134～135)

前掲資料5-4-①-A 滋賀大学学則 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、カリキュラム・ポリシーに基づき適切な科目を体系的に配置した教育課程を編成しており、その内容、水準は授与する学位名において適切なものとなっている。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

学生の多様なニーズに応えるために、他の研究科における授業科目の履修（学則第90条）、他の大学院における授業科目の履修（学則第91条）、入学前の既修得単位の認定（学則第93条）に係る規定を設けている。また、長期にわたる教育課程の履修（学則第94条）の規定（長期履修制度）を設け、現職教員や社会人等、標準の修業年限で修了することが困難な学生のために、標準修業年限を超えて履修できるよう配慮している。（資料5-4-③-A～B、別添資料5-4-③-1～2）さらに、経済学研究科の博士前期及び後期課程では、一部科目を大津サテライトプラザで開講するなど、社会人学生の履修の利便を図っている。（別添資料5-4-③-3）

教育学研究科では、学則第91条に基づき、京都教育大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学の大学院教育学研究科との間で単位互換協定を締結している。また、教育職員免許状を有しない学生のために、「教育職員免許状取得プログラム」を設け、3年間の長期履修学生制度を利用して、小学校教諭一種免許状または中学校教諭一種免許状のどちらかを取得することを可能としている。（別添資料5-4-③-4）

経済学研究科では、平成26年度から学部と大学院の一貫教育体制として5年一貫教育プログラムを導入している。これは、大学院教育の強化を図り、より強力な研究科を構築していくための制度改革の一環として、学部から5年で「学士と修士」の学位が取得できるものであり、学部を3年間で早期卒業し2年間で大学院を修了できるコースと、学部を4年間で卒業して1年間で大学院を早期修了できるコースを設けている。（別添資料5-4-③-5）さらに、国際教育連携を通じ、グローバルに活躍するビジネス人材養成へのニーズに応えることを目的として、平成26年度に東北財経大学（中国）との間で「5.5年国際連携一貫教育プログラムに関する協定」を締結し、平成27年秋のプログラム開始に向けて学生募集を開始している。このプログラムは、海外の協定大学学士課程で3年間、経済・ビジネス分野と日本語を学習した学生が本学経済学部で留学して、協定大学学士課程の最終年の学習を本学で行うとともに、本学経済学研究科への進学準備も併せて進める一貫教育の仕組みと秋季入学制度の導入により、大学院修業年限を短縮して修士号の獲得を可能とする制度である。これにより海外大学の学士課程卒業後、日本の大学院で修士学位を取得する場合、学年暦の違いもあり通常6.5年を要するが、このプログラムでは学部・大学院の連携一貫教育により、5.5年で海外大学の学士号と本学の修士号の2つの学位の取得が可能となっている。（別添資料5-4-③-6）

また、両研究科において、各授業担当者は、研究活動を通じて得られた学術の先端的な発展動向を取り入れ、それを授業内容に積極的に反映している。例えば、教育学研究科では「情報システム特論」において、コンピュータ内部での情報の符号化と取り扱われ方、インターネットを実現する仕組みについて学び、ビッグデータの概念、ビッグデータが有する利点と危険性を理解した上で、ビッグデータの教育への応用について授業を行っている。経済学研究科では「金融リスク論特殊講義」において、サブプライム問題に端を発した世界的な金融危機により注目を集めている金融不安定性仮説について、ポスト・ケインズ派のマクロ経済学、マクロ動学において、金融リスクがどのように定式化され、金融の不安定性が考察されているか、ケーススタディを含めて検

討を行っている。(資料 5-4-③-C)

さらに、経済学研究科における野村総合研究所との連携大学院では連携大学院科目が提供されており、現代の社会的要請に対応し、実践的応用力に秀でた高度専門職業人能力の養成を目指すプロフェッショナル・コースでは当該科目の修得が選択必修となっており、社会の要請に応える教育内容となっている。(前掲別添資料 1-1-②-2)

資料 5-4-③-A 滋賀大学学則 (抜粋)

(他の研究科における授業科目の履修)	
第 90 条	研究科において教育上有益と認めるときは、当該研究科の学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。
(他の大学院における授業科目の履修)	
第 91 条	研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2	前項の規定は、学生が、外国の大学院（これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。）に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。
3	前 2 項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。
(入学前の既修得単位の認定)	
第 93 条	研究科において教育上有益と認めるときは、学生が研究科入学前に、本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条に規定する科目等履修生等として修得した単位を含む。）を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2	前項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。
(長期にわたる教育課程の履修)	
第 94 条	学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
2	前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

資料 5-4-③-B 長期履修学生数

(単位:人)

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
教育学研究科	17	15	14	14	17
経済学研究科博士前期課程	3	4	6	8	8
経済学研究科博士後期課程	10	11	11	9	11

資料 5-4-③-C 大学院研究科における研究成果や学問の進展等を反映させた授業内容の例

	専攻／専修名	職名	研究成果等の授業内容への反映例	授業科目名
教育学研究科	学校教育／学校教育	教授	教育学研究科の大学院生にとって「いじめ」のメカニズムと対処方法を知ることは不可欠である。理解をより深めるために、本学部で以前実施した「いじめ」に関する意識調査の結果を教材として用いている。	教育心理学総論
	学校教育／学校教育	教授	管理と個性尊重がせめぎ合う生徒指導に学術的にアプローチし、両者をともに実現するあり方を解説する。また、近年問題となっている環境移行につまずく子ども・若者を支援するキャリア教育もその一環として解説する。	生徒指導特論
	学校教育／環境教育	教授	日本の衣生活様式の変遷・伝統的繊維産業の現状と課題について、最近の繊維工学の動向を踏まえて講述し、持続可能な衣生活の在り方について論考する。	地域衣生活環境特論
	学校教育／情報教育	教授	ビッグデータの概念と何が可能になるのかの実例を文献から学び、ビッグデータを学校教育に利用した場合の利点と問題点を考察する。	情報システム特論
	教科教育／英語教育	教授	最新の英語教育研究の知見・英語教育の動向に触れながら、研究と実践をつなぐ視点が身につくよう、講義を進める。大学院生の関心を引出し、課題研究につなげるブレインストーミングの機会を多く提供する。	英語科教育特論 I
経済学研究科	経済学 経営学	教授	近世観光地域史・旅行文化史についての自己の研究成果に基づいて、附属史料館で所蔵する古文書や絵図等の実物を用いながら、歴史学を視覚的・体験的に講義する。	日本社会史特講 I・II
	経営学	教授	社会的多様性の比較制度分析アプローチにより、経営環境が変化するなかで、機能的柔軟性をもちえる組織の雇用システムを支える条件とは何かについて考える。	人的資源管理論特講 I
	グローバル・ファイナンス	教授	研究成果をまとめた著書『金融恐慌のマクロ経済学』（中央経済社、2006年）を用いて、経済の実物面と金融面の相互関係を考察する。	マクロ金融論特講 I・II
	経済経営リスク	准教授	数理計画法及びゲーム理論等を取り扱う。一部の内容は、専門誌に掲載された研究結果に基づいている。	オペレーションズ・リサーチ特殊講義
	経済経営リスク	教授	国内金融、国際金融において発生する種々のリスクの可能性と、その理論化、リスクに対する対策を中心に、ケーススタディを含めて検討していく。	金融リスク論特殊講義

別添資料 5-4-③-1	滋賀大学大学院教育学研究科長期履修学生規程
別添資料 5-4-③-2	滋賀大学大学院経済学研究科長期履修学生規程
別添資料 5-4-③-3	大学院サテライト教室について 博士前期課程新入生オリエンテーション配布物（経済学研究科）
別添資料 5-4-③-4	「教育職員免許状取得プログラム」について（教育学研究科（修士課程）の案内（抜粋）P3～4）
別添資料 5-4-③-5	滋賀大学経済学部・大学院経済学研究科（博士前期課程）5年一貫教育プログラム要項
別添資料 5-4-③-6	国際大学連携 5.5年一貫教育プログラムについて

前掲別添資料 1-1-②-2	滋賀大学大学院経済学研究科規程（別表 4（第 4 条関係））
----------------	--------------------------------

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、昼夜開講や長期履修制度を設けるなど、学生の多様なニーズに配慮している。また、3年間の教育職員免許状取得プログラムや経済学部・経済学研究科の選択制「5年一貫教育プログラム」の導入により、実用的な資格や高度な専門知識を修得できるプログラムを設け、学生の多様なニーズ、学術の発展、社会からの要請に応えている。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科では、教育に携わる上での高度な専門知識・技能及び実践的指導力を養成するために、学校教育共通科目、教職及び教科に関する科目に関して、講義と演習をバランスよく配置している。また、学校教育現場への訪問、授業参観、グループ討論やロールプレイ、教材作成、授業研究等、実践的な学習指導法を多く取り入れている。（資料 5-5-①-A）

経済学研究科博士前期課程では、ケース・メソッドを中心とした経営環境変化全般についての実践的講義を提供し、講義（実践形式の講義含む。）、演習を適切なバランスで学生が選択できるように配置している。（別添資料 5-5-①-1）

経済学研究科博士後期課程では、実践的な問題発見能力や解決能力、また柔軟で自立的な研究能力を培うため、複数指導教員の指導の下で実施される「フィールドワーク」や「プロジェクト研究」を配置している。

資料 5-5-①-A 各研究科の授業形態別割合（平成 26 年度）

研究科	講義		演習		総計	
	科目数	(割合)	科目数	(割合)	科目数	(割合)
教育学研究科	201	(40.3%)	298	(59.7%)	499	(100.0%)
経済学研究科博士前期課程	135	(19.8%)	548	(80.2%)	683	(100.0%)
経済学研究科博士後期課程	264	(42.1%)	363	(57.9%)	627	(100.0%)
全体	600	(33.2%)	1,209	(66.8%)	1,809	(100.0%)

別添資料 5-5-①-1 Web シラバス「経営環境分析特講Ⅱ」

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、講義や演習をバランスよく組み合わせ、教育内容に応じた適切な研究指導法を取り入れている。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

全学の学年暦にあわせて1年間の授業期間、試験期間等を定めており、定期試験等の期間を含め35週を確保するとともに、補講日の設定、国民の休日等における授業の実施により春学期・秋学期のそれぞれにおいて15週の授業期間を確保している。（前掲資料 5-2-②-1、別添資料 5-5-②-1～3）

本学大学院では、ほとんどの授業を少人数で行っており、学生の発表や現実的なテーマについて討論することを多くの講義の中に取り入れている。そのために、学生は授業の事前学習をすることが必要になるが、シラバスにおいて授業全体の到達目標を明らかにするとともに、各回の講義の中で必要な事前学習の内容を明示し、学生の自主的学習を促進する指導を行っている。

さらに、経済学研究科では、学生が履修届を提出するにあたって研究指導教員の指導を受けることとしており、適切な履修計画が立てられるように配慮している。（資料 5-5-②-A）

また、本学が実施している学生生活実態調査（「2013 滋賀大学学生生活白書（平成 25 年度学生生活実態調査の概要）」において、各研究科の学生の授業以外の1日平均勉強時間を調査している。その調査結果から、経済学研究科では授業以外での1日の勉強時間が「3時間以上」と回答した大学院生が50%近くになっており、教育学研究科でも「3時間以上」と「2時間～3時間未満」を含めると30%を超えている。（前掲別添資料 5-2-②-4）

資料 5-5-②-A 滋賀大学大学院経済学研究科規程（抜粋）

（履修届）

第5条 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする授業科目を定め、指定の期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

別添資料 5-5-②-1 平成 27 年度 行事予定（教育学研究科）

別添資料 5-5-②-2 平成 27 年度 大学院主要学年暦（経済学研究科博士前期課程）

別添資料 5-5-②-3 平成 27 年度 大学院主要学年暦（経済学研究科博士後期課程）

前掲資料 5-2-②-1 平成 27 年度滋賀大学学年暦

前掲別添資料 5-2-②-4 授業以外の1日平均勉強時間（「2013 滋賀大学学生生活白書」（抜粋）P7）

【分析結果とその根拠理由】

各科目の到達目標をシラバスに明示するとともに、学生が発表する機会を多く取り入れて、学生の自主的学習を促進しており、単位の実質化に配慮している。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、学部と同様に統一した様式による Web シラバスを「滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)」を通じて提供している。Web シラバスの項目としては、「授業の目的と概要」、「授業の到達目標」、「授業計画」、「授業計画の補足 (予習・復習や参考資料など)」(学外非公開)、「成績評価の方法」、「成績評価の基準」への記載を必須としており、その他に「教科書」、「参考書」、「教材に関する補足情報」、「参考文献一覧」、「履修上の注意事項」等の項目を設けている。(別添資料 5-5-③-1~2)

なお、シラバスの一層の活用のため、新たな項目をシラバスに加えるなど、さらなる改善を行っている。これまでに行ってきた改善項目では、「授業の目標」を「授業の到達目標」とし、到達目標を具体的に記述するようにしたことや、「授業計画」に加えて「授業計画への補足 (予習・復習や参考資料など)」という項目を新たに設け、予習や復習のための具体的な指示を記述するようにしたこと、授業時間外学習においてもシラバスの活用を図っている。また、「成績評価の基準」は、教員に対し「授業の到達目標」との関係を意識して学生へ示すこととしている。

シラバスの作成に際しては、本学のFD情報誌「su-L (スール) vol.09」に「シラバス改善特集 2011」として、具体的なシラバスの記入例を掲載している。また、シラバスの入力状況については、事務担当者が定期的に点検し、教員に対して Web シラバスの入力支援も行っている。(前掲 Web 資料 5-2-③-a、前掲別添資料 5-2-③-1、3)

別添資料 5-5-③-1 Web シラバス「教育心理学総論」

別添資料 5-5-③-2 Web シラバス「国際経済関係論特講Ⅱ」

前掲 Web 資料 5-2-③-a Web シラバス

<https://success.shiga-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/searchMain.aspx>

前掲別添資料 5-2-③-1 滋賀大学授業ハンドブック 2015 年度 (抜粋) (P8~P9)

前掲別添資料 5-2-③-3 滋賀大学FD情報誌「su-L (スール) vol.09」

【分析結果とその根拠理由】

Web シラバスとして全学で統一的なシラバスを作成し、「滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)」を通じて提供するとともに、授業の到達目標、授業計画や成績評価の方法等、学生の履修選択や学習に役立つ内容の充実を図っている。

以上のことから、適切なシラバスを作成・活用している。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、昼夜開講制（学則第87条）を設け、平日の夜間や土曜日における授業を開講している。（資料5-5-④-A～B）

教育学研究科では、教育委員会からの派遣教員以外の現職教員や社会人学生等のために平日の第6時限（18時00分～19時30分）と第7時限（19時40分～21時10分）及び土曜日に開講し、さらに夏季・冬季休業期間中も集中講義を開講して、履修に配慮した時間割としている。

経済学研究科では、社会人学生を対象に、平日の6時限（17時45分～19時15分）と7時限（19時20分～20時50分）に加えて、土曜日にも授業を開講し、在籍する学生に配慮した時間割としている。

資料5-5-④-A 滋賀大学学則（抜粋）

（教育方法の特例）

第87条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

資料5-5-④-B 社会人の大学院生数（平成27年5月1日現在）

（単位：人）

研究科	課程	1年次	2年次	3年次
教育学研究科	修士課程	27	31	
経済学研究科	博士前期課程	7	23	
	博士後期課程	4	3	10

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、平日の夜間や土曜日の授業開講により、学生に配慮した時間割を設定し、適切な指導を行っている。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、各研究科規程に掲げる目的を達成するために、研究指導教員等の下で研究指導を受けている。

教育学研究科では、学位論文作成に関わる必修の授業科目「課題研究」を開設し、「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査及び最終試験に関する内規」に定められた計画に基づき、指導教員が研究指導、学位論文作成指導を行っている。学位論文の審査にあたっては、複数の教員により厳密な審査と最終試験を実施している。（資料 5-5-⑥-A、別添資料 5-5-⑥-1）

経済学研究科では、学位授与に関しては「滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する取扱要領」及び「滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する運用内規」の定めに基づき、指導教員が研究指導や学位論文作成指導を行っている。（別添資料 5-5-⑥-2～3）

博士前期課程では、研究指導教員に加えて副研究指導教員 1 人の 2 人による複数指導体制をとっている。学位論文については、まず 7 月頃に博士前期課程の大学院生を対象に学位論文等の作成に関する研修会を開催し、2 年次の秋に学位論文中間発表会を開催している。平成 26 年度からは、これまで分散的に開催していた学位論文中間発表会を専攻にかかわらず同一の日に統一し、大学院生が他の大学院生の発表を聞いて参考にすることができるような場を設けるとともに、指導教員以外の教員からアドバイスを受ける機会を増やしている。（資料 5-5-⑥-B、別添資料 5-5-⑥-4～5）

また、博士後期課程では、学位論文準備から作成にいたる全過程において、研究指導教員 1 人及び副研究指導教員 2 人による複数教員指導体制をとっている。学位論文については、申請資格の一つである中間報告会において、より客観的な視点での研究指導・助言を得るために外部評価者による評価を実施し、大学院生の研究意識を高めている。（資料 5-5-⑥-B、別添資料 5-5-⑥-6）

さらに、学位論文を作成するにあたっての「剽窃行為を避けるためのガイドライン」を策定し、大学院生に指導及び注意喚起している。（別添資料 5-5-⑥-7）

これらの指導体制の下、教育課程の趣旨に沿った多くの学位論文（修士論文・博士論文）が作成されている。（資料 5-5-⑥-C）

資料 5-5-⑥-A 滋賀大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

（研究指導教員）

第 3 条 学生は、入学後、自己の所属する専攻・専修の教員の中から研究指導教員（以下「指導教員」という。）を定め、当該教員の了承を得て、指定の期間内に研究科長に届け出なければならない。

2 前項に規定する指導教員の決定は、国立大学法人滋賀大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。

3 指導教員は、研究指導及びその他の指導を行う。

資料 5-5-⑥-B 滋賀大学大学院経済学研究科規程 (抜粋)

(研究指導教員)	
第3条 学生は、入学後、研究指導教員及び副研究指導教員（以下「指導教員」という。）を定め、当該教員の承認を得て、指定の期間内に指導教員届を研究科長に提出しなければならない。	
2 前項に規定する指導教員の決定は、滋賀大学大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。	
3 指導教員は、次に掲げる研究指導及びその他の指導を行う。	
(1) 博士前期課程においては、履修計画作成の援助及び演習	
(2) 博士後期課程においては、フィールドワーク、プロジェクト研究及び特別演習	
4 博士前期課程の学生にあつては、研究指導教員及び副研究指導教員各1人とする。	
5 博士後期課程の学生にあつては、研究指導教員1人及び副研究指導教員2人とする。	

資料 5-5-⑥-C 平成 26 年度の滋賀大学大学院修士・博士論文題目の例

研究科名	専攻/専修名	論文題目
教育学研究科	学校教育/学校教育	公立中学校における「学びあい授業」の実践的追及
	障害児教育/障害児教育	生活科を通して考える「気になる子」の課題と支援 －就学前教育と小学校教育の接続の問題に着目して－
	教科教育/社会科教育	社会科におけるゲーム活用の可能性
	教科教育/数学教育	算数科における問題づくりの効果についての考察 －「不備な問題」を修正する活動を中心に－
経済学研究科 博士前期課程	経済学専攻	地域コミュニティにおけるコモンズの形成と運営に関する考察 －近江八幡市小舟木エコ村の事例から－
	経営学専攻	彦根高等商業学校生の修学と進路の動向
	グローバル・ファイナンス専攻	グローバル金融危機が日本株式市場の資本資産価格モデルに与えた影響の実証分析
経済学研究科 博士後期課程	経済経営リスク専攻	日本の生保の新たな健全性指標からみる中国の今後の健全性監督のあり方

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 別添資料 5-5-⑥-1 | 滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査及び最終試験に関する内規 |
| 別添資料 5-5-⑥-2 | 滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する取扱要領 |
| 別添資料 5-5-⑥-3 | 滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する運用内規 |
| 別添資料 5-5-⑥-4 | 修士論文等の作成に関する研修会（経済学研究科博士前期課程） |
| 別添資料 5-5-⑥-5 | 学位論文中間発表会の開催について（経済学研究科博士前期課程） |
| 別添資料 5-5-⑥-6 | 中間研究報告会（経済学研究科博士後期課程） |
| 別添資料 5-5-⑥-7 | 剽窃行為を避けるためのガイドライン |

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、研究指導、学位論文指導にあたり、研究指導教員等を置き、指導体制を整備している。また、学位論文を作成するにあたっての「剽窃行為を避けるためのガイドライン」を策定し、大学院生に指導及び注意喚起を行い、教育課程の趣旨に沿った計画に基づき、適切な指導を行っている。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学大学院は、それぞれの研究科において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

教育学研究科では、専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。学校教育専攻においては、学校教育についての専門知識・技能、学校教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任感を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。障害児教育専攻においては、特別支援教育についての専門知識・技能、特別支援教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。教科教育専攻においては、各教科の教育についての専門知識・実践的指導力、各教科の教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。（資料 5-6-①-A）

経済学研究科博士前期課程においては、経済学、金融・ファイナンス、経営学等に関する最新の専門的知識、問題探究・解決能力、民間企業及び地方公共団体での指導力、研究能力等の条件のうちいずれかを満たしているものに対して修士（経済学、ファイナンス、経営学）の学位を各専攻に応じて授与すると明示している。（資料 5-6-①-B）

経済学研究科博士後期課程においては、経済学及び経営学におけるリスクに関する最先端の知識と研究能力、リスク分析能力、リスク管理能力、リスク管理、企業創造、地域創造に関わっての指導力等の条件のうちいずれかを満たしている者に博士（経済学あるいは経営学）の学位を授与すると明示している。（資料 5-6-①-B）

資料 5-6-①-A 教育学研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

教育学研究科のディプロマ・ポリシー

本研究科の教育目的に沿って定められた所定の教育課程を履修し、各専攻が要求する以下の要件を満たしたと認められる者に対して、別に定める「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」による学位論文審査及び最終試験に合格することにより、修士（教育学）の学位を授与する。

【学校教育専攻のディプロマ・ポリシー】

1. 学校教育に関連する諸科学について、高度な専門知識・技能を習得していること。
2. 学校教育をめぐる諸課題を自主的に発見・分析・理解し、幅広い専門的知見をもとにその対応策について考えることができること。
3. 意欲的に課題探究に取り組み、継続的な自己研鑽への意志を持っていること。
4. 高度専門的職業人としての使命と責任を自覚し、深い知見と実践的指導力をもって教育活動に取り組むことができること。

【障害児教育専攻のディプロマ・ポリシー】

1. 特別支援教育に関連する諸科学について、高度な専門知識・技能を習得していること。
2. 特別支援教育をめぐる諸課題を自主的に発見・分析・理解し、幅広い専門的知見をもとにその対応策

について考えることができること。

3. 意欲的に課題探究に取り組み、継続的な自己研鑽への意志を持っていること。
4. 高度専門的職業人としての使命と責任を自覚し、深い知見と実践的指導力をもって特別支援教育に取り組むことができること。

【教科教育専攻のディプロマ・ポリシー】

1. 各教科の教育に関する専門知識及び教科指導や授業改善を行う事の出来る高度な実践力を獲得していること。
2. 各教科の教育をめぐる諸課題を自主的に発見・分析・理解し、実践研究を通して獲得した幅広い専門的知見をもとにその対応策について考えることができること。
3. 意欲的に課題探究に取り組み、継続的な自己研鑽への意志を持っていること。
4. 高度専門的職業人としての使命と責任を自覚し、深い知見と高い実践的指導力をもって各教科の教育活動に取り組むことができること。

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_otsu/kyouikugaku/edu_diplomapolicy/

資料5-6-①-B 経済学研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

経済学研究科<前期課程>のディプロマ・ポリシー

滋賀大学大学院経済学研究科博士前期課程は、経済学専攻、グローバル・ファイナンス専攻、経営学専攻からなり、下記に示すいずれかの条件を満たした者に修士（経済学、ファイナンス、経営学）の学位を授与します。

1. 経済学、金融・ファイナンス、経営学等に関する最新の専門的知識を修得していること。
2. 専門知識を基盤に、問題を探究し、解決できる能力を有していること。
3. 高度専門職業人として、民間企業および地方公共団体で指導的役割を果たしたり税理士や研究者として活躍できたりする能力を有していること。
4. 留学生においては帰国後、政府機関や民間企業において指導的役割を果たす能力を有していること。
5. 研究者を目指す者は、博士後期課程へ進学するための素養を有していること。

経済学研究科<後期課程>のディプロマ・ポリシー

滋賀大学大学院経済学研究科博士後期課程には経済経営リスク専攻がおかれています。下記に示すいずれかの条件を満たした者に博士（経済学あるいは経営学）の学位を授与します。

1. 経済学及び経営学におけるリスクに関する最先端の知識と研究能力を修得していること。
2. 新しく事業を創造することができるリスク分析能力とリスク管理能力を有していること。
3. 派遣元企業や地方公共団体等で、リスク管理、企業創造、地域創造に関わって、指導的役割を果たす能力を有していること。
4. 留学生においては帰国後、経済開発、地域開発、金融政策に携わる政治家・公務員あるいはベンチャー企業家や経営コンサルタント等として活躍する能力を有していること。

〈前期課程〉

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/zenki/eco_diplomapolicy/

〈後期課程〉

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/kouki/eco_diplomapolicy/

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、その内容は明確なものとなっている。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の成績評価基準は、各研究科規程において定めており、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）の3段階評価としており、60点以上を合格として、単位認定を行っている。（資料5-3-②-A～B）

各授業科目の成績評価基準については、Web シラバスに各授業の達成目標、成績評価の基準、成績評価の方法を明記し、授業初回時にガイダンスを実施して成績評価基準の周知を図っている。（前掲別添資料5-5-③-2）
成績評価及び単位認定は、これらの基準に沿って実施している。

資料5-6-②-A 滋賀大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

（成績）

第16条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点を満点とし60点以上を合格とする。

2 成績は、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（59点以下）の評語をもってこれを表示する。

資料5-6-②-B 滋賀大学大学院経済学研究科規程（抜粋）

（成績）

第16条 授業科目の試験、学位論文（博士前期課程にあつては、課程の目的に応じた学位論文又は特定の課題についての研究の成果。以下同じ。）及び最終試験の成績は、100点を満点とし60点以上を合格とする。

2 成績は、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（59点以下）の評語をもってこれを表示する。

前掲別添資料5-5-③-2 Web シラバス「国際経済関係論特講Ⅱ」

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準については、学則や各研究科規程等に定めるとともに、各授業科目における具体的な成績評価

方法についても Web シラバスを通じて学生に周知しており、これらの基準に従って、成績評価及び単位認定を適切に実施している。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績の評価基準を Web シラバスにおいて明記するとともに、それぞれの研究科において、学生が成績評価に疑義がある場合の成績照会制度を設けている。

教育学研究科では、成績に関する疑問がある場合、担当教員に申し立てを行うことができ、学生は申し立てを行った場合、研究科運営委員会の立会いの下、事前に明示された評価の方法・評価の基準に基づき、授業担当教員へ評価を確認することができる。（別添資料 5-6-③-1）

経済学研究科では、「滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）」を使って全ての大学院生へ成績照会に関する事項を周知しており、所定の照会書を学務課大学院係へ提出し、大学院学務委員長が適切な照会かどうか審査した後、担当教員へ回答を要請することになっている。（別添資料 5-6-③-2）

別添資料 5-6-③-1 成績の照会について（「教育学研究科履修手引」（抜粋） p12）

別添資料 5-6-③-2 成績照会制度について（経済学研究科）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価について、評価基準等を学生に周知し、その基準に基づいて教員が厳格に成績評価を行っている。

また、成績に疑問がある学生に対して成績照会制度を設けており、成績評価の客観性を担保するための措置を講じている。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修了認定については、学則第 113 条(学位授与)、学位規程第 12 条(修士の学位授与の認定)及び第 27 条(博士の学位授与の認定)、大学院教育学研究科規程第 6 条(履修単位)、第 7 条(履修の方法)及び第 20 条(課程修了の認定)、大学院経済学研究科規程第 6 条(履修方法)、第 19 条(課程修了の認定)等関係規程に定められている。(資料 5-6-④-A~D)

修了認定要件については、所定の期間以上在籍し、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文(特定課題研究含む。)の審査及び最終試験に合格しなければならないと定めている。

教育学研究科においては、修了要件 30 単位のうち、必修の学校教育共通科目 4 単位として「学校教育総論」「教育心理学総論」を設け、教員としての資質の基盤を成す指導力を高めることを目指している。また、4 単

位を教科教育共通科目（学校教育専攻環境教育専修、情報教育専修除く。）、4単位を自由選択科目、6単位を課題研究に充てている。残りの12単位（学校教育専攻環境教育専修、情報教育専修は16単位）は、各専攻で開講している科目の履修に充てている。

経済学研究科博士前期課程においては、高度専門職業人の養成を目指したプロフェッショナル・コースでは、修士論文又は特定課題研究のいずれかを選択し36単位以上（5年一貫教育プログラム学生は30単位以上）を、主に研究者等の養成を目指したリサーチ・コースでは、修士論文を必須とし36単位以上（5年一貫教育プログラム学生は30単位以上）を取得することが修了要件である。

経済学研究科博士後期課程においては、修了に必要な単位は22単位である。

各研究科における審査にあたっては、各研究科委員会は学位論文の審査委員として、当該学生の所属する専攻の教授及び関連する授業科目担当の教授又は准教授のうちから、3人以上の審査委員を、また、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができることとしている。

審査に当たっては、各研究科において、学位論文審査及び最終試験に関する内規や学位授与に関する取扱い要領や内規、「剽窃行為を避けるためのガイドライン」、さらに、評価基準についても学位論文審査基準を定めており、当該基準に従って厳密に審査を行っている。研究科委員会は、論文審査委員からの報告に基づき審議し、出席者の3分の2以上の同意により、学位を授与すべきか否かを認定している。（前掲別添資料5-5-⑥-1～3、7、別添資料5-6-④-1～2）

なお、学位論文に係る成績評価に疑問や不審がある場合には、成績照会制度を組織的に設けており、学生からの申し出に対して修士（又は博士）の学位論文審査及び最終試験結果報告書の開示により対応している。（前掲別添資料5-6-③-1～2）

修了認定に係る規程、評価基準等は履修案内、本学ウェブサイトを通じて公表しているほか、オリエンテーション等の機会においても学生に周知している。また、学位論文の審査においては、論文報告会の公開や、3人以上の審査（最終試験）委員による審査体制、審査結果の公表等により、成績評価の客観性・正確性を担保している。

資料5-6-④-A 滋賀大学学則（抜粋）

（学位授与）

第113条 修士課程、博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

資料5-6-④-B 滋賀大学学位規程（抜粋）

第3章 修士の学位授与

（審査委員）

第10条 研究科委員会は、前条の審査を付託されたときは、当該学生の所属する専攻の教授及び関連する授業科目担当の教授又は准教授のうちから、3人以上の審査委員を選出する。ただし、必要があるときは、国立大学法人滋賀大学学則（平成16年4月1日制定）第82条第1項に規定する専任講師又は助教を審査委員に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

(修士の学位授与の認定)

第 12 条 研究科委員会は、前条第 2 項に規定する報告に基づいて審議し、修士の学位を授与すべきか否かを認定する。

- 2 前項の規定による認定は、研究科委員会委員（以下「委員」という。）の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。
- 3 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、委員の総数に算入しない。
 - (1) 休職者
 - (2) 公務出張者
 - (3) 海外渡航中の者（私事渡航の場合を除く。）
 - (4) 病気療養者で 1 か月以上本務を離れることとなる者

第 4 章 博士の学位授与

(審査委員)

第 22 条 前条の規定により博士論文の審査を付託された研究科委員会は、博士論文の内容及び専攻科目に関連がある教授又は准教授のうちから審査委員 3 人以上を選出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により提出された博士論文は、受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。

(博士の学位授与の認定)

第 27 条 博士の学位授与の認定については、第 12 条の規定を準用する。

資料 5-6-④-C 滋賀大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

(履修単位)

第 6 条 学生は、前条に規定する修学の方法に応じて、次の表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

(履修の方法)

第 7 条 授業科目の履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教科教育共通科目は、各専攻・専修ごとに開設されるものを履修しなければならない。ただし、学校教育専修の学生にあつては、教科教育専攻のいずれかの専修の授業科目から選択しなければならない。
- (2) 課題研究は、自己の所属する専攻・専修の分野の指導教員のもとで研究を行わなければならない。
- (3) 教科教育専攻の学生にあつては、教科教育に関する科目を自己の所属する専修の授業科目から選択して履修しなければならない。
- (4) 教科内容に関する科目は、自己の所属する専修の授業科目から選択して履修しなければならない。

(課程修了の認定)

第 20 条 課程修了の認定は、研究科に 2 年（学則第 94 条の規定により長期履修を認められた学生にあつては、認められた修業年限の年数）以上在学し、第 6 条に規定する修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が行う。

ただし、在学期間に関しては、研究科において特に優れた業績を上げた者と認められた者については、研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

資料 5-6-④-D 滋賀大学大学院経済学研究科規程（抜粋）

（履修方法）

第 6 条 修了に必要な単位数は、博士前期課程においては、国立大学法人滋賀大学大学院経済学研究科規程実施要項（平成 17 年 3 月 8 日制定。以下「実施要項」という。）に定める履修方法に基づき 36 単位以上又は 30 単位以上、博士後期課程においては別表 6 に定める履修方法に基づき 22 単位以上を修得しなければならない。ただし、研究科において特に優れた業績を上げたと認められた者については、この限りでない。

（学位論文の提出及び審査）

第 17 条 博士前期課程の学生で学位論文を提出できる者は、実施要項に定めるとおりとする。

2 博士後期課程の学生で学位論文を提出できる者は、当該課程に 2 年以上在学し、フィールドワーク、プロジェクト研究、特別演習 I 及び II の 8 単位を含め 14 単位以上を修得している者でなければならない。ただし、研究科において特に優れた業績を上げたと認められた者については、この限りでない。

3 学位論文は、指定の期間内に学位論文審査申請書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（最終試験）

第 18 条 最終試験は、第 6 条に規定する修了に必要な単位数を修得し、かつ、学位論文を提出した者について、筆答又は口頭により行う。

（課程修了の認定）

第 19 条 博士前期課程の修了の認定は、当該課程に 2 年以上在学し、第 6 条に規定する修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が行う。ただし、在学期間に関しては、当該課程において特に優れた業績を上げたと認められた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の認定は、当該課程に 3 年以上在学し、第 6 条に規定する修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が行う。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたと認められた者については、当該課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

別添資料 5-6-④-1 滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準

別添資料 5-6-④-2 滋賀大学大学院経済学研究科論文審査基準

前掲別添資料 5-5-⑥-1 滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査及び最終試験に関する内規

前掲別添資料 5-5-⑥-2 滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する取扱要領

前掲別添資料 5-5-⑥-3 滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する運用内規

前掲別添資料 5-5-⑥-7 剽窃行為を避けるためのガイドライン

前掲別添資料 5-6-③-1 成績の照会について（「教育学研究科履修手引」（抜粋）p12）

前掲別添資料 5-6-③-2 成績照会制度について（経済学研究科）

【分析結果とその根拠理由】

論文審査及び修了認定について、滋賀大学学位規程並びに各研究科の学位論文評価基準に関する基準及び内規を策定して公開し、研究科委員会及び審査委員会の下で厳正な審査を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 単位の実質化を図るための学習時間の確保を目的として、「滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)」や「滋賀大学学習管理システム (SULMS)」等を整備し、事前事後学習の促進にも力を入れているとともに、厳格な成績評価を行うために成績評価結果の分布状況を毎年冊子で公表している。
- 学部ごとに半期で履修できる単位数の上限を見直すとともに、Web シラバスの点検、改善を行い、「授業計画への補足 (予習・復習や参考資料など)」の項目を設けることで、予習や復習のための具体的な指示を記述し、授業時間外学習の重要性をガイダンスや学習指導を通じて学生へ周知し、単位の实質化に配慮している。
- 特色ある教育の取組として、科学技術振興機構の「理数系教員 (コア・サイエンス・ティーチャー : CST) 養成拠点プログラム」や文部科学省各種補助事業に「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」、「高度専門職業人としての知のマネジメント能力の育成—経済・経営系学士力修得のための学習ポートフォリオシステムの整備—」、「留学生の受入と派遣促進のための滋賀大学の特色を活かしたプレップ・プログラム」、「複眼的フィードバックによる就業力育成」、「実践力を持った教員の養成をめざす教育実習支援システムの構築に向けた改革」、「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」、「学生の主体的な学びあいを基礎とする教育システムの刷新—経済・経営系教育における白熱教室の創出—」、「滋京奈地域における産学連携インターンシップ等による人材育成」、「「学びの双方向交流」によるグローバル人材基礎力養成プログラムの構築」が採択されている。
- 教育学部では、学生の教育現場での実践経験の拡大を図るため教育参加プログラムを実施し、経済学部では英語による専門科目授業や企業人講座の開講など、各学部の人材養成の目的に沿った取組を行っている。
- 経済学部では、将来グローバルに活躍できる人材を育成するための「グローバル人材育成コース」を設置している。また、大学院教育の強化を図り、より強力な研究科を構築していくための制度改革の一環として、学部・大学院の選択制「5年一貫教育プログラム」を導入している。
- 学部、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、シラバス等で学生に周知した成績評価の基準に基づき、公正な成績評価、単位認定、卒業・修了認定を行っている。また、学部、研究科ともに成績照会制度を設けていることと合わせて、成績評価の透明性を高めている。
- 経済学研究科博士後期課程では、学位論文中間報告会を開催し、より客観的な視点での研究指導・助言を得るために外部評価者による評価を実施するなど、大学院生の研究意識を高めている。

【改善を要する点】

該当なし

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

教育学部の学生の標準修業年限内の卒業率（標準修業年限内の卒業者数／入学者数）は87.2～93.1%で推移しており、約90%の学生が4年間で卒業要件を満たして卒業している。また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は91.1～95.4%となっている。（資料6-1-①-A～B）教員免許状の取得状況については、卒業する学生の多くは複数の教員免許状を取得している。（資料6-1-①-C）なお、社会教育主事や学校図書館司書教諭等の教員免許状以外の資格を取得する学生も多く見受けられる。（資料6-1-①-D）

専攻科の学生は、100%の学生が標準修業年限内に修了している。（資料6-1-①-E）

経済学部の学生の標準修業年限内の卒業率は71.2～78.3%で推移している。また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は88.9～91.0%になっている。（資料6-1-①-F～G）これは、留年状況を調査し、要因の分析と改善方策を検討し、特に修学状況に問題のある学生に対して学務委員長が個別面談を行うなどの修学支援を強化し、留年状況等の改善を図ってきた結果である。なお、経済学部生の資格取得の一例として、情報処理技術者試験やデータベーススペシャリスト試験の合格、TOEIC（公開テスト）800点以上等がある。

教育学研究科の学生の標準修業年限内の修了者の比率は85.3～93.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率になると89.7～95.2%で推移している。（資料6-1-①-H～I）また、新たに専修免許を取得する学生が相当数見受けられ、学生の意欲の表れであると考えられる。（資料6-1-①-J）

経済学研究科博士前期課程の学生の標準修業年限内の修了率は82.9～94.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率になると89.5～100.0%で推移している。（資料6-1-①-K～L）

経済学研究科博士後期課程の学生の標準修業年限内の修了率は各年度で25.0%以内で推移しており、「標準修業年限×1.5」年内修了率でも20.0～66.7%で推移しているものの、経済・経営分野の博士の学位にあっては各年度1～5人の学位取得の実績を残している。（資料6-1-①-M～O）

各学部・研究科の休学、退学、除籍、留年者数（率）は、資料のとおりである。（資料6-1-①-P）

資料6-1-①-A 標準修業年限内の卒業率（教育学部）

入学年度	H19	H20	H21	H22	H23
標準修業年限前の入学者数（人）（A）	261	269	258	253	260
標準修業年限内の卒業者数（人）（B）	243	241	225	228	237
卒業年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内卒業率（%）（B）/（A）	93.1	89.6	87.2	90.1	91.2

資料6-1-①-B 「標準修業年限×1.5」年内卒業率（教育学部）

入学年度	H17	H18	H19	H20	H21
標準修業年限×1.5年前の入学人数（人）（A）	255	256	261	269	258
標準修業年限×1.5年内の卒業人数（人）（B）	234	236	249	249	235
卒業年度	H20～H22	H21～H23	H22～H24	H23～H25	H24～H26
標準修業年限×1.5年内卒業率（%）（B）/（A）	91.8	92.2	95.4	92.6	91.1

資料6-1-①-C 教員免許状の取得状況（教育学部）

（単位：人）

卒業年度		H22	H23	H24	H25	H26
学校教育教員 養成課程	卒業人数	188	191	175	184	186
	小1種	167	168	158	165	156
	小2種	3	2	2	4	6
	中1種	141	153	131	151	142
	中2種	0	0	1	1	0
	高1種	125	106	106	110	105
	幼1種	33	37	30	24	32
	幼2種	4	2	1	2	1
	特別支援学校1種	40	33	33	22	27
	特別支援学校2種	0	2	0	1	1
情報教育課程	卒業人数	38	32	37	34	29
	小1種	10	6	10	6	9
	小2種	0	0	0	0	2
	中1種	5	15	20	16	12
	高1種	6	26	24	24	23
環境教育課程	卒業人数	33	32	33	32	34
	小1種	12	8	8	12	15
	小2種	0	0	0	1	1
	中1種	20	13	16	25	14
	中2種	0	0	0	0	1
	高1種	21	13	16	23	17

資料6-1-①-D 教員免許状以外の資格取得状況（教育学部）

（単位：人）

卒業年度	H22	H23	H24	H25	H26
卒業人数	259	255	245	250	249
社会教育主事 *1	14	16	11	8	10
学校図書館司書教諭*2	12	37	8	18	11
学芸員 *3	6	12	11	8	19
保育士	25	27	28	18	20

*1 社会教育実習履修者数、*2 本学から文部科学省への一括申請数、*3 博物館実習Ⅲ履修者数

資料6-1-①-E 標準修業年限内修了率（専攻科）

入学年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限前の入学者数（人）(A)	9	10	16	11	8
標準修業年限内の卒業生数（人）(B)	9	10	16	11	8
卒業年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内卒業率（%）(B)/(A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料6-1-①-F 標準修業年限内卒業率（経済学部）

入学年度	H19	H20	H21	H22	H23
標準修業年限前の入学者数（人）(A)	608	632	621	611	607
標準修業年限内の卒業生数（人）(B)	449	450	486	445	453
卒業年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内卒業率（%）(B)/(A)	73.8	71.2	78.3	72.8	74.6

資料6-1-①-G 「標準修業年限×1.5」年内卒業率（経済学部）

入学年度	H17	H18	H19	H20	H21
標準修業年限×1.5年前の入学者数（人）(A)	628	604	613	630	621
標準修業年限×1.5年内の卒業生数（人）(B)	570	543	545	570	565
卒業年度	H20～H22	H21～H23	H22～H24	H23～H25	H24～H26
標準修業年限×1.5年内卒業率（%）(B)/(A)	90.8	89.9	88.9	90.5	91.0

資料6-1-①-H 標準修業年限内修了率（教育学研究科）

入学年度	H21	H22	H23	H24	H25
標準修業年限前の入学者数（人）(A)	68	62	65	48	55
標準修業年限内の学位取得者数（人）(B)	58	58	59	43	47
修了年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内修了率（%）(B)/(A)	85.3	93.5	90.8	89.6	85.5

資料6-1-①-I 「標準修業年限×1.5」年内修了率（教育学研究科）

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24
標準修業年限×1.5前の入学者数（人）(A)	58	68	62	65	48
標準修業年限×1.5内の学位取得者数（人）(B)	55	61	59	59	44
修了年度	H21～H22	H22～H23	H23～H24	H24～H25	H25～H26
標準修業年限×1.5年内修了率（人）(A)/(B)	94.8	89.7	95.2	90.8	91.7

資料6-1-①-J 教育学研究科の修了者及び教員免許取得状況

(単位：人)

修了年度	H22	H23	H24	H25	H26
修了者数	59	62	62	44	48
専修免許（小学校）取得者数	16	25	17	14	14
専修免許（中学校）取得者数	31	30	22	25	30
専修免許（高等学校）取得者数	30	35	28	28	33
専修免許（特別支援学校）取得者数	5	1	4	2	0
専修免許（幼稚園）取得者数	1	3	5	1	3

資料6-1-①-K 標準修業年限内修了率（経済学研究科博士前期課程）

入学年度	H21	H22	H23	H24	H25
標準修業年限前の入学者数（人）(A)	55	57	44	40	41
標準修業年限内の学位取得者数（人）(B)	52	47	37	34	34
修了年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内修了率（%）(B)/(A)	94.5	82.5	84.1	85.0	82.9

資料6-1-①-L 「標準修業年限×1.5」年内修了率（経済学研究科博士前期課程）

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24
標準修業年限×1.5前の入学者数（人）(A)	49	55	57	44	40
標準修業年限×1.5内の学位取得者数（人）(B)	48	55	51	41	37
修了年度	H21～H22	H22～H23	H23～H24	H24～H25	H25～H26
標準修業年限×1.5年内修了率（人）(A)/(B)	98.0	100.0	89.5	93.2	92.5

資料6-1-①-M 標準修業年限内修了率（経済学研究科博士後期課程）

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24
標準修業年限前の入学者数（人）(A)	5	4	6	8	5
標準修業年限内の学位取得者数（人）(B)	1	1	0	1	1
修了年度	H22	H23	H24	H25	H26
標準修業年限内修了率（%）(B)/(A)	20.0	25.0	0.0	12.5	20.0

資料6-1-①-N 「標準修業年限×1.5」年内修了率（経済学研究科博士後期課程）

入学年度	H18	H19	H20	H21	H22
標準修業年限×1.5前の入学者数（人）(A)	5	3	5	4	6
標準修業年限×1.5内の学位取得者数（人）(B)	1	2	2	1	2
修了年度	H20～H22	H21～H23	H22～H24	H23～H25	H24～H26
標準修業年限×1.5年内修了率（人）(A)/(B)	20.0	66.7	40.0	25.0	33.3

資料6-1-①-0 博士後期課程学位取得状況(経済学研究科)

(単位:人)

入学 年度	入学 者数	学 位 取 得 者 数										
		H21	H22		H23		H24		H25		H26	
		3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
H19	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H20	7	—	—	1	0	0	0	1	0	0	1	0
H21	6	—	—	—	—	1	0	0	0	0	0	1
H22	7	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0	1
H23	6	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	1
H24	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計		2	1		1		1		2		5	

資料6-1-①-P 休学、退学、除籍、留年者数(率)一覧

区分	在籍者 (人)	休学者 (人)	休学率 (%)	退学者 (人)	退学率 (%)	除籍者 (人)	除籍率 (%)	進級留年者 (人)	進級留年率 (%)	卒業留年者 (人)	卒業留年率 (%)	
H22	教育学部	1,075	22	2.0	7	0.7	1	0.1	—	—	35	3.3
	経済学部	2,640	114	4.3	39	1.5	10	0.4	93	3.5	246	9.3
	教育学研究科	142	8	5.6	2	1.4	0	0.0	—	—	21	14.8
	経済学研究科(前)	117	4	3.4	1	0.9	0	0.0	—	—	5	4.3
	経済学研究科(後)	31	8	25.8	3	9.7	1	3.2	—	—	13	41.9
H23	教育学部	1,068	23	2.2	6	0.6	2	0.2	—	—	44	4.1
	経済学部	2,622	109	4.2	44	1.7	15	0.6	60	2.3	253	9.6
	教育学研究科	143	9	6.3	3	2.1	0	0.0	—	—	16	11.2
	経済学研究科(前)	107	5	4.7	0	0.0	1	0.9	—	—	10	9.3
	経済学研究科(後)	31	10	32.3	1	3.2	1	3.2	—	—	15	48.4
H24	教育学部	1,061	30	2.8	6	0.6	1	0.1	—	—	43	4.1
	経済学部	2,615	115	4.4	31	1.2	14	0.5	71	2.7	224	8.6
	教育学研究科	127	8	6.3	3	2.4	2	1.6	—	—	11	8.7
	経済学研究科(前)	96	4	4.2	1	1.0	2	2.1	—	—	12	12.5
	経済学研究科(後)	32	10	31.3	2	6.3	0	0.0	—	—	19	59.4
H25	教育学部	1,063	23	2.2	8	0.8	3	0.3	—	—	34	3.2
	経済学部	2,555	133	5.2	33	1.3	11	0.4	65	2.5	236	9.2
	教育学研究科	119	4	3.4	4	3.4	0	0.0	—	—	12	10.1
	経済学研究科(前)	92	5	5.4	0	0.0	0	0.0	—	—	12	13.0
	経済学研究科(後)	31	11	35.5	2	6.5	0	0.0	—	—	21	67.7
H26	教育学部	1,057	19	1.8	10	0.9	2	0.2	—	—	35	3.3
	経済学部	2,566	125	4.9	31	1.2	8	0.3	72	2.8	226	8.8
	教育学研究科	128	13	10.2	5	3.9	1	0.8	—	—	17	13.3
	経済学研究科(前)	92	11	12.0	0	0.0	1	1.1	—	—	13	14.1
	経済学研究科(後)	32	12	37.5	2	6.3	2	6.3	—	—	15	46.9

【分析結果とその根拠理由】

学生の卒業及び修了の状況、教育学部、教育学研究科の教員免許状と各種資格取得状況及び経済学部、経済学研究科博士前期・後期課程の学位の取得状況から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育の効果や学生の学習成果を測るため、各学部・研究科で調査・分析を行っている。

平成 25 年度に、卒業・修了予定の各学部生及び各研究科生（修士課程・博士前期課程）に対し、教育内容や学習成果について種々の観点に基づいてアンケートを実施した。その結果からは、両学部・研究科のアンケートにおいて、教育内容等について肯定的な回答が多く示され、概ね評価は高いものとなっている。

教育学部では、各問いに対し「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した学生は、「学校教育に関する基本的な知識を身につけることができた。」は 88.0%、「自分の得意分野に関する専門的知識を身につけることができた。」は 82.4%となっており、どちらも 80%を超えており、学生が自身の学習成果が上がっていることを認識していることがうかがえる。また、「総じて、本学の学部教育に満足しているか。」という問いに対しては 86.9%と高い数値になっており、本学の学部教育に満足していることがうかがえる。（別添資料 6-1-②-1(a-1)）

経済学部では、各問いに対し「思う」、「ある程度思う」と回答した学生は、「少人数教育の授業科目が役に立ったと思いますか。」は 84.5%、「コア科目が役に立ったと思いますか。」は 92.1%、「コアセッションが役に立ったと思いますか。」は 91.2%となっており、高比率で各科目が自身の学習に役立ったと認識していることがうかがえる。また、「所属する専門演習について学習の達成、充実の観点からどのように思っていますか。」との問いに対し、「十分満足している」、「ある程度満足している」と回答した学生の合計比率は 93.1%といった結果からも専門演習は十分に機能しており、「専門演習を通じての卒業論文作成についてどのように評価していますか。」との問いに対し、「学習の成果を十分に文章化できた」、「ある程度できた」と回答した学生の合計比率は 83.6%に上っていることから教育効果が上がっていることがうかがえる。（別添資料 6-1-②-1(a-2)）

教育学研究科においては、現職派遣大学院生と学部卒進学等大学院生とで別々に調査しており、各問いに対して「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した大学院生の平均比率は、「学校や子ども、発達、学習にかかわる先進的知見を身につけることができた。」は 91.7%、「学校教育にかかわる現代的な諸課題に対応できる問題解決能力を身につけることができた。」は 77.8%、「専門分野に関する知識や技能を身につけることができた。」は 88.9%と、学生が自身の学習成果が上がっていることを認識していることがうかがえる。また、「総じて、本学の大学院教育に満足しているか。」という問いに対しては 91.7%と高い数値になっており、本学の大学院での教育に満足していることがうかがえる。（資料 6-1-②-1(a-3)）

経済学研究科においては、各問いに対して「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した大学院生の比率は、「「古典講読」で研究能力を高められたと思いますか。」は 95.0%、「「ビジネスプレゼンテーション」でプレゼンテーション能力を高められたと思いますか。」は 96.1%、「「経営環境分析特講」で産業界の最新動向や実践的知識を習得できたと思いますか。」では 100.0%、「「ワークショップ」で問題意識を高められたと思いますか。」は 86.4%と、高比率で各科目の学習で自身の能力を高められたと認識していることがうかがえる。また、「学位論文では、研究の成果を發揮できたと思いますか。」との問いに対しては 94.4%に上り、「大学院では、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を目的としています。あなたはこの目的が達成されたと考えていますか。」との問いに対しても 97.2%と高比率であることから、本学研究科の高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を行う教育目標に対してその成果が得られ、ほとんどの学生が自身の学習成果が上がっていると判断していることがうかがえる。（別添資料 6-1-②-1(a-4)）

別添資料 6-1-②-1 平成 26 年度滋賀大学 F D 事業報告書

(a-1) 平成 25 年度教育学部卒業予定学生による滋賀大学教育学部評価調査 (p14-41)

(a-2) 平成 25 年度経済学部卒業予定学生アンケート調査の分析結果 (p165-176)

(a-3) 平成 25 年度教育学研究科修了予定学生への滋賀大学大学院教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査 (p70-80)

(a-4) 平成 25 年度経済学研究科修了予定学生アンケート調査の分析結果 (p230-241)

【分析結果とその根拠理由】

学部や研究科が行った卒業・修了予定者アンケート調査の結果から、授業に対する学生の満足度は高く、本学の教育による学生の学習成果が上がっていると判断できる。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

教育学部では、学校教育教員養成課程の卒業生の中で教員になった者の割合が高水準で、平成 26 年度卒業生の教員就職率は 64.5% (120 人) となっている。なお、平成 23 年度卒業生、平成 24 年度卒業生では 75.0% (138 人)、72.8% (126 人) と 2 年連続で教員就職率が全国の国立大学の中で 3 位になっている。(別添資料 6-2-①-1) また、民間企業への就職も教育・学習支援関係が最も多く、次いで公務員、製造業、情報通信業、医療・福祉など多彩であり、卒業生の中には、大学院へ進学して研究職を目指す者もいる。(資料 6-2-①-A~B、別添資料 6-2-①-2)

経済学部の就職状況は、平成 22~26 年度の間で景気の低迷による厳しい雇用情勢下においても常に 90% を上回る就職率を維持するなど、社会的にも高い評価を得ている。また、平成 26 年度の卒業生の就職先としては製造業が 23.4%、金融業が 23.3% であり、次いで情報通信業、公務員、卸売業・小売業等となっている。(資料 6-2-①-C~D、別添資料 6-2-①-2)

大学院における平成 22 年度以降の修了者の進路状況については、教育学研究科は、現職教員の学生は職務に復帰する者はほぼ 100% と多く、一般学生は教員になる者が最も多く、企業や官公庁へ就職する者もいる。また、経済学研究科博士前期課程においては「その他」の割合が大きいが、これは、会計士・税理士等の資格取得希望者や、帰国後に就職活動を行う留学生を含めて、就職活動中の者及び自営業等が含まれるためである。経済学研究科博士後期課程の修了生は、留学生で母国での大学教員になる者をはじめ、上級公務員やコンサルタントなど、その進路は様々な分野に広がっている。(資料 6-2-①-E~I、別添資料 6-2-①-3)

資料6-2-①-A 就職・進学状況（教育学部）

卒業年度	卒業 者数 (A)	進学 者数	そ の 他	就職希 望者数 (B)	就職決定者数				未就職 者数	就職者の 割合(%) (C)/(A)	就職率 (%) (C)/(B)
					教員	官公庁等	企業等	計(C)			
H22	259	26	13	220	143	24	49	216	4	83.4	98.2
H23	255	24	14	217	156	14	39	209	8	82.0	96.3
H24	245	24	13	208	148	22	30	200	8	81.6	96.2
H25	250	22	13	215	138	16	49	203	12	81.2	94.4
H26	249	15	6	228	135	24	57	216	12	86.7	94.7

資料6-2-①-B 進学状況（教育学部）

卒業 年度	卒業 者数 (A)	進学 者数 (B)	進学率 (%) (B)/(A)	主な進学先
H22	259	26	10.0	滋賀大学大学院、鳴門教育大学大学院、大阪市立大学大学院、滋賀医科大学大学院、神戸大学大学院、広島大学大学院、北陸先端科学技術大学院大学、皇學館大学神道学専攻科
H23	255	24	9.4	滋賀大学大学院、京都教育大学大学院、京都大学大学院、信州大学大学院、滋賀大学特別支援教育専攻科、東京学芸大学特別支援教育特別専攻科
H24	245	24	9.8	滋賀大学大学院、京都文教大学大学院、大阪大学大学院、兵庫教育大学大学院、滋賀大学特別支援教育専攻科
H25	250	22	8.8	滋賀大学大学院、神戸大学大学院、京都府立大学大学院、奈良先端科学技術大学院大学、滋賀大学特別支援教育専攻科、Graduate School University of Southampton
H26	249	15	6.0	滋賀大学大学院、奈良先端科学技術大学院大学、常磐大学教職大学院、福井大学教職大学院

資料6-2-①-C 就職・進学状況（経済学部）

卒業年度	卒業 者数 (A)	進学 者数	そ の 他	就職希 望者数 (B)	就職決定者数				未就職 者数	就職者の 割合(%) (C)/(A)	就職率 (%) (C)/(B)
					教員	官公庁等	企業等	計(C)			
H22	578	30	33	515	2	39	429	470	45	81.3	91.3
H23	563	35	16	512	1	39	425	465	47	82.6	90.8
H24	609	22	24	563	1	46	478	525	38	86.2	93.3
H25	550	19	19	512	0	37	442	479	33	87.1	93.6
H26	572	12	19	541	0	47	469	516	25	90.2	95.4

資料6-2-①-D 進学状況（経済学部）

卒業年度	卒業 者数 (A)	進学 者数 (B)	進学率 (%) (B)/(A)	主な進学先
H22	578	30	5.2	京都大学大学院、神戸大学大学院、滋賀大学大学院、名古屋大学大学院
H23	563	35	6.2	大阪大学大学院、関西学院大学、京都大学大学院、神戸大学大学院、滋賀大学大学院
H24	609	22	3.6	大阪大学大学院、岡山大学大学院、神戸大学大学院、滋賀大学大学院、
H25	550	19	3.5	大阪大学大学院、神戸大学大学院、滋賀大学大学院、早稲田大学大学院
H26	572	12	2.1	京都大学大学院、神戸大学大学院、滋賀大学大学院、慶応義塾大学大学院

資料6-2-①-E 教育学研究科修了者の進路(平成22年度～26年度)

修了 年度	区分	修了 者数 (A)	就職 希望 者数 (B)	就職決定者数				進 学	そ の 他	総計	就職者の 割合 (C)/(A) (%)	就職率 (C)/(B) (%)
				教 員	官 公 庁 等	企 業	計 (C)					
H22	日本人学生	50	45	35	2	2	39	0	11	50	78.0	86.7
	留学生	9	3	1	0	2	3	0	6	9	33.3	100
	計	59	48	35	3	4	42	0	17	59	71.2	87.5
H23	日本人学生	55	52	38	4	8	50	0	5	55	90.9	96.2
	留学生	7	2	0	0	0	0	0	7	7	0.0	0.0
	計	62	54	38	4	8	50	0	12	62	80.6	92.6
H24	日本人学生	47	44	35	1	6	42	0	5	47	89.4	95.5
	留学生	15	5	0	0	2	2	2	11	15	13.3	40.0
	計	62	49	35	1	8	44	2	16	62	71.0	89.8
H25	日本人学生	38	34	25	0	6	31	1	6	38	81.6	91.2
	留学生	6	4	0	0	1	1	1	4	6	16.7	25.0
	計	44	38	25	0	7	32	2	10	44	72.7	84.2
H26	日本人学生	47	41	37	1	2	40	0	7	47	85.1	97.6
	留学生	1	1	0	0	1	1	0	0	1	100.0	100.0
	計	48	42	37	1	3	41	0	7	48	85.4	97.6

資料6-2-①-F 教育学研究科現職教員修了者の進路（教員復帰率）（平成22年度～26年度）

修了 年度	修了者数	現職教員修了者数	就職決定者数		教員復帰率 (%)
			教員	その他	
H22	59	17	16	1	94.1
H23	62	19	19	0	100.0
H24	62	20	20	0	100.0

H25	44	13	13	0	100.0
H26	48	17	17	0	100.0

※教員には常勤、非常勤講師含む、その他1人は地方公務員

資料6-2-①-G 進学状況(教育学研究科)

修了年度	修了者数 (A)	進学者数 (B)	進学率 (%) (B)/(A)	主な進学先
H22	59	0	0.0	
H23	62	0	0.0	
H24	62	2	3.2	神戸大学大学院
H25	44	2	4.5	京都府立大学大学院、佛教大学大学院
H26	48	0	0.0	

資料6-2-①-H 経済学研究科修了者の進路(平成22年度～26年度)

修了年度	区分	修了者数 (A)	就職希望者数 (B)	就職決定者数				進学	その他	総計	就職者の割合 (C)/(A) (%)	就職率 (C)/(B) (%)
				教員	官公庁	企業	計(C)					
H22	日本人学生	12	6	0	0	5	5	5	2	12	41.7	83.3
	留学生	45	27	1	1	15	17	4	24	45	37.8	63.0
	計	57	33	1	1	20	22	9	26	57	38.6	66.7
H23	日本人学生	10	5	0	2	3	5	1	4	10	50.0	100.0
	留学生	41	15	0	0	7	7	5	29	41	17.1	46.7
	計	51	20	0	2	10	12	6	33	51	23.5	60.0
H24	日本人学生	8	5	0	0	3	3	2	3	8	37.5	60.0
	留学生	34	18	1	0	12	13	1	20	34	38.2	72.2
	計	42	23	1	0	15	16	3	23	42	38.1	69.6
H25	日本人学生	17	13	1	3	8	12	1	4	17	70.6	92.3
	留学生	25	10	0	0	6	6	1	18	25	24.0	60.0
	計	42	23	1	3	14	18	2	22	42	42.9	78.3
H26	日本人学生	11	9	0	1	8	9	1	1	11	81.8	100.0
	留学生	33	21	1	0	15	16	3	14	33	48.5	76.2
	計	44	30	1	1	23	25	4	15	44	56.8	83.3

資料 6-2-①-I 進学状況（経済学研究科）

修了年度	修了者数 (A)	進学者数 (B)	進学率 (%) (B)/(A)	主な進学先
H22	57	9	15.8	滋賀大学大学院、首都大学東京大学院
H23	51	6	11.8	大阪市立大学大学院、滋賀大学大学院
H24	42	3	7.1	大阪大学大学院、滋賀大学大学院
H25	42	2	4.8	滋賀大学大学院
H26	44	4	9.1	神戸大学大学院、滋賀大学大学院

別添資料 6-2-①-1 平成 24 年 3 月卒業生大学別就職状況 [学校教員養成課程] 及び平成 25 年 3 月卒業生大学別就職状況 [学校教員養成課程]
 別添資料 6-2-①-2 平成 26 年度卒業生の就職先産業別就職者一覧（教育学部・経済学部・大学院教育学研究科・大学院経済学研究科） 平成 27 年度滋賀大学概要（抜粋） p34-35
 別添資料 6-2-①-3 外国人留学生の卒業後の状況

【分析結果とその根拠理由】

教育学部では、平成 23 年度及び平成 24 年度の卒業生の教員就職率が 75.0%（138 人）、72.8%（126 人）となっており、全国の国立大学の中で 2 年連続で 3 位にランキングされ、経済学部においても就職状況は景気の低迷による厳しい雇用情勢下においても常に 90%を上回る就職率を維持するなど、社会的にも高い評価を得ている。また、大学院においても各研究科の教育目的に沿った人材を養成し、教育現場や産業界等に就職（現職教員の大学院生は教育現場に復帰）を果たしている。これらの卒業・修了後の就職・進学等の状況から判断して、教育の成果や効果は十分上がっている。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学では、卒業生・修了生や就職先への学習成果のアンケートを実施し、大学・大学院での教育効果などについて意見聴取を行っている。

教育学部では、「学校教育に関する基本的な知識」、「自分の得意分野に関する専門的知識」及び「人文・社会・自然・環境などに関する幅広い知識」について「在学中に身につけることができたか」という各問いに対して、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した卒業生は、各々 76.0%、67.0%、62.0%となっており、学習成果について肯定的な回答が得られている。また、「総じて、本学の学部教育に満足しているか。」という問いに対しては 90.0%と高い数値になっており、満足できる教育を提供できたことがうかがえる。（別添資料 6-1-②-1(b-1)）

経済学部では、「あなたが専門科目の履修を通じて得られたと考えられる職場で有用な思考方法や知識は何ですか。」との問いに対し、「職場で必要とされる知識の前提となる基礎知識」、「職場での課題の解決に用いる思考方法」、「職場で必要とされる知識・データを得る方法」など、職場で有用な思考方法や知識を得られたとする回答者が 85%強に上っており、本学での学習が社会人としての基礎力を獲得する場となっていることがうかがえる。

また、「在学中に専門演習等の少人数演習において身につける機会があったものはどれですか。」との問いに対し、「コミュニケーション能力」、「論理的思考」、「プレゼンテーション能力」など、知識だけでなく、思考方法や様々な能力を修得する機会があったと回答した卒業生が概ね90%に上り、専門演習等がそれらの能力獲得の場であったことがうかがえる。(別添資料6-1-②-1(b-2))

教育学研究科では、教育学研究科のディプロマ・ポリシーに掲げられている「専門知識にもとづいて、教科指導や授業改善を行うことができるなど、高度な実践力」、「諸課題を自主的に発見・分析・理解し、実践研究を通して獲得した幅広い専門的知見」、「意欲的に課題探求に取り組み、継続的な自己研鑽への意志」及び「高度専門的職業人としての使命と責任」の4つの能力に対して「大学院生活で身につけることができたか。」との各問いに対して、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した現職派遣と学部卒進学等の修了生の平均は、各々70.4%、81.5%、88.9%、83.3%の割合で肯定的な回答を得られている。また、「総じて、本学の大学院教育に満足しているか。」という問いに対して卒業生・修了生は、81.4%と高い数値になっており、満足できる教育を提供できたことがうかがえる。(別添資料6-1-②-1(b-3))

経済学研究科の修了者に対するアンケート調査でも、本学の大学院教育に関し「基礎的な知識、学力、技能が身に付いたか。」という問いに対して、「大いに満足」、「やや満足」と回答した修了生は100%となっており、「専門分野(経済・経営・金融)の知識が身についたか」については95.8%、「問題をより深く、総合的に分析できるようになったか。」に対しては91.7%、「問題発見能力が高まったか。」については91.6%、「国際的な視野が広がったか。」及び「プレゼンテーション能力が高まったか。」については87.5%と高比率となっている。一方で、「倫理観・規範意識が高まったか。」については70.9%、「仕事への積極性・意欲が高まったか。」については69.6%、「現実の経済や実際の企業経営に関する知識が身についたか。」については66.7%、「語学力が身についたか。」については52.2%といった結果となり、改善の余地があることもうかがえる。(別添資料6-1-②-1(b-4))

また、教育学部及び教育学研究科においては主な就職先である滋賀県内の小・中学校の校長に対し、卒業生・修了生の教員としての印象と教育学部、教育学研究科の教育にどのようなことを期待しているかを調査する目的でアンケートを実施している。その結果、卒業生・修了生について、「総合的に評価して、教員として満足できるか。」という問いに対して教育学部卒業生に関しては82.7%、教育学研究科の修了生に関しては77.6%の肯定的な回答が得られている。(別添資料6-1-②-1(b-5))

経済学部においても就職先アンケートを実施し、卒業生の勤務する企業等から見た教育効果を調査している。その結果、教育の効果に関しては、「優れている」、「やや優れている」との回答が「一般教養の水準」については100%、「専門分野(経済・経営関係の知識)」については92.9%と高い評価がなされていることから、経済学部卒業生に対する企業等の評価は総じて高いことがうかがえる。(別添資料6-1-②-1(b-6))

前掲別添資料6-1-②-1 平成26年度滋賀大学FD事業報告書

(b-1) 既卒業生による滋賀大学教育学部評価調査 p42-69

(b-2) 経済学部既卒者アンケート調査の分析結果 p177-215

(b-3) 修了後数年を経た教育学研究科修了生への「滋賀大学大学院教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査」 p81-100

(b-4) 大学院経済学研究科修了生アンケート調査の分析結果 p242-266

(b-5) 滋賀県内公立小学校校長と中学校校長への「滋賀大学教育学部および教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査」 p101-133

(b-6) 就職先アンケート調査の分析結果 p216-229

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科が実施したアンケートによれば、卒業生・修了生は、総じて本学での教育において身に付けるべき知識・能力を修得できたと回答しており、教育全般について学習の成果が上がっているものと認められる。また、卒業生・修了生の就職先からは、本学卒業生・修了生の能力の高さと本学における教育の質が高く評価されており、この結果は本学の教育による学習の成果を裏付けるものでもある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育学部では、平成 23 年度及び平成 24 年度の卒業生の教員就職率が 75.0% (138 人)、72.8% (126 人) となっており、全国の国立大学の中で 2 年連続で 3 位にランキングされ、経済学部においても就職・進学率は景気の低迷による厳しい雇用情勢下においても常に 90% を上回る就職率を維持するなど、社会的にも高い評価を得ている。また、大学院においても各研究科の教育目的に沿った人材を養成し、就職・進学等の卒業後の進路の状況等から判断して、教育の成果や効果は十分上がっている。
- 各学部・研究科が実施したアンケートによれば、卒業生・修了生は、総じて本学での教育において身に付けるべき知識・能力を修得できたと回答しており、教育全般について学習の成果が上がっているものと認められる。また、卒業生・修了生の就職先からは、本学卒業生・修了生の能力の高さと本学における教育の質が高く評価されている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、本部、経済学部及び大学院経済学研究科等を置く彦根キャンパスと教育学部、大学院教育学研究科及び附属学校園等を置く大津キャンパスから構成されている。彦根キャンパスは、経済学部を置く彦根団地を中心に、長曾根団地、尾末団地、彦根馬場団地、城町団地、中島団地及び松原馬場団地の7団地からなり、大津キャンパスは、教育学部を置く石山団地を中心に附属幼・小・中学校園のある膳所団地や、附属特別支援学校のあるあかね団地、湖城が丘団地、石山北大路団地、御殿浜団地及び際川団地の7団地から構成されている。

本学の校地・校舎面積は、校地面積は239,370㎡、校舎面積は61,790㎡である。校地面積は大学設置基準に定められている基準面積32,000㎡の約7倍であり、同様に、校舎面積は、基準面積15,204㎡の約4倍であり、大学設置基準で定められている必要な面積以上を確保している。(大学現況票のとおり)

彦根キャンパス、大津キャンパスにおいては、講義室、演習室、実験・実習室等は十分に確保され、教育研究に有効に利用されている。また、彦根キャンパスでは、平日の夜間や土曜日においても授業を実施し、同様に有効に利用されている。(別添資料7-1-①-1~3)

学内の建築物の耐震化については、平成26年度末で93.2%となっており、平成27年度末までに地震に対する現行基準(耐震性能)を満たすよう、改修のための予算要求を優先的に行うなど計画的な整備を行っている。

障害のある学生への配慮として、バリアフリーマップの作成等により、キャンパス内のバリアフリー化に努めている。特に、各キャンパス内での移動を容易とするために、身障者用エレベータ、自動ドア、スロープ、また視覚障害者誘導用ブロック等の整備を行っている。また、身障者用トイレの設置も順次行っている。(別添資料7-1-①-4)

各キャンパス内における学生、教職員等の安全面への配慮として、大学構内の各所に外灯を設置している。また、歩行者保護の観点から歩道または歩行者専用道路を設置するとともに、車両の進入禁止区域を設定している。

本学は学外者にも開かれた大学を目指しており、防犯面への対策としては、主要な箇所に防犯カメラ、女子トイレに緊急ブザーを設置し、各校舎には必要に応じて入退室管理システムを導入し、さらに機械警備を行っている。また、平成26年度には、災害発生時やその他緊急時に避難誘導等を適切に実施するため、緊急放送設備を整備している。(別添資料7-1-①-5)

また、各学部とも学部長等と学生との意見交換会の場を持っており、施設整備についても意見交換が行われている。近年では、学生の意見を反映して、大津キャンパスの学生寮トイレ改修、彦根キャンパスの福利施設・大合併講義室及び第2校舎棟間の渡り廊下等を設置している。(別添資料7-1-①-6)

別添資料 7-1-①-1	平成26年度彦根キャンパス講義室稼働率
別添資料 7-1-①-2	平成26年度大津キャンパス講義室稼働率
別添資料 7-1-①-3	平成26年度彦根キャンパス講義室稼働率 (夜間含む)
別添資料 7-1-①-4	バリアフリーマップ

別添資料 7-1-①-5 防犯カメラ設置場所図

別添資料 7-1-①-6 石山学生寮トイレ・彦根渡り廊下写真

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積や校舎面積は大学設置基準を十分に満たした水準にあり、また、彦根キャンパス及び大津キャンパスとも各種教室等が十分に確保されていることから、本学における教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備は整備され、彦根キャンパスにおける夜間授業も含め有効に活用されている。また、施設・設備の耐震計画、バリアフリー化、安全・防犯面に対する配慮及び学生のニーズへの対応も適切になされている。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動及び事務支援のための基盤設備として、キャンパスの所在地に依存することのない高機能かつ高度なセキュリティ機能を有する ICT 環境「全学情報基盤システム」を整備している。学内に設置したパソコン（PC）の他、ユーザは持ち込んだパソコンを本システムの機能である学内情報ネットワークに有線又は無線で接続し、自主学習や学内業務を行うためにインターネットを利用できる。学生の学習活動全般の支援と教職員の教務関連業務を行う「滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）」や e-learning 等のための「滋賀大学学習管理システム（SULMS）」の利用及び学内業務のための各種サーバ等の利用は、「全学情報基盤システム」のユーザ認証機能により管理され、不正な接続を排除している。（別添資料 7-1-②-1～2）

さらに、教職員や学生の要望に応じて、スマートフォンやタブレットでの利用、通信量の増加に対応した学内情報通信環境の改善（通信回線の増強、無線 LAN 設備の整備）を行ったことにより、パソコン設置場所以外でインターネットへの接続が可能となり、教育研究環境の向上を実現している。（別添資料 7-1-②-3）

全学の共通施設としての情報演習室（彦根キャンパス 5 室（パソコン 218 台）、大津キャンパス 4 室（パソコン 126 台））は、授業支援システムを備え、情報関連の授業及び学生の自主的な学習に利用されている。大津キャンパスの情報演習室の 1 室（情報研究開発室）は、デジタル教材開発等の研究に特化したソフトウェアと機器を備えた専門の ICT 設備として整備している。

大学院生の研究活動を促進するために、大学院生専用の施設として、大学院演習室（彦根キャンパス：パソコン 35 台）、大学院パソコン室（大津キャンパス：パソコン 20 台）を設置している。そのほか、学生が自由に利用できるパソコンを附属図書館本館（21 台）と分館（12 台）、大津キャンパスの創造学習センター内の自習室（25 台）、彦根キャンパスの学習教育支援室（8 台）及び留学生演習室（4 台）等に設置するとともに、持ち込んだパソコンについても無線 LAN 等のインターネット接続環境を整備している。学内に設置したパソコンは、ネットワーク型ブート方式（シンクライアントシステム）を採用し、1日に一度実施しているメンテナンスにより、ウイルス対策等のセキュリティ管理を行い、良好かつ安全なパソコンの利用環境を実現している。（別添資料 7-1-②-4）

また、大津キャンパスでは、ポスターの印刷が可能な大判カラープロッターやカラープリンター、動画を用いた映像教材の作成等デジタルコンテンツの出力を行う出力室を設置し、教員の教育研究活動に活用されている。

さらに、3年に一度実施している学生生活実態調査（「2013 滋賀大学学生生活白書」）の結果では、情報処理センターを「ほぼ毎日」、「週に 2～3 回」利用していると回答した学生は 33%以上、「月に 2～3 回」を含めると 70%を超える学生が利用しており、附属図書館においても、利用する目的として、各学部・研究科全体で「PCの利用」が 28.4%、「PCによる文献検索」は 20.3%となっており、学生がパソコンを有効に活用していることがうかがえ

る。(別添資料 7-1-②-5~6)

情報セキュリティについては、理事(社会連携担当)を最高情報セキュリティ責任者とし、その下に情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティ対策を推進している。また、個人情報保護管理については、理事(総務・企画担当)を総括保護管理者として、教育研修、安全管理を行っている。(別添資料 7-1-②-7)

別添資料 7-1-②-1	ネットワーク構成図
別添資料 7-1-②-2	主要計算機システム構成図/構成
別添資料 7-1-②-3	通信量の増大
別添資料 7-1-②-4	シンクライアント・利用端末システム・情報処理センター利用時間
別添資料 7-1-②-5	学内施設の利用頻度(「2013 滋賀大学学生生活白書」)
別添資料 7-1-②-6	附属図書館での PC 端末利用(「2013 滋賀大学学生生活白書」)
別添資料 7-1-②-7	滋賀大学情報セキュリティ基本規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワークシステムは、システム更新により近年のスマートフォンやタブレット利用者の増加等による通信量の増加に対応し、利用者の高いニーズに対応することができている。

学生生活実態調査(「2013 滋賀大学学生生活白書」)の結果によれば、自主的に学習するための施設・設備として、情報処理センターや附属図書館が提供しているパソコン環境は、利用頻度及び満足度で学生から高い評価を得ている。

以上の状況から、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境を整備し、教育研究活動に有効に活用されている。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、彦根キャンパスの本館と大津キャンパスの分館からなり、地域の大学として住民への利用開放も行っている。開館時間は平日 8 時 45 分から 21 時(本館は月曜のみ 21 時 30 分)まで、土・日曜(日曜は月 1 回)は、8 時 45 分から 17 時までとなっている。(別添資料 7-1-③-1)

館内には、閲覧席数(本館 366 席、分館 138 席)、蔵書検索用端末(本館 7 台、分館 3 台)を設置し、滋賀大学蔵書検索(OPAC)や CiNii 等を利用した図書検索環境を整備している。また、インターネットの利用可能なパソコン機器(本館 21 台、分館 12 台)を設置している。

本館では、耐震改修に合わせて電動集密書架を設置し、収容スペースの拡張を図るとともに、学習環境やアメニティの改善策として内階段及びグループ学習室の新設、空調機の全面改修等を行っている。また、1 階に総合カウンターを設けて窓口を一元化し、サービス体制の強化も図っている。分館では、学生の学習環境を充実させるためにグループ研究室を 1 階に移動させ、学生の自主的学習環境の利便向上を図っている。(Web 資料 7-1-③-a~b)

図書、学術雑誌、視聴覚資料等の収集については、図書館委員会及び地区図書委員会において決定した収集方針に基づき系統的に整備している。図書に限らず電子ジャーナル等データベース、視聴覚資料等幅広く資料を収集している。特に学生用図書は、授業料収入予算額の 1%相当額を配分するとする予算編成基準に基づき、授業用参考

図書、参考図書、教養図書等を購入し充実させている。学生用図書の選定にあたっては、本館では図書選定学生委員会の推薦によるものを、また分館では学生個人や学生団体からの要望のあったものを購入するなど学生の参画を受けて行っている。

本学の平成 27 年度の蔵書冊数は 641,953 冊である。特殊コレクションとして、彦根藩弘道館旧蔵書約 25,000 冊、旧教科書類 8,500 冊を所蔵し、旧教科書については、毎年度展示会を開催して広く地域社会にも公開している。また、電子ジャーナル等データベースは、世界的に最も利用されている「Web of Science」、「EBSCOhost eBook Collection」、「Japan Knowledge」を導入するなどの充実を図っており、平成 27 年度のタイトル数は 15,592 件となっている。(別添資料 7-1-③-2~3、Web 資料 7-1-③-c)

平成 26 年度の入館者状況は大学全体で 261,140 人、貸出状況は大学全体で 38,651 冊となっており、学生 1 人当たりの貸出冊数で見ると、本館（彦根キャンパス）が 8 冊、分館（大津キャンパス）が 11 冊となっている。また、電子ジャーナルも有効に利用されている。(別添資料 7-1-③-1) 附属図書館利用を促進するために、新入生ガイダンス、初年度教育である大学入門セミナー、情報リテラシー授業での講習会、文献検索講習会、特集図書のコーナー展示紹介や教員執筆による「私の推薦するこの一冊」の書評をウェブサイトで紹介するなど、積極的な支援活動を行っている。(Web 資料 7-1-③-d)

平成 25 年度学生生活実態調査における学生の附属図書館の満足度調査では、「満足している」と「ある程度満足している」の合計は、教育学部が 66.5%、経済学部が 71.9%、大学院教育学研究科が 59.1%、大学院経済学研究科が 55.6%となっている。(別添資料 7-1-③-4)

また、本学が保有している多様な学術情報、本学教員の研究教育成果（学術論文、研究報告書、博士論文、教材等）を永続的に保存・蓄積するとともに、インターネットを介して誰でもアクセスできる公開学術コンテンツデータベース「滋賀大学学術情報リポジトリ」を整備し、広く社会へ公表している。

別添資料 7-1-③-1 滋賀大学附属図書館利用案内（学生用／教員用／学外者用）

別添資料 7-1-③-2 附属図書館概要／利用状況（平成 21～26 年度）

別添資料 7-1-③-3 平成 26 年度教科書展開催報告書

別添資料 7-1-③-4 平成 25 年度学生生活実態調査報告書 p 59, p 176

Web 資料 7-1-③-a 本館館内配置図（彦根キャンパス）

http://www.shiga-u.ac.jp/library/library_info/library_guide/library_campusmap/

Web 資料 7-1-③-b 教育学部分館館内案内図（大津キャンパス）

<http://library.edu.shiga-u.ac.jp/floorguide.html>

Web 資料 7-1-③-c 特殊コレクション

http://www.shiga-u.ac.jp/library/library_collection-publish/library_collection/

Web 資料 7-1-③-d 私の推薦するこの一冊

http://www.shiga-u.ac.jp/library/library_collection-publish/library_pickup/

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、図書館委員会及び地区図書委員会において決定した収集方針に基づき図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されている。年間 26 万人以上の入館者数があり、貸出は、1 人当たりの学生貸出冊数が本館では 8 冊、分館では 11 冊となっている。電子ジャーナルも有効に利用されている。また、学生の附属図書館に対する満足度も高い。

以上のことから、附属図書館における必要な設備が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されている。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

学生の自主的学習環境としては、附属図書館、情報処理センター、その他の施設（学習教育支援室等）が挙げられる。

彦根キャンパスの附属図書館本館の閲覧室には366席の閲覧席、大津キャンパス分館には138席の閲覧席を設置し、インターネットの利用可能なパソコン等の機器を設置及び学生が持ち込んだパソコンについても無線LAN等のインターネット接続環境を整備しているほか、グループ学習室も整備し、学生が学習、調査、研究等で利用することができる。（前掲Web資料7-1-③-a～b）また、附属図書館に英語多読教材を配架し、英語学習に活用されている。

情報処理センターには、学生用パソコンが本部（彦根キャンパス）5演習室に218台と分室（大津キャンパス）4演習室（情報研究開発室含む。）に126台の合計9演習室に344台設置され、授業で利用されていない時間帯は、学生は自習のために授業期は8時50分から20時50分まで、学休期は9時から17時まで利用できる。なお、情報処理センターのエントランス部分には、演習室の利用案内をリアルタイムで表示するインフォメーションボードシステムを設置し、学生に対して自習利用可能な場所をわかりやすく案内している。（Web資料7-1-④-a～d）

その他の学生の自主的学習環境として、教育学部では、学部生や大学院生のために学習室、ゼミ室、創造学習センターが整備されている。経済学部では、学習教育支援室を設置し、スタッフ（非常勤職員）が常駐し、TAやSAによる学習支援を実施しているほか、学生の共同自主学習活動を支援するためグループワークのブースとして自由に利用できる開放型学習スペースや語学担当教員が推薦する豊富な語学教材を利用して語学のスキルアップや資格取得のための学習ができるALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）の設置、学生が学外からもアクセス可能な英語e-learningシステムの導入などを行い、自主学習を支援している。学習教育支援室の利用者は増加し、その活動が着実に定着してきている。（資料7-1-④-A）大学院生や専攻科生に対しては、大学院パソコン室等にパソコンとプリンタを設置している。また、学生に対して一般教室の空き時間を開放して、自主学習の場所を提供している。

資料 7-1-④-A 学習教育支援室及び開放型学習スペース（経済学部）の利用状況

		H22	H23	H24	H25	H26	
						4～5月	6～3月
学習教育支援室	合計	4,323	4,702	4,784	4,244	624	3,997 [※]
	月平均	360.3	391.8	398.7	353.7	312.0	399.7 [※]
開放型学習 スペース	合計	2,562	4,232	4,947	5,739	1,196	
	月平均	213.5	352.7	412.3	478.3	598.0	
質問人数	合計	272	311	268	389	474	
	月平均	22.7	25.9	22.3	32.4	39.5	

※平成26年6月～平成27年3月は、耐震工事による仮移転のため、学習教育支援室と開放型学習スペースの学習空間は一体で開室したため、学習教育支援室でまとめて計上している。

Web 資料 7-1-④-a 滋賀大学情報処理センター（彦根地区）の利用について

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/ipc/hikone.html#ipcuse>

Web 資料 7-1-④-b 情報教室の概要（全5教室）及び設備・装置一覧

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/4/1:0>

Web 資料 7-1-④-c PC 端末の仕様

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/4:5>

Web 資料 7-1-④-d 提供しているサービス（滋賀大学教育学部情報処理センター分室）

<http://ipc.edu.shiga-u.ac.jp/service/>

前掲 Web 資料 7-1-③-a 本館館内配置図（彦根キャンパス）

前掲 Web 資料 7-1-③-b 教育学部分館館内案内図（石山キャンパス）

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館のグループ学習室や情報処理センターの演習室が整備され、教育学部では、学習室、ゼミ室、創造学習センターが、経済学部では学習室、ゼミ室のほか、学習教育支援室、開放型学習スペース及びALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）等の学生が自主学習に利用できる施設や空間を整備しており、図書やパソコンなどを整備するとともに、自主学習のための助言・支援体制も整備している。また、これら施設の学生の利用は年々増加している。

以上のことから、学生が自主的に学習できる環境を充実し、それら施設・設備が効果的に活用されている。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

各学部・研究科においては、入学時に新入生オリエンテーションとガイダンスを開催し、授業の履修方法や学生生活について説明している。なお、経済学部の編入学生、夜間主コース入学者に対しては、別にオリエンテーションを実施している。（別添資料 7-2-①-1～2）

また、大学での学習の進め方についての指導を行うために、1年次に全学生に対して、「大学入門セミナー」の履修を義務付けている。この中で、学部ごとに作成した共通テキストを使用して、履修計画の立て方、大学での学習・研究方法、学内施設・設備の利用など、自主学習を進める上で必要な知識・方法の説明を行っている。

所属する専攻・専修やゼミ決定のためのガイダンスは、学部ごとに行っている。教育学部では、1年次生秋学期開始前に所属する専攻・専修を決定する。このため、1年次春学期に各専攻・専修の説明会を開催し、希望調査を行った上で、所属専攻・専修を決定している。その後、専攻・専修ごとにガイダンスを開催し、授業の履修方法等についての説明を行っている。経済学部では、2年次秋学期に専門演習（ゼミ）選択のための説明会を実施している。（別添資料 7-2-①-3～4）

大学院入学者に対しては、昼間の授業時間帯を履修する学生と夜間・土曜授業時間帯を主として履修する学生に対してそれぞれオリエンテーションを実施し、授業の履修方法について指導を行っている。（別添資料 7-2-①-5～6）

別添資料 7-2-①-1	新入生オリエンテーション日程 (教育学部)
別添資料 7-2-①-2	新入生オリエンテーション日程 (経済学部)
別添資料 7-2-①-3	学校教育教員養成課程のコース所属決定のためのコース紹介 平成 26 年度 (抜粋)
別添資料 7-2-①-4	平成 27 年度専門演習 I II 募集日程 (経済学部)
別添資料 7-2-①-5	大学院・専攻科オリエンテーション日程 (教育学研究科・専攻科)
別添資料 7-2-①-6	平成 26 年度大学院経済学研究科 (博士前期・後期課程) オリエンテーションについて

【分析結果とその根拠理由】

授業科目や研究指導教員の選択、カリキュラムに沿った学習の進め方について、入学時に学部・研究科ごとにオリエンテーションを実施しているほか、所属する専攻・専修やゼミ決定の際にも必要なガイダンスを実施している。また、各学部では独自に作成した大学入門セミナーテキストを用いて初年次教育を行う等の配慮を行っている。以上のことから、授業科目や専門、専攻・専修の選択の際のガイダンスは、適切に実施されている。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

各学部とも、学業など様々な事項についての学生からの相談窓口を設置している。(別添資料 7-2-②-1) また、学習相談のためにオフィス・アワー制度を設けており、シラバスに担当教員(アドバイザー教員)の相談可能な時間と研究室の所在等を明記し、教員のメールアドレスをウェブサイト上に公開しており、各学部、各大学院の学習等の相談体制と担当者を定めている。(資料 7-2-②-A、別添資料 7-2-②-2~5、Web 資料 7-2-②-a) また、教育学部では、1~4年次生まで継続的に行う教育実習への支援のために「教育実習支援室」を設置し、特任教授 2 人を配置し、教育実習での教材開発や授業研究に対する支援等を行っている。経済学部では、学習教育支援室を設置しスタッフ(非常勤職員)が常駐し、TAやSAによる学習支援を行っている。さらに、夜間主コースの学生の学習支援を目的として、学習教育支援室内に夜間主相談室(夜間主専用相談スペース)を設けており、3人の教員が日替わりで学生へ指導、助言を行っている。(前掲別添資料 5-2-⑤-1)

各学部では、学生団体と学部長(学部執行部を含む)との懇談会を定期的実施している。(別添資料 7-2-②-6) さらに、授業評価アンケート等の各種アンケートを適宜実施し、学生のニーズの把握に努めている。これらの取組によって得られる学生からの要望は、例えば、経済学部の学習教育支援室での学生支援体制の充実に活かされている。

さらに、学生の学習とキャリア支援を一括してサポートするシステムとして「滋賀大学キャンパス教育支援システム(SUCCESS)」を運用している。(Web 資料 7-2-②-b) このシステムを用いて、学生の履修状況、学生自身により入力された進路志望、教育実習の取組状況等を教員が把握できるようになっている。

教育学部では、「滋賀大学キャンパス教育支援システム(SUCCESS)」上に「教職カルテ」と呼ばれるページを設けている。この「教職カルテ」のページでは、教職に関する学習目標や、履修した授業で学んだこと、教職に関しての自身の成長の自己評価と今後の課題などを、学生自身が内省の上、入力することになっている。また、学生が履修した授業科目の成績も、「教職カルテ」上に表示される。この「教職カルテ」は、入学から卒業まで学生が記録を

とるポートフォリオであり、学生の所属する専攻・専修の主任教員及び所属するゼミの指導教員が閲覧できる。専攻・専修担当教員及び卒業論文等指導教員は、この「教職カルテ」を見て、学生の成績や履修状況を確認しながら、学生の学修指導を行っており、また4年次での「教職実践演習」でも活用している。(別添資料7-2-②-7~8)

経済学部では、学科を超えた幅広い履修、将来を見据えての計画的履修の実現をサポートする仕組みとして「学習ポートフォリオ」を滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS) 上に設けている。この「学習ポートフォリオ」は、①年度毎に学生自身が目標を立ててその達成度を管理する「目標と達成度の管理システム」、②達成度の管理のために、単位の修得状況を把握する「履修情報参照システム」、③目標設定の参考として卒業生の履修行動等の傾向を知る「グットプラクティス探求システム」の3つの柱から成り立っている。このシステムにより、学生自身が学習のPDCAサイクル(「P=履修計画・科目選択」、「D=学習」、「C=達成度の評価」、「A=学習状況を改善」)を実現することにつながっており、学生の指導教員(「大学入門セミナー」担当教員(アドバイザー教員)、専門演習(ゼミ)担当教員)は、「学習ポートフォリオ」の内容を閲覧して個々の学生の目標と自己評価等を把握し、個別指導の参考資料としている。(別添資料7-2-②-9)

高等学校商業科等からの推薦入試制度による合格者を対象に、数学1科目又は数学と英語の2科目を事前学習という形で課している。この課題の学習方法は自主学習を基本とし、数学ではe-learningを用いた自主学習方式も採用している。(別添資料7-2-②-11) また、経済学研究科博士前期課程の合格者についても、入学するまでの時間を効率的に利用し、必要な学力を身につけておくための学習計画書を示している。(別添資料7-2-②-10~13)

本学では、外国人留学生と障害のある学生に対して、それぞれの状況に即した学習支援を行っている。

留学生の学習支援は主として国際センターが行うほか、各学部においても支援を行っている。本学に在籍する外国人留学生に対する日本語学習支援として、国際センターが「BASIC I~IV」、「敬語・コミュニケーション」、「日本文化理解」、「レクチャリスニング」、「学術日本語の基礎」(平成26年度)などの日本語科目を提供し、各学部でも「日本事情I~IV」などを提供している。同様に、大学院でも「日本語プレゼンテーションI」「日本語アカデミックリーディング」(平成26年度)などを提供している。留学生の研究、学習、生活上の相談には、各学部にも相談室を設けて国際センターの専任教員及び特任教員が相談を受け付けている。特に日常的な支援が必要な留学生には、チューターを配置し、日本語の指導や日常生活に対するサポートを行っている。(Web資料7-2-②-c~f、別添資料7-2-②-14~15)

障害のある学生については、入学試験の出願時の事前相談や入学時のオリエンテーション等で相談があった時点から各学部を中心に対応している。実例として、難聴障害がある学生のために、式典等での手話通訳士の配置、ノートテイカーの雇用、教員の指導上の配慮等を行っている。

資料7-2-②-A 学習等の相談体制

区分	1年次		2年次	3年次	4年次	
	春学期	秋学期				
教育学部	「大学入門セミナー」担当教員	専攻・専修主担当教員・副担当教員		卒業論文等指導教員		
経済学部	「大学入門セミナー」担当教員(アドバイザー教員) +学務委員会(委員)			専門演習(ゼミ)担当教員		
	※TA・SA(学習教育支援室)による学習相談					
教育学研究科修士課程	研究指導教員(正)					
経済学研究科	博士前期課程	研究指導教員(正・副)				
	博士後期課程	研究指導教員(正・副2)				

別添資料 7-2-②-1	学生相談（「学生便覧」（抜粋） p38）
別添資料 7-2-②-2	受講登録上の履修指導体制について（「教育学部履修手引」（抜粋）
別添資料 7-2-②-3	大学入門セミナー担当教員表（「教育学部履修手引」（抜粋）
別添資料 7-2-②-4	Office Hour 及びアドバイザー制について（経済学部）
別添資料 7-2-②-5	大学院経済学研究科担当教員一覧、オフィス・アワー 一覧（「平成 26 年度大学院経済学研究科履修案内」（抜粋）
別添資料 7-2-②-6	S F A 資料（経済学部）
別添資料 7-2-②-7	教職カルテ入力の手引き
別添資料 7-2-②-8	教職自己評価シート
別添資料 7-2-②-9	経済学部学修 navi2015（抜粋） p27-31
別添資料 7-2-②-10	推薦入試合格者に対する入学準備学習について（経済学部）
別添資料 7-2-②-11	大学院博士前期課程入学までの学習について（経済学研究科）
別添資料 7-2-②-12	大学院博士前期課程入学までの学習計画書（経済学研究科）
別添資料 7-2-②-13	大学院博士前期課程入学にあたっての学習相談申込書（経済学研究科）
別添資料 7-2-②-14	日本語科目実施状況について
別添資料 7-2-②-15	平成 26 年度 外国人留学生チューター名簿

Web 資料 7-2-②-a 学習研究で困ったときには

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=7/4>

Web 資料 7-2-②-b 滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS)

<https://success.shiga-u.ac.jp/Portal/>

Web 資料 7-2-②-c 滋賀大学で学ぶ留学生の皆様へ

<http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/>

Web 資料 7-2-②-d 留学生関連業務窓口 (相談窓口)

<http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/office/index.html>

Web 資料 7-2-②-e チューター・サポーター制度

<http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/tutor.html>

Web 資料 7-2-②-f 留学生後援会からの補助

<http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/office/subsidy.html>

前掲別添資料 5-2-⑤-1 夜間主相談室 (夜間主専用相談スペース)

【分析結果とその根拠理由】

学部生に対しては、1年次の春学期は大学入門セミナー担当教員が、秋学期以降は専攻・専修担当教員やアドバイザー教員が、2年次生又は3年次生以降は専攻・専修担当教員や専門演習（ゼミ）教員がそれぞれ学習指導を行っている。大学院生に対しては、研究指導教員やアドバイザー教員が学習指導を行っている。指導を担当する教員のメールアドレスはウェブサイト上に公開しており、シラバス等にオフィス・アワーや研究室の所在等を明記している。また、学生団体との定期的懇談会、各種アンケート等により、学習支援に関する学生のニーズを把握してい

る。これら取組による学生からの要望は、例えば、経済学部で学習教育支援室の設置等の学習支援体制の充実に活かしており、学習支援に関する学生のニーズを把握し、学習相談、助言を適切に行っている。

留学生に対しては、国際センターにおいて日本語科目を開設し、教育課程の編成上の配慮を行っている。また、留学生向けの相談室を各学部に設置するとともに、指導教員やチューター等の配置により、充実した支援体制を整備している。障害のある学生については、個別のケースに応じて、学習・学生生活支援を実施しており、特別な支援が必要な者に対し、きめ細かく適切な学習上の支援を行っている。

観点7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、学部ごとに学生が自主的、自立的に行う課外活動団体が組織されており、部活動や自治会活動等の課外活動が活発に行われている。

学生の自治により学生生活全般の発展と向上を目的として教育学部には学生自治会、経済学部には学生会が組織され、体育系、文化系のクラブを取りまとめる団体として、教育学部には運動部連盟、文化クラブサークル連合が、経済学部には体育会、文化サークル連合が組織され、その他の団体とともに学生自身によって運営されている。平成27年度に大学が認可している課外活動団体として、教育学部では学生自治会系4団体、体育系クラブ21団体、体育系サークル4団体、文化系クラブ5団体、文化系サークル10団体があり、経済学部では学生自治会系8団体、体育系クラブ27団体、体育系サークル18団体、文化系クラブ14団体、文化系サークル23団体がある。(別添資料7-2-④-1)

また、課外活動に関するニーズを把握する場として、学生と大学(学生委員会等)との定期的な意見交換会の場として、教育学部では学部長オフィスアワー、経済学部ではSFA(学生・教員協議会)を設けている。(資料7-2-④-A)

学生支援を行うための経費として、課外活動施設運営費、厚生補導設備充実費を配分しており、施設面では、両キャンパスに課外活動共用施設(クラブボックス等)を設置しているほか、体育館、グラウンド等の施設が使用できる。これらの使用方法は、学生便覧に掲載し、課外活動のルール、手引き、課外活動施設予約システム等を学生に周知している。(別添資料7-2-④-2~8)

新入生歓迎行事、大学祭、滋賀大学-和歌山大学学長杯争奪総合定期戦(50年の歴史を有し、「滋和戦」と称している。)等の年間恒例行事は、学生による運営を基本とし、教職員が様々な面で支援を行っている。

学生の自主活動支援に関して、大学運営への学生の参画、学生自身の大学アイデンティティづくりとして、「学生

自主企画プロジェクト」を設け、200万円を予算化して企画案を募集している。これは、教育的視点に立った学生の独創性、意欲的な活動を通して、企画力、行動力、実践力等を培うことを目的として、教育交流活動、地域貢献活動、ボランティア活動、キャンパス改善活動等を支援対象活動として募集しているもので、事業実施にあたっては、本学客員准教授にコンサルティングを依頼し、指導・助言を行うとともに、毎年、活動の成果報告会を開催し、成果発表と意見交換を行い、次年度への改善工夫に役立てている。平成26年度は教育学部で3件、経済学部で9件の合計12件を採択しており、優れた活動に選ばれた一例として、「科学ワークショップによる社会及び子供への学習推進活動」や「滋賀大ラジオプロジェクト」等があり、学生が学校や地域の活動に積極的に参加することで、企画力、行動力、実践力等の涵養につながっている。(別添資料 7-2-④-9~10) また、課外活動で顕著な成果を挙げたり、文化・社会活動で特に功績があった団体及び個人に対して、学長賞表彰を行っている。(別添資料 7-2-④-11~13)

資料 7-2-④-A 学部長オフィスアワー・SFA (学生・教員協議会) による成果の例

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ・構内(屋外)の自動販売機の設置(教育・経済) | ・学内通路シェルター(渡廊下)の設置(経済) |
| ・トイレの改修(教育・経済) | ・学内個人ロッカーの設置(経済) |
| ・防犯灯・防犯カメラの設置(教育・経済) | ・テニスコート製氷器の設置(経済) |
| ・合宿所への空気清浄器の設置(教育) | ・西門へのカーブミラーの設置(経済) |

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 別添資料 7-2-④-1 | 平成27年度教育学部・経済学部団体結成一覧 |
| 別添資料 7-2-④-2 | 課外活動概要 学生便覧2015(抜粋) p23-30 |
| 別添資料 7-2-④-3 | 滋賀大学体育施設規程 |
| 別添資料 7-2-④-4 | 滋賀大学課外活動共用施設規程 |
| 別添資料 7-2-④-5 | 滋賀大学課外活動共用施設使用細則 |
| 別添資料 7-2-④-6 | 滋賀大学課外活動共用施設使用についての細目 |
| 別添資料 7-2-④-7 | 滋賀大学御殿浜合宿所使用細則 |
| 別添資料 7-2-④-8 | 滋賀大学救助艇規程 |
| 別添資料 7-2-④-9 | 平成27年度学生自主企画プロジェクト募集要項 |
| 別添資料 7-2-④-10 | 学生自主企画プロジェクト採択状況(平成21~26年度) |
| 別添資料 7-2-④-11 | 滋賀大学学生表彰規程 |
| 別添資料 7-2-④-12 | 滋賀大学学生表彰実施細則 |
| 別添資料 7-2-④-13 | 滋賀大学学長賞表彰者年度別一覧(平成22~27年度) |

【分析結果とその根拠理由】

課外活動は、学生による自治組織により運営され、大学は自治組織との定期的懇談を通じて、学生のニーズの把握に努めるとともに、課外活動共用施設の充実や滋和戦の開催などを通して学生を支援している。また、大学運営への学生の参画、学生自身の大学アイデンティティづくりとして学生の自主活動プロジェクトの実施や課外活動で顕著な成果を挙げたり、文化・社会活動で特に功績があった団体及び個人に対して学長賞表彰を行っている。

以上のことより、学生の課外活動が円滑に行われるような支援を適切に行っている。

観点7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生支援について、大津キャンパスでは教育学部学生・就職係が、彦根キャンパスでは学生支援課（全学的役割を含む。）が学生生活全般の総合的な窓口となっている。また、就職・進路、健康、ハラスメント等個別の相談については専門の窓口を設けている。

学生の健康相談については、保健管理センターが対応しており、精神科医である専任教員や非常勤のカウンセラー、臨床心理士を配置し、学生の心身の相談にも対応している。（別添資料7-2-⑤-1）また、各学部では、それぞれ独自の学生の健康相談体制を充実させている。教育学部では「学生ホット・ライン」、経済学部では「キャンパスライフ相談室」を窓口とし、保健管理センター等と連携しつつ、学生生活のあらゆる事項について、指導、相談、助言や他の相談窓口の紹介を行っている。（別添資料7-2-⑤-2）

就職等進路に関する支援は各学部で行っており、就職に関する説明会等の情報は、大学のウェブサイト及び滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）でも提供している。（別添資料7-2-⑤-3～4）

教育学部では、就職支援を強化するため就職委員会やキャリアカウンセラーが個別の就職相談等を行っているほか、学生に就職情報を提供するために就職資料室を設けている。また、教員採用試験対策として教職セミナーや教職実践論などの課外指導を行っているほか、教職への意欲を向上させるために教員養成研修等の対策を講じている。さらに、公務員、企業等への就職指導にも対応している。（別添資料7-2-⑤-5）

経済学部では、就職支援室を設けており、就職相談を中心に支援する特任教員を配置している。また、「就職の手引」の発行や就職ガイダンス、面接指導、3年次生を対象とした進路面談、学外での合同企業説明会へのバスツアー等を行っている。また、経済学部就職セミナーを開催し、平成26年度は全国から188の企業等が本学を訪れ、延べ8,325人の学生が参加した。（別添資料7-2-⑤-6）

各種ハラスメントに対しては、学内にハラスメント相談窓口を各学部それぞれに設け、相談員を周知するとともに、学外のNPO法人と連携した外部相談窓口も設けて相談体制を整備している。また、ハラスメント防止のためのパンフレットを作成し配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。加えて、ハラスメント以外の事項についても毎年度「危機管理講演会」を実施し、悪徳商法、訪問販売等に対する注意を喚起し、相談機関を紹介している。（別添資料7-2-⑤-7～8、Web資料7-2-⑤-a）

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援として、留学生を対象とした新入生オリエンテーションや外国人留学生のための就職ガイダンスを行うとともに、留学生のウェブサイトで、各種手続きや日常生活等に関する情報を提供している。国際センター（SUI）のサポートセクションには生活支援担当の教員を配置し、留学生が気軽に相談できる体制を整えている。（Web資料7-2-⑤-b）また、日常生活の問題、日本語会話指導等のサポートが必要と認められる留学生には、サポーター（チューター）による支援を行っている。（別添資料7-2-⑤-9）住居確保のために国際交流会館（彦根市：単身室15室、夫婦室2室、家族室2室）を整備して、生活に関する支援を行っている。さらに、民間宿舎に入居を希望する留学生で、保証人が得られない場合は、機関保証制度により入居保証を行っている。毎年度「滋賀大学留学生ミニ白書」を発行し、留学生の基本的状況を調査・公表し、留学生に対する様々な支援や今後の留学生施策立案の基礎資料としている。（Web資料7-2-⑤-c）

障害のある学生に対する支援については、入学前、入学後それぞれの段階で、学生個々の実情に応じて行っている。オープンキャンパス、入試説明会及び入学願書出願前に相談窓口を設置し、受験時の特別措置や入学後の支援

内容などの相談や情報提供を行っている。また、合格後は、学生個々の実情に応じて、支援内容を確認して、施設改善、人的・物的支援を準備し、入学後は、履修相談、授業や試験での配慮や学習支援を行うと共に、メンタル面でのサポートや健康面での学生生活の支援を行うこととしている。例えば、聴覚障害の場合には、手話通訳（行事等）、ノートテイク（授業）、聴覚障害者用パソコン等、視覚障害の場合には、テキストデータの提供と視覚障害者用パソコン（音声変換、点字出力）、テキストデータの拡大、拡大読書器や視覚補助具の設置、照明環境の改善（個別照明器具）等、肢体不自由の場合には、介助スタッフによる教室等移動の介助、身体介助、運動実技が困難な学生のレポート提出等の代替措置等、病弱・虚弱の場合には、運動実技が困難な学生のレポート提出等の代替措置、教室等移動の介助等、発達障害の場合には、担当教職員との学習相談、保健管理センター医師のカウンセリング等の実施がある。

- 別添資料 7-2-⑤-1 Shiga Health Report (SHR) (No80 2015. 4. 1 発行)
- 別添資料 7-2-⑤-2 滋賀大学における学生相談体制
- 別添資料 7-2-⑤-3 滋賀大学における就職支援体制
- 別添資料 7-2-⑤-4 就職ガイダンス情報、就職スケジュール
- 別添資料 7-2-⑤-5 教採への道のり
- 別添資料 7-2-⑤-6 経済学部就職支援室
- 別添資料 7-2-⑤-7 ハラスメント防止パンフレット「ハラスメント Q&A」
- 別添資料 7-2-⑤-8 平成 26 年度「学生生活の危機管理」講演会実施要領
- 別添資料 7-2-⑤-9 留学生のためのサポーター（チューター）募集

Web 資料 7-2-⑤-a ハラスメントについて

http://www.shiga-u.ac.jp/campuslife/campus_life/health_consult_harassment/

Web 資料 7-2-⑤-b 滋賀大学国際センター

<http://sui.shiga-u.ac.jp/>

Web 資料 7-2-⑤-c 滋賀大学外国人留学生後援会会則、滋賀大学外国人留学生後援会支援貸付金制度要領等
(滋賀大学留学生ミニ白書)

http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/08/2014_mini_hakusyo.pdf

【分析結果とその根拠理由】

各学部に学生の相談窓口を設置し、各種の相談、助言、支援体制を整備している。また、保健管理センターでは健康相談体制を整備しており、学生のメンタル面でのサポートも行っている。ハラスメント相談や就職・キャリア形成についても相談・助言などの支援体制を整備し、学生のニーズの把握に努めている。

留学生に対しては、相談窓口を設置するとともに、指導教員やチューター等によりニーズの把握、日常生活の支援を行っている。住居確保のために、国際交流会館の整備や民間賃貸住宅入居時の機関保証制度を実施し支援している。また、実態把握と今後の支援策の充実のための調査活動も実施し、「滋賀大学留学生ミニ白書」としてまとめ、毎年度発行している。

障害を有する学生に対しては、学生個々の実情に応じて、学生生活支援を実施するなど、必要に応じた支援を行っている。

観点7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の学生に対する経済的支援について、入学料免除、授業料免除を設け、本学の規程に基づき対象者の選考が行われている。なお、平成24年度から、授業料免除の基準を満たしている免除有資格者については全員に免除ができるようにするため、授業料免除基準（全額免除・半額免除）該当者全てを半額免除とし、免除実施可能額に残額がある場合には、その残額の範囲内で全額免除基準該当者の上位者から順に全額免除に振替えるように免除方法を変更している。（資料7-2-⑥-A、別添資料7-2-⑥-1～2）

さらに、世界的不況に対応して、家計の状態が急変した学生を対象とした授業料免除制度や寄附金の教育研究支援基金を原資とした貸付金制度（一般学生を対象、貸付の限度額20万円）を設けており、その他の各種支援制度を取りまとめた学生支援政策をパッケージとして策定し、「つづけるくん」と名付けて運用している。（資料7-2-⑥-B～C、別添資料7-2-⑥-3）

奨学金については、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体等からの各種奨学金があり、学生へ周知している。（資料7-2-⑥-D）

また、大学院生の国内外における学会発表を奨励し、その費用の一部を助成する「滋賀大学大学院生の国内外学会発表助成事業」を行っている。これは、滋賀大学教育研究支援基金を原資として、国内外で開催される学会で発表のため参加（討論者としての参加を含む。）した大学院生を対象に1件3万円以内（募集数10人程度）の助成を行うものであり、平成26年度は14人の大学院生に対して助成（総額30万円）を行った。（資料7-2-⑥-E、別添資料7-2-⑥-4）

さらに、経済学部・経済学研究科においては、後援会により、平成26年度に学生の日頃の勉学等を支援し、資質の向上に資することを目的として、資格試験や語学試験等の基準を満たした学部生、大学院生を対象に報奨金を給付する「滋賀大学経済学部後援会資格取得等報奨制度」を創設し、24人の学生に総額127万円の給付（平成26年度）を行っている。（別添資料7-2-⑥-5）

学生寮は、教育学部及び経済学部それぞれに、男子棟、女子棟を設置し、留学生を含む学生が入寮している。（資料7-2-⑥-F、別添資料7-2-⑥-6～7）

留学生支援については、留学生専用の寄宿舎として国際交流会館を設置し、利用期間を1年に限定して入居させている。また、学習奨励費をはじめとする留学生向け各種奨学金の利用や入試成績優秀な外国人留学生に対する本学独自の授業料免除制度及び火災保険料補助の仕組みを整えている。なお、これらの奨学金制度等については、学生便覧への掲載や新入生オリエンテーションでの説明、本学ウェブサイトなどで学生に対して広く周知している。（資料7-2-⑥-G、別添資料7-2-⑥-8）

資料7-2-⑥-A 授業料免除制度利用状況（平成26年度前期・後期延べ数、「つづけるくん」を除く）

区 分	申請者数(人)	免除者数合計		
		(人)	うち全額免除者数(人)	うち半額免除者数(人)
教育学部	243	207	120	87
経済学部(夜間主含む)	663	539	297	242
教育学研究科	44	35	20	15
経済学研究科	100	94	43	51
特別支援教育専攻	2	2	2	0
合 計	1,052	877	482	395

【参考：授業料免除制度利用状況（平成23年度前期・後期延べ数）※免除方法変更前】

区 分	申請者数(人)	免除者数合計		
		(人)	うち全額免除者数(人)	うち半額免除者数(人)
教育学部	249	196	100	96
経済学部(夜間主含む)	562	381	185	196
教育学研究科	67	55	13	42
経済学研究科	146	127	15	112
特別支援教育専攻	1	0	0	0
合 計	1,025	759	313	446

資料 7-2-⑥-B 「つづけるくん(授業料減免)」利用状況(平成26年度前期・後期延べ数)

区 分	申請者数(人)	半額免除者数(人)	免除額(円)
教育学部	4	3	401,850
経済学部(夜間主含む)	18	13	1,473,450
教育学研究科	2	2	267,900
経済学研究科	7	4	535,800
合 計	31	22	2,679,000

資料 7-2-⑥-C 「つづけるくん(貸付金制度)」利用状況(平成22~26年度)

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
採択者数	5	6	2	2	0
貸付金総額	50万円	110万円	36万円	23万円	-

資料 7-2-⑥-D 奨学金の利用状況(平成26年度)

区 分	学生数 (A)	日本学生支援機構				地方公共団体	
		第一種	第二種	合計(人) (B)	受給率(%) (B)/(A)	合計(人) (C)	受給率(%) (C)/(A)
教育学部	1,057	188	192	380	36.0	6	0.6
経済学部	2,565	398	502	900	35.1	49	1.9
教育学研究科	128	10	2	12	9.4	1	0.8
経済学研究科	124	6	2	8	6.5	12	9.7
特別支援教育専攻科	8	0	0	0	0.0	0	0.0
総 計	3,882	602	698	1,300	33.5	68	1.8

資料 7-2-⑥-E 滋賀大学大学院生の国内外学会発表助成事業実績(平成23~26年度)

年 度	H23	H24	H25	H26
採択者数	9	15	11	14
助成総額	20.3万円	30万円	15.1万円	30万円

資料7-2-⑥-F 学生寮利用状況（平成27年5月1日現在）

区 分	性別	現員	定員	利用率 (%)
平津ヶ丘寮 (大津市)	男子	20	28	71.4
	女子	22	39	56.4
偲 聖 寮 (彦根市)	男子	119	137	86.9
	女子	29	30	96.7
合 計	男子	139	165	84.2
	女子	51	69	73.9

資料7-2-⑥-G 外国人留学生向け各種奨学金利用状況（平成26年度分）

区 分	学生数 (人)
教育学部	3
経済学部	13
教育学研究科	1
経済学研究科 (前期)	8
経済学研究科 (後期)	1
合 計	26

別添資料7-2-⑥-1 授業料免除及び奨学金 学生便覧2015 (抜粋) p11-14
別添資料7-2-⑥-2 授業料免除選考に関する選考方法の変更について
別添資料7-2-⑥-3 滋賀大学学生特別支援政策パッケージ「つづけるくん」
別添資料7-2-⑥-4 平成27年度滋賀大学大学院生の国内外学会発表助成募集
別添資料7-2-⑥-5 滋賀大学経済学部後援会資格取得等報奨金申請要項
別添資料7-2-⑥-6 学生寮寮生数調書 (平成27年5月1日現在)
別添資料7-2-⑥-7 平津ヶ丘入寮寮案内、偲聖寮入寮案内
別添資料7-2-⑥-8 国際交流会館入居手引

【分析結果とその根拠理由】

本学では、入学料や授業料の免除を実施するとともに、授業料免除については、その基準を満たしている免除有資格者全員に授業料免除ができるように制度を変更している。さらに、経済不況対応型の本学独自の支援制度「つづけるくん」や、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金制度のほかにも、本学独自の奨学金制度により約4割の学生が奨学金の貸与若しくは給付を受けている。また、外国人留学生向け奨学金等により、支援を要する学生への援助を行っている。また、両学部に学生寮として、男子棟、女子棟を整備しているなど、学生に対する経済面の援助を適切に行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各キャンパスには、セキュリティに配慮したパソコンが情報演習室や附属図書館を含め学内各所に用意され、教育研究活動を展開する上で十分なICT環境が整備され、有効に活用されている。
- 附属図書館施設内でのグループ討議が行えるグループ学習室や教育学部における学習室、ゼミ室、創造学習センター、経済学部における学習教育支援室、開放型学習スペース、ALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）等を設置しており、自主的学習環境として有効に活用されている。
- 学長裁量経費を原資とし家計の状況が急変した学生を対象として成績基準に関係なく授業料を減免する制度や、寄附金である教育研究支援基金を原資とした貸付金の制度（貸付限度額20万円）などの支援策をパッケージとして策定し、「つづけるくん」と名付けて運用し、生活困難や授業料未納を理由として学業を断念することがないように学生支援を行っている。
- 授業料免除の基準を満たしている免除有資格者について、全員に免除ができるようにするため、授業料免除基準（全額免除・半額免除）該当者全てを半額免除とし、免除実施可能額に残額がある場合には、その残額の範囲内で全額免除基準該当者の上位者から順に全額免除に振替えるように免除方法を変更した。

【改善を要する点】

該当なし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到る状況】

本学の教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果を点検・検証する体制については、全学レベルでは、理事（教育・学術担当）を部会長として全学教育部会及び全学共通教育部会を置き、学部レベルでは、副学部長の下に、教育学部は教育改革推進委員会、経済学部は教育学習支援委員会を設置している。また、教育活動の状況に関する資料・データは、各委員会で収集・蓄積しているほか、全学的な取組の際には学務課が、教育改革推進委員会では教育学部教務係が、教育学習支援委員会は学習教育支援室が、それぞれサポートする体制となっている。

本学では、授業評価アンケートを毎年度2回実施している。加えて、卒業・修了予定の学部生・大学院生、本学を卒業・修了し数年を経過した卒業生・修了生へのアンケート、さらに、本学卒業生の就職先として、教育学部は滋賀県内の全ての小中学校長、経済学部は本学の卒業生が就職している企業等を対象にアンケートを実施している。これらアンケート結果は、各学部のファカルティ・ディベロップメント（以下、FDと言う。）に関する委員会で取りまとめた後、全学教育部会にて「滋賀大学FD事業報告書」として取りまとめ、教育の改善に役立てるため、全教員へ配布し周知を図っている。（前掲別添資料6-1-②-1）

また、全学共通教育部会と全学教育部会との合同会議では、全学共通教養教育に関する分析を行っており、厳格な成績評価を行うことを目的に「全学共通教養科目の成績分布」を作成し、その分布を基に、教員間で情報を共有し、成績分布の現状を確認し、成績評価の妥当性について確認している。

学長を委員長とする目標計画・評価委員会（委員構成18人：学長、理事（附属図書館長兼任含む）、副学長、学部長、各センター長、各学部教員、事務統括監）を組織し、全学的な自己評価を実施している。なお、機関別認証評価に向けた自己点検・評価は、目標計画・評価委員会の下に設置された認証評価受審作業部会（委員構成5人：理事、副学長、学長補佐）が、主として実施している。事務担当としては、総務課政策企画室が情報の収集及び蓄積を行っている。（別添資料8-1-①-1～2）

別添資料8-1-①-1 滋賀大学目標計画・評価委員会規程

別添資料8-1-①-2 目標計画評価委員会作業部会申合せ

前掲別添資料6-1-②-1 平成26年度滋賀大学FD事業報告書

【分析結果とその根拠理由】

教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果を点検・検証する体制については、全学レベルでは理事（教育・学術担当）を部会長として全学教育部会及び全学共通教育部会を、学部レベルでは副学部長の下に、教育学部は教育改革推進委員会、経済学部は教育学習支援委員会を組織し、教育の質の改善・向上を図るために取り組んでいる。

また、学長を座長とする目標計画・評価委員会を組織し、全学的な自己評価を実施しており、機関別認証評価に

向けた自己点検・評価は、目標計画・評価委員会の下に設置された認証評価受審作業部会が実施している。

以上のことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生に対する授業評価アンケートを年2回（毎学期）実施し、「滋賀大学FD事業報告書」として公表している。教育学部では、アンケート結果を授業担当教員に通知し、担当教員による授業改善を促すとともに、「滋賀大学FD事業報告書」を学生センター窓口に置き、学生がいつでも見ることができるようになっている。経済学部では、アンケートの結果を授業担当教員に通知するとともに、ウェブサイトで公開し（担当教員によるコメントの入力が可能）、担当教員による授業改善を促している。（Web 資料 8-1-②-a）さらに、両学部とも学部FD組織がアンケート結果を検証し、定型的な問題点を把握して授業改善への提言を行っている。

また、学部生及び大学院生に対する3年に一度の包括的な学生生活実態調査を実施しており、直近の調査の結果と分析は「平成25年度学生生活実態調査報告書」としてまとめている。その中で、学業に関する質問から、学生は授業に興味を持ち授業への出席も多くなっている一方で、授業時間外の勉強時間が少ない傾向があることを示している。そこで、教育実践優秀賞のテーマを「学生の授業外学習を促す取組」とし、教育方法の改善や工夫に向けて取り組んでいる。

さらに、両学部・研究科とも、平成25年度及び平成26年度に、卒業・修了前の学生に対し、アンケート調査を実施している。在学中の本学の教育に関して、学生からの意見を聴取したものであり、このアンケート結果については各学部のFD担当教員が分析し、「滋賀大学FD事業報告書」で公表している。このアンケート結果を示すことで、担当教員に授業改善を促すとともに、必要な授業改善の方策を担当の委員会で検討している。（前掲別添資料 6-1-②-1(c-1)、(a-1)～(a-4)）

毎年実施している「滋賀大学自己点検・評価報告会」において、経営協議会委員、後援会、同窓会等の外部からの意見のみならず、学生からも直接意見聴取し、大学運営等の改善に反映している。その一例として、学生から出された「北陸方面への広報を充実しては」との意見を踏まえ、福井県の高校を含んだ「高大連携懇話会」の開催を始めることになり、高校側とより多様な意見交換の場を持つことができた。

また、教育学部では学部長オフィスアワーが設定され、学生との意見交換が実施されている。経済学部では、SFA（学生・教員協議会）と呼ばれる教員と学生の意見交換会が定期的に行われ、シラバスに関する学生からの意見を基に、滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）のシステム改修等を行い、利便性を向上している。

教職員への意見聴取として、学長、理事、副学長、学部長、事務統括監で構成する企画調整会議委員と両学部執行部（副学部長等）との懇談会を開催し、意見交換を行っている。そのほか、企画調整会議委員と事務統括監及び各課室長で構成する事務連絡協議会メンバーが、学生の教育、学生の支援をテーマとした懇談会も行っており、そこには副課長級職員も陪席し、職員との意見交換を行っている。

Web 資料 8-1-②-a 全講義科目検索システム

<https://lec.biwako.shiga-u.ac.jp/AllWeb2/default.aspx>

前掲別添資料 6-1-②-1 平成 26 年度滋賀大学 F D 事業報告書

(c-1) 「学生による授業評価」調査 p3-13

(a-1) 平成 25 年度教育学部卒業予定学生による滋賀大学教育学部評価調査 p14-41

(a-2) 平成 25 年度経済学部卒業予定学生アンケート調査の分析結果 p165-176

(a-3) 平成 25 年度教育学研究科修了予定学生への滋賀大学大学院教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査 p70-80

(a-4) 平成 25 年度経済学研究科修了予定学生アンケート調査の分析結果 p230-241

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する授業評価アンケート及び卒業・修了前の学生に対するアンケート調査を実施し、各学部の F D に関する委員会がアンケート結果を検証し、定型的な問題点を把握して授業改善への提言を行っている。その結果を「滋賀大学 F D 事業報告書」として取りまとめ、教員及び学生に周知している。また、学部生及び大学院生に対して包括的な学生生活実態調査を実施しており、「平成 25 年度学生生活実態調査報告書」としてまとめている。加えて、「滋賀大学自己点検・評価報告会」、学部長オフィスアワー（教育学部）及び S F A（学生・教員協議会）（経済学部）を開催して、学生から意見聴取を行っている。

さらに、企画調整会議委員と両学部執行部（副学部長等）との懇談会や事務連絡協議会メンバーの懇談会を開催して、教職員との意見交換を行っている。

これらの意見聴取を教育の質の改善・向上に活かしている。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到に係る状況】

本学では、教育に関する外部からの意見を聴取して教育改革に活かすために、平成 26 年度に、本学の卒業生、修了生及び滋賀県内公立小・中学校長へのアンケート（教育学部）、本学の学生の就職先である企業等へのアンケート（経済学部）、を実施している。（前掲別添資料 6-1-②-1 (b-1) ～ (b-6)）

また、毎年実施している「滋賀大学自己点検・評価報告会」において、全学的な取組として、各学部・研究科、附属施設、全学センター及び大学運営の現状と今後の方針を部門ごとに報告するとともに、経営協議会委員、後援会、同窓会の学外者からも意見を聴取しており、大学の将来構想の策定や大学運営に役立てている。報告会での意見の一つとして、「国際的に通用する学生を育成すべき」との要望が出され、グローバル化に対応した人材育成という本学の機能強化に向けた「グローバル人材育成コース」の開設（平成 26 年度）の後押しとなった。（別添資料 8-1-③-1）

教育学部では、平成 25 年度に外部評価委員会を開催し、地域推薦入試、教育参加カリキュラム支援、キャリア支援、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業を評価項目として取り上げ、教育現場や他大学、マスコミ等の外部評価委員から意見を聴取した。（別添資料 8-1-③-2）

さらに、科学技術振興機構から助成を受けて実施した理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠

点プログラムでは、成果発表会に滋賀県や市町の教育委員会から関係者を招き、本学のプロジェクトの成果に関して意見を聴取している。文部科学省特別経費による「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」事業に関しては、平成25年度にフォーラムを開催し、学外も含めた関係者からの意見聴取を実施している。これらの機会を通して、学外の関係者から寄せられた意見を今後の教員養成機能の強化のために取り入れている。(別添資料8-1-③-3)

教育学部と滋賀県教育委員会との恒常的な意見交換の場として「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」を平成27年4月に設置し、滋賀県の教育全般について議論するとともに、個別のテーマに関する専門委員会も併せて設置している。今後、意見交換を行い、教育学部の教育研究の改善に活かす予定である。(別添資料8-1-③-4)

また、毎年1回保護者へ授業公開を行っており、その後(同日)開催される保護者懇談会にて様々な意見を聴取する機会を作っている。(別添資料8-1-③-5)

経済学部では、平成25年度に外部評価報告会を開催し、「自ら課題を見出して主体的に学ぶ学生を育てることを目指して」をテーマに、PBL(課題発見・解決)型学習など、学生が主体的に学習を取り組むことを促す教育プログラムを中心に外部評価を受け、プロジェクトの成果と課題、また学部教育に定着させていくための教示、助言を得た。さらに、文部科学省特別経費による「高度専門職業人としての知のマネジメント能力の育成—経済・経営系学士力修得のための学習ポートフォリオシステムの整備—」で構築した学習ポートフォリオ及びe-learningのシステム全体についての外部評価を実施し、評価委員から学生の主体性を考慮している、授業時間外学習への誘導がうまく行われているというコメントを得られ、活用をすすめるべきとの意見があり、今後、学生・教員双方に一層の活用を促進していくための一助となった。(別添資料8-1-③-6)

前掲別添資料6-1-②-1 平成26年度滋賀大学FD事業報告書

(b-1) 既卒業生による滋賀大学教育学部評価調査 p42-69

(b-2) 経済学部既卒者アンケート調査の分析結果 p177-215

(b-3) 修了後数年を経た教育学研究科修了生への「滋賀大学大学院教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査」 p81-100

(b-4) 大学院経済学研究科修了生アンケート調査の分析結果 p242-266

(b-5) 滋賀県内公立小学校校長と中学校校長への「滋賀大学教育学部および教育学研究科の教育改善のためのアンケート調査」 p101-133

(b-6) 就職先アンケート調査の分析結果 p216-229

別添資料8-1-③-1 平成26年度滋賀大学自己点検・評価報告会要旨

別添資料8-1-③-2 「平成25年度外部評価報告書(抜粋)」(教育学部)

別添資料8-1-③-3 「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」フォーラム報告書

別添資料8-1-③-4 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程

別添資料8-1-③-5 平成26年度教育学部授業公開及び保護者懇談会

別添資料8-1-③-6 「平成25年度外部評価報告書(抜粋)」(経済学部)

【分析結果とその根拠理由】

両学部とも、学外の関係者を委員とする外部評価等を開催し、意見聴取を随時実施している。また、卒業生・修了生へのアンケート、企業及び滋賀県内公立小・中学校長へのアンケートを実施し、その結果を様々な教育の質の向上、改善に活かしている。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

本学では、教育学部に教育改革推進委員会、経済学部で教育学習支援委員会を設け、各学部のFDに関する事業を実施するとともに、全学に全学教育部会を置き、滋賀大学全体の教育改善に努めている。

活動の柱の一つである授業評価アンケートは、各学部において実施し、アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、授業改善に活かしている。(前掲別添資料 6-1-②-1(d-1))

また、教育改善の取組や先進的な教育経験の交流を目的として、滋賀大学教育改革フォーラムを毎年開催している。このフォーラムでは、平成 26 年度は「学生の主体的学修を考える」をテーマに講演・議論を行い、今後のアクティブ・ラーニングの展開に活かす契機となり、本学の教育の質の向上や改善につながっている。(Web 資料 8-2-①-a)

教育学部では、平成 24 年度から新任教員研修会を開催している。(前掲別添資料 6-1-②-1(d-2)) 毎年 4 月に開催し、基調講演や、学部FD担当委員会からのFD活動についての説明、並びに担当事務から Web シラバスの書き方や各講義室の設備等を説明している。年度当初に開催される研修会は、新任教員にとって本学の教育研究に関する取組を知る上で有意義なものであり、好評を得ている。

経済学部では、従来から公開していたコア科目群の成績公開に加えて、専門科目全体を対象とした成績の公開を行っている。履修者数、受験者数、履修者数に対する合格者数と合格者比率、受験者に対する合格者数と合格者比率を全講義科目検索システム上で公開し、教員、学生とも閲覧できるようになっており、教育の質の向上に努めている。1 年次春学期における必修科目「現代経済学基礎」について、担当教員グループが成績評価結果を検証し、授業内容と成績評価方法の見直し(再履修者用の特別クラスの設置を含む。)を行い、全教員に報告している。加えて、1 年次春学期の「大学英語入門」を踏まえて 1 年次生全員及び 3 年次生にも TOEIC-IP 試験(学内実施)を受験するよう指導し、その結果を全教員に報告して学生のおおよその英語能力を把握するとともに、入学後の英語力の向上の度合を測ることで専門科目等における教育内容設定の目安とし、英語担当教員間での授業内容・方法の検証や授業外学習システムの導入・検証の資料としている。

さらに、学生が大学で身につけた一般的な能力を測るため、「PROG テスト」を平成 25、26 年度に経済学部で実施している。(別添資料 8-2-①-1) その結果を受けて、教育目標(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等)に掲げられている能力が得られているかを検証し、カリキュラム改善・授業改善の提言につなげることを目指している。

各学部でのFD活動は、全学教育部会においても検証・分析し、種々のFDに関する活動で明らかになった事項については、毎年度発行している「滋賀大学FD事業報告書」や滋賀大学FD情報誌「su-L(スール)」に掲載し、広く公開している。(前掲資料 5-2-③-6)

また、新任の教員を対象に研修・懇談会を開催している。大学の役職員が新人教員に対して本学の現状について説明し、その後懇談を行うもので、新しく採用された教員が本学の状況を理解することに役立っている。(別添資料 8-2-①-2)

別添資料 8-2-①-1 「PROG テスト」に関する資料

別添資料 8-2-①-2 滋賀大学新入教職員研修・懇談会資料

Web 資料 8-2-①-a 滋賀大学教育改革フォーラムを開催しました

<http://www.shiga-u.ac.jp/2014/12/18/30719/>

前掲別添資料 6-1-②-1 平成 26 年度滋賀大学 F D 事業報告書

(d-1) 「学生による授業評価」調査報告 (p3-13)

(d-2) 新任教員研修 (p145)

前掲別添資料 5-2-③-6 滋賀大学 F D 情報誌 「su-L (スール) vol109」

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメントは、各学部・研究科の関係委員会が企画・立案し、実施している。これらの活動は、「滋賀大学 F D 事業報告書」や滋賀大学 F D 情報誌「su-L (スール)」、全学教育改革フォーラムにおいて公表し、授業の改善可能な点については、適時、担当部署が対応している。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントは適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

教育支援や教育補助に携わる T A や S A は、学部ごとに採用し、業務運営を行っている。

教育学部では、T A 運営委員会が、授業における T A の必要性の確認や配置などの調整を行っている。T A に対する研修は授業担当者が行っており、授業終了後に授業支援に対する取組状況を報告している。

経済学部では、コア・セッションの授業を補助する T A と S A に対し、授業の開始時期に合わせて年間 2 回オリエンテーションや研修会を行っている。また、学習教育支援室と教育学習支援委員会とのスタッフ・ミーティングを定期的実施している。(別添資料 8-2-②-1)

教育支援に携わる事務職員は、日本学生支援機構が実施する厚生補導事務研修会、近畿地区学生指導研修会、留学生担当者研修会、教務事務研修会等に参加している。また、附属図書館職員は、情報・システム研究機構国立情報学研究所が実施する教育研修(大学図書館職員短期研修等)に参加している。

別添資料 8-2-②-1 コア・セッション担当 T A ・ S A オリエンテーション

【分析結果とその根拠理由】

教育学部では、採用する T A に対して授業担当者が必要な研修を行っており、経済学部では、T A と S A の採用の際に必要な研修等を実施している。教育支援に携わる事務職員の研修についても業務の内容に応じて各種実施している。

以上のことから、教育支援者・補助者に対して必要な研修等の取組が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 毎年実施している「滋賀大学自己点検・評価報告会」において、全学的な取組として、各学部・研究科、附属施設、全学センター及び大学運営の現状と今後の方針を部門ごとに報告し、経営協議会委員、後援会、同窓会の学外者及び本学学生からも意見を聴取しており、本学の将来構想の策定や大学運営に役立てている。
- 教育学部では、毎年、保護者への授業公開及び保護者懇談会を開催し、様々な意見を聴取する機会を設けている。

【改善を要する点】

該当なし

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の資産は、法人化時に国から出資された土地、建物・工作物、工具器具備品、船舶、図書等の資産が基盤となっており、平成27年3月31日現在の固定資産及び流動資産の合計は23,342,604千円である。また、同時点での固定負債及び流動負債の合計は4,992,865千円であり、その大部分は資産見返負債であり、その他もリースによる長期未払金、退職手当の未執行による運営費交付金債務、授業料の前受金及び財源的裏付けのある未払金である。さらに、金融機関等からの借入金及びPFI債務等の負債はない。(別添資料9-1-①-1)

別添資料9-1-①-1 財務データの経年変化

【分析結果とその根拠理由】

本学は、法人化時に国から出資された土地、建物・工作物、工具器具備品、船舶、図書等の資産を基盤とし、安定した教育研究活動の遂行を可能としている。また、負債については、資産見返運営費交付金等の見返負債、長期未払金、退職手当の未執行による運営費交付金債務、授業料の前受金、財源的裏付けのある未払金などであり、大学の運営上懸念となるような負債はない。

観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、運営費交付金、自己収入（授業料・入学金・検定料及び雑収入）及び外部資金（産学連携等研究収入及び寄附金収入等）から構成されている。(別添資料9-1-②-1)

平成26年度においては、運営費交付金及び学生納付金（授業料・入学金・検定料）は、それぞれ経常的収入の58.7%、38.8%を占めており、本学の教育研究活動を支える上で、主要な財源になっている。

学生納付金については、オープンキャンパスをはじめとする多様な広報手段を用いた受験生への情報提供及び高大連携事業の実施等により適正な学生数の確保に努め、安定した収入を確保している。

また、科学研究費助成事業等の競争的資金獲得に向けて、学内研究助成制度の充実を図るほか、本学における教育研究活動、学生への修学等に関する事業への支援を行うことを目的とした滋賀大学教育研究支援基金への募金や同窓会からの寄附等、継続的かつ安定的な財源確保に結びつける取組を行うとともに、人件費削減や滋賀県立大学及び滋賀医科大学との共同調達によるコスト削減等の支出抑制により、安定的な財源確保に取り組んでいる。(別添資料9-1-②-2)

別添資料 9-1-②-1 第 2 期中期目標期間の経常的収入等の状況及び競争的資金等の受入状況
別添資料 9-1-②-2 滋賀大学教育研究支援基金規程

【分析結果とその根拠理由】

国からの運営費交付金が毎年度大学改革促進係数により 1%削減される中、学生納付金については適正な学生数を確保する等により、安定した収入を得ており、本学の経常的収入は、継続的かつ安定的に確保されている。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

予算、収支計画及び資金計画については、中期計画及び年度計画において策定しており、これらは、財務担当理事と財務課が関係業務を担い、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定している。なお、その内容については、本学ウェブサイトに掲載し、一般にも公表している。(Web 資料 9-1-③-a)

また、本学の財政状況について学内外に広く理解してもらうため、財政状況をわかりやすく解説したパンフレット「財務データからみた滋賀大学」を毎年作成し、学生・保護者に配布するとともに、本学ウェブサイトに掲載し、一般に公表している。(Web 資料 9-1-③-b)

Web 資料 9-1-③-a 滋賀大学中期目標・中期計画、年度計画

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_business/

Web 資料 9-1-③-b 財務データからみた滋賀大学

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_financial/

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画等については、国立大学法人法に基づいて適正に策定されており、また、その内容については本学ウェブサイトに掲載し、社会一般にも広く公表しており、学内外の本学関係者に明示されている。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の平成 22 年度から平成 26 年度の収支状況は、平成 22 年度経常利益 141,556 千円（当期総利益 147,537 千円）、平成 23 年度経常利益 749 千円（当期総損失 1,061 千円）、平成 24 年度経常利益 7,945 千円（当期総利益 13,031 千円）、平成 25 年度経常利益 1,404 千円（当期総利益 189 千円）、平成 26 年度経常利益 14,110 千円（当期総利益 36,644 千円）であり、平成 23 年度を除きいずれの年度も当期総利益を計上している。

なお、平成 23 年度においては、当期総損失を計上したが、当該損失額は準用通則法第 44 条第 1 項により積立金等で充当したため、次期へ繰り越す欠損金は発生していない。(前掲別添資料 9-1-①-1)

前掲別添資料 9-1-①-1 財務データの経年変化

【分析結果とその根拠理由】

平成 22 年度から平成 26 年度の収支状況は、平成 23 年度を除きいずれの年度も当期総利益を計上している。また、平成 23 年度においても、繰越欠損金が発生しない程度の損失に止まっており、本学の収支状況において過大な支出超過となっていない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学では、各年度の予算編成において、魅力と活力に満ち溢れた大学として発展するため、運営費交付金基礎額が減少している中であっても、財務担当理事の下に設置された財務部会において、「予算編成の基本方針（案）」及び「予算編成基準（案）」、並びに自己収入の確保策や経費節減策等を反映した「予算（案）」を作成し、経営協議会及び役員会で審議・承認の上、教育研究水準の維持・向上のための資源配分を行っている。（別添資料 9-1-⑤-1～2）

また、教育研究活動を機動的・戦略的に推進するため、学長裁量経費として毎年度 1 億円を確保し、学長のリーダーシップの下、「組織改革推進」、「重点戦略推進」、「教育研究推進」、「学生支援」、「機能強化」、「教育研究等支援」、「運営改善」の 7 区分で配分を行うとともに、授業料収入の 1%相当額を学生用図書費として確保し、教育支援の充実を図っている。（別添資料 9-1-⑤-3）

施設・設備については、「滋賀大学施設整備の基本的な考え方と重要課題について（第 2 次報告）」（施設整備マスタープラン）に基づき、施設維持補修経費等を確保し、計画的な施設整備を行っている。なお、施設整備マスタープランについては、キャンパスアメニティの改善に資するため、教職員・学生にアンケート調査を行い、それを反映した第 3 次報告の策定に向けて検討を進めているところである。また、施設維持・補修に際しては「危険性」、「老朽度・劣化度」、「緊急性・必要性」等の評価基準を基に総合的に判断して、教育研究環境及びキャンパスアメニティの維持・向上に努めている。（別添資料 9-1-⑤-4～5）

さらに、本学における新規施策への充当財源である政策経費により、講義機の更新や学生証発行システム、入退室管理システムの整備等、教育研究環境の向上を図るとともに、目的積立金を活用し、改修工事等による施設の狭隘化の解消や老朽施設・設備の機能改善等を行い、本学の将来につながる投資に充てている。

別添資料 9-1-⑤-1 平成 26 年度以降の予算編成の基本方針

別添資料 9-1-⑤-2 平成 27 年度予算編成基準

別添資料 9-1-⑤-3 平成 27 年度学長裁量経費の執行計画

別添資料 9-1-⑤-4 「滋賀大学施設整備の基本的な考え方と重要課題について（第 2 次報告）」（施設整備マスタープラン）
--

別添資料 9-1-⑤-5 平成 27 年度施設維持・補修経費および施設費交付事業の「評価基準」について

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金の大学改革促進係数 1%の削減はあるものの、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）

に必要な経費については、毎年度予算を確保し、効果的・効率的な資源配分を行っている。

特に、学長裁量経費、政策経費及び施設維持補修経費等を確保し、戦略的・重点的な資源配分を可能としている。

以上のことから、教育研究活動に対し適切な資源配分がなされている。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表等については、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書・事業報告書を作成している。これらは、財務担当理事と財務課が関係業務を担い、作成した財務諸表等は、監事及び会計監査人の監査を受けた後、経営協議会及び役員会で審議・承認の上、文部科学省へ提出している。

財務に対する会計監査については、内部監査、監事による監査及び会計監査人による監査を毎年度実施している。

内部監査については、監査機能の充実を図るため、学長直属の「監査室」を設置し、本学の内部監査規程に基づき監査計画を策定し、実施している。また、監事による監査については、監事及び監事監査規程、監事監査実施内規に基づき監査計画を策定し、実施している。会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を受けている。

（別添資料 9-1-⑥-1～6）

また、学長・理事、監事、会計監査人及び監査室の四者による意見交換会（四者協議会）を年2回開催しており、本学の事業内容・運営方針等についての理解・確認及び会計監査人から出された監査上の検出事項や内部統制についての問題事項等を報告・共有・協議している。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 別添資料 9-1-⑥-1 | 滋賀大学内部監査規程 |
| 別添資料 9-1-⑥-2 | 滋賀大学監事及び監事監査規程 |
| 別添資料 9-1-⑥-3 | 滋賀大学監事監査実施内規 |
| 別添資料 9-1-⑥-4 | 平成 26 年度監査報告書（監査室） |
| 別添資料 9-1-⑥-5 | 平成 26 年度監査報告書（監事） |
| 別添資料 9-1-⑥-6 | 独立監査人の監査報告書（平成 26 事業年度：第 11 期） |

【分析結果とその根拠理由】

本学作成の財務諸表等は、国立大学法人法に基づき作成され、監事及び会計監査人の監査を受けた後、経営協議会及び役員会の承認を得た上で文部科学省へ提出している。

内部監査については内部監査規程、監事による監査については監事及び監事監査規程及び監事監査実施内規、会計監査人の監査については国立大学法人法の規定に基づき、それぞれ財務に係る会計監査等が適正に行われている。また、いずれの理事からも独立した学長直属の「監査室」を設置しており、監事、会計監査人との密接な連携により、効率性・効果性の高い会計監査が実施されている。

以上により、財務諸表等が適切に作成され、財務に係る会計監査等は適切に行われているものと判断できる。

観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学は、役員として学長、理事4人（内3人は副学長）、監事2人を置いている。

本学の管理運営組織として、役員会、教育研究評議会及び経営協議会を置いているほか、役員、副学長、学部長及び事務統括監で構成される企画調整会議や学長を委員長とする全学委員会、理事を部会長とする各種部会を組織している。（資料9-2-①-A）

役員会は、学長及び理事が管理運営全般に係る重要事項について審議・決定している。（別添資料9-2-①-1）

教育研究評議会は、学長、理事、附属図書館長、副学長、学部長、評議員で組織され、毎月1回の頻度で教育研究に係る重要事項を審議している。

経営協議会は、学長、理事及び6人以上の外部有識者で組織し、原則年6回開催し、主に大学経営上の重要事項について審議している。運営全般についても外部委員から意見を聴取することができる貴重な機会であることから、十分な審議時間が確保できるよう外部委員へ事前に説明に赴くようにしている。特に、予算・決算及び法人評価等にかかわる議題の場合は、事前に資料を送付し、閲読を得た後で説明に赴き、意見交換を行っている。このことによって、外部委員の大学運営に対する理解が深まり、経営協議会当日の議論も活発になるという効果を生んでいる。また、平成25年度からは開催回数を増やし、年2回は特定のテーマについて集中的に協議する場とし、経営協議会の機能を強化している。（別添資料9-2-①-2～3）

企画調整会議は、学長、理事、副学長、学部長、事務統括監を委員として毎週開催し、全学的観点から企画・調整を行う必要がある事案を協議しており、大学のトップマネジメントを支援する体制を強化している。（別添資料9-2-①-4）

上記の主要会議には、事務統括監及び課長等の事務職員が出席又は列席し、主要事項の共通認識と事務処理の円滑化を図っている。また、監事2人が業務全般の監査と会計・経理監査を行い、経営協議会及び教育研究評議会に陪席している。なお、特定の事項（認証評価担当、目標計画・評価担当、新学部担当、国際交流担当）について学長及び理事を補佐する体制として7人の学長補佐を置いている。（別添資料9-2-①-5）

各学部では、教授会及び研究科委員会等が設置され、学部長を中心とした管理運営体制が構築されている。

本部事務職員については、総務課15人、人事労務課11人、財務課23人、学術国際課10人、学務課24人、学生支援課9人、入試課6人、施設管理課9人、図書情報課17人、事務支援センター1人、監査室2人の職員（以上、非常勤職員等含む。）が、各理事の担当業務の下に組織されている。また、学長の監督の下に事務組織の事務について調整し、取りまとめる事務統括監（部長級）を設置している。事務統括監の下には、事務連絡協議会を設置し管理運営事務について協議するとともに、各部局間の連絡を緊密にし、本学の事務の円滑な運営を図っている。なお、学部固有の事務は、学部長の職務を直接支援する学部事務職員を配置しており、教育学部56人、経済学部21人（以上、非常勤職員等含む。）となっている。（資料9-2-①-B、別添資料9-2-①-6～7）

危機管理等に係る体制については、学長、理事、学部長からなるリスク管理委員会と、リスク管理全般にかかわる事務を行うリスク管理室を設置し、リスク管理ガイドラインやリスク管理マニュアルを定め、大学における様々なリスク（災害、施設、業務、情報、不祥事・犯罪、健康）に迅速に対応する体制を構築している。（別添資料9-2-①-8～10）

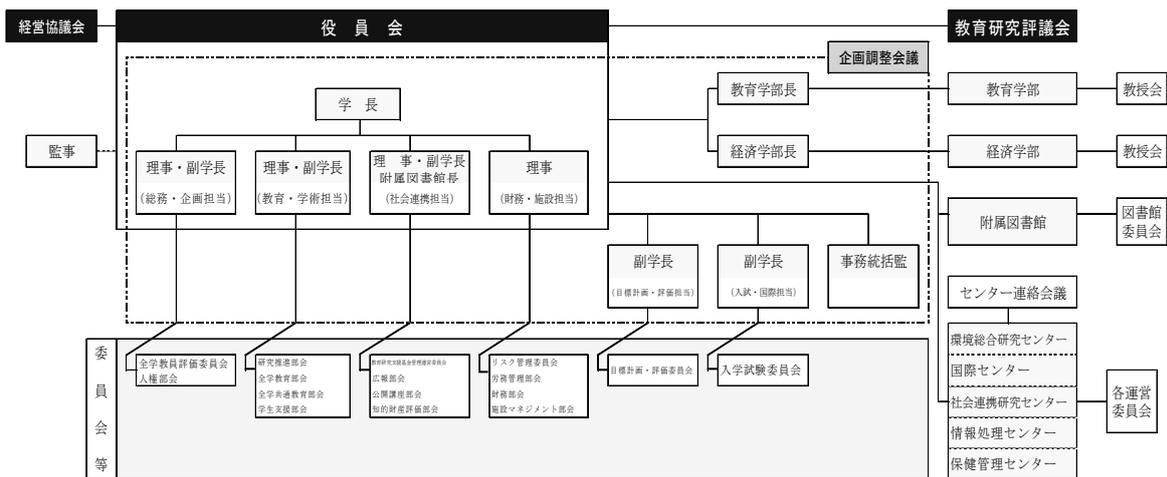
また、近畿地区で大規模災害等が発生した場合に、近畿地区の13国立大学が、相互に連携・協力し、被災大学

に対する緊急支援及び復旧支援を推進し、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることを目的とした協定を締結している。

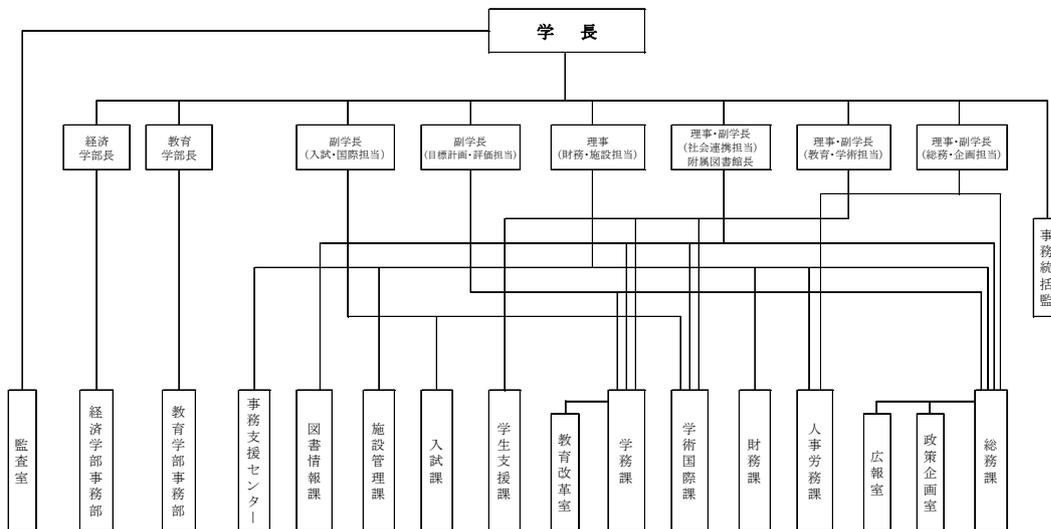
公的研究費の不正使用防止への取組としては、「滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」により、学長を最高管理責任者、理事（教育・学術担当）を統括管理責任者として責任体制の明確化や公的研究費の適切な管理・運営体制の整備、点検・調査体制を定めており、公的研究費の使用に当たっての確認書の提出義務等を課している。また、公的研究費の適正な管理・運営を徹底するため、同規程に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、教職員へ周知している。研究活動における不正行為に対しても「滋賀大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、不正行為に関する申立てがあった場合には、予備調査委員会を経て、学外有識者を含めた委員で構成される不正行為調査委員会（本調査）にて調査する体制を構築している。（別添資料9-2-①-11～13）

さらに、「滋賀大学における責任ある研究行動の実現に向けて」をテーマとして研究倫理セミナーを開催し、研究者に対するコンプライアンス教育を行うなど、研究費の不正使用防止、研究活動の不正行為の防止に向けた教職員の意識向上を図っている。

資料9-2-①-A 滋賀大学運営組織図（平成27年度）



資料9-2-①-B 滋賀大学事務組織図（平成27年度）



別添資料9-2-①-1	滋賀大学役員会規程
別添資料9-2-①-2	滋賀大学経営協議会規程
別添資料9-2-①-3	経営協議会議事要旨一覧
別添資料9-2-①-4	滋賀大学企画調整会議規程
別添資料9-2-①-5	平成27年度学長補佐一覧
別添資料9-2-①-6	滋賀大学における部局及び部局長に関する要項
別添資料9-2-①-7	滋賀大学事務連絡協議会要項
別添資料9-2-①-8	滋賀大学リスク管理規程
別添資料9-2-①-9	滋賀大学リスク管理ガイドライン
別添資料9-2-①-10	滋賀大学リスク管理マニュアル
別添資料9-2-①-11	滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程
別添資料9-2-①-12	滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程第3条第3項の規定に基づく基本方針について
別添資料9-2-①-13	滋賀大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成する上で、適切な規模と機能を持っている。なお、危機管理に関する体制についても、リスク管理委員会において、リスク管理ガイドラインやリスク管理マニュアルを定め、組織的に迅速かつ的確に対処できる体制を構築している。また、公的研究費の不正使用防止や研究活動における不正行為についても、各規程を定め関係委員会にて調査する体制を構築している。さらに、研究倫理セミナーを開催し、研究者に対するコンプライアンス教育を行うなど、研究費の不正使用防止、研究活動の不正行為の防止に向けた教職員の意識向上を図っている。

観点9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生の意見やニーズについて、3年毎に学生の学生生活、学業、課外活動等について調査し、分析結果を「学生生活実態調査報告書」としてまとめ、学生支援の改善のための資料として活用している。（別添資料9-2-②-1）また、大学の中心は学生であるとの認識に立ち、学生の意見を大学運営に反映させるため、学部長オフィスアワー（教育学部）、SFA（学生・教員協議会）（経済学部）において学生との懇談の場が設けられ、施設の改善、課外活動や生活面での要望等学生生活全般に及ぶ学生のニーズを把握している。（前掲別添資料7-2-②-6）

学生による授業評価においても、授業理解度や満足度を取りまとめ、その結果を担当教員に周知し、授業改善に役立てるとともに、それらを分析して「滋賀大学FD事業報告書」として公表している。

教員の意見やニーズは、学部教授会、全学委員会、各種部会等の議論を通じて、全学かつ学部レベルにおいて、管理運営に適切に反映されている。また、事務職員の意見・要望については、全学委員会、各種部会への委員としての参画をはじめとして、事務連絡協議会等での議論を通じて反映されている。

また、学外関係者の意見については、経営協議会、各学部の後援会との懇談会、滋賀大学自己点検・評価報告会等において把握する機会を設け、管理運営に反映されている。例えば、経営協議会学外委員からの「ハラスメントの再発防止に努めて欲しい」との意見に対し、ハラスメント防止研修会の実施、ハラスメントに関する実態調査、ハラスメント防止等に関する規程の改正を実施するなど学外関係者の意見を取り入れている。(別添資料9-2-②-2)

別添資料9-2-②-1 平成25年度学生生活実態調査報告書(抜粋)(滋賀大学に対する要望・期待すること)
別添資料9-2-②-2 経営協議会(学外委員)からの意見に対する取組状況

前掲別添資料7-2-②-6 SFA資料(経済学部)

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査、学生による授業評価、学部長オフィスアワー(教育学部)、SFA(学生・教員協議会)(経済学部)等により学生からの意見やニーズの把握に努めており、それらを教育の改善、大学の管理運営に適切に反映させている。

また、教員及び事務職員の意見やニーズは、全学委員会、各種部会及び教授会等での意見交換を通じて把握され、管理運営に反映されている。

学外関係者についても、種々の交流の機会を通じて、要望・ニーズを把握し、管理運営に反映させている。

観点9-2-③: 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

本学では、2人の監事を置き、滋賀大学監事及び監事監査規程及び同実施内規を制定し、業務及び会計の適法性・妥当性を確保するため、業務全般と会計の監査を実施している。(前掲別添資料9-1-⑥-2~3)また、監事は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会等の重要な会議に陪席し、大学の運営状況を直ちに把握するとともに、適宜助言等を行っている。

監事は、毎年、監査報告書を学長に提出するとともに、学内構成員に対し本学ウェブサイト(教職員専用)で公開している。学長は、監事から指摘された事項について必要な措置を取りまとめ、措置状況を監事に報告している。(別添資料9-2-③-1~2)また、定期的に学長・理事、監事、監査法人及び監査室による「四者協議会」を開催し、連絡を密にしている。平成26年度には2回実施している。

別添資料9-2-③-1 2013年度監査報告書(監事)
別添資料9-2-③-2 平成25年度監事監査報告書の指摘事項への対応

【分析結果とその根拠理由】

監事は、本学の業務全般の効率的・効果的な運営と会計の適正を確保するため、監事監査を実施し、適切な助言・指導を行っている。また、役員会等の重要な会議に列席することにより、業務運営や管理運営に関する状況を把握するとともに助言等を行い、監事としての役割を果たしている。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにし、時代の変化に対応する人材の育成方針を示すため、「事務職員人材育成基本方針」を策定しており、人材育成の取組や具体的な方策の中で階層別研修、専門研修、特別研修等を体系化し、各種研修を実施している。(別添資料9-2-④-1)

これまで、人事院が主催する近畿地区課長補佐研修等や、国立大学協会が主催する大学マネジメントセミナーや近畿地区支部専門分野研修、近畿地区国立大学法人等会計事務研修、タイムマネジメント研修等に関係する職員を参加させている。また、職員の資質向上を図ることを目的とした海外研修や簿記研修等の実施やe-learningを利用した自己啓発研修(通信教育)、さらには文部科学省や他大学等への派遣研修を実施している。(別添資料9-2-④-2～3、Web資料9-2-④-a)

別添資料9-2-④-1 事務職員人材育成基本方針

別添資料9-2-④-2 平成26年度事務系職員研修実施状況

別添資料9-2-④-3 2014年度自己啓発のための通信教育講座のご案内

Web資料9-2-④-a 事務系職員研修報告会

<http://www.shiga-u.ac.jp/2012/11/26/1832/>

【分析結果とその根拠理由】

大学の管理運営に関わる職員については、資質向上や自己啓発を目的とし、外部の研修に計画的かつ積極的に参加させているほか、事務組織が十分に機能するよう、様々な本学独自の研修を実施している。

以上のことから、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われている。

観点9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、滋賀大学学則において自己評価等を行うことを定めている。自己点検・評価を行うための全学的な実施体制として、目標計画・評価委員会を設置しており、本学の教育・研究・運営の現状を自己点検・評価し、今日大学に求められる広範な社会的要請に応えるべく努めている。(資料9-3-①-A)

さらに、評価担当の副学長を置き、自己点検・評価の体制を強化している。また、評価担当副学長の下、政策企画室に事務職員を配置し、中期目標・中期計画に係る年度計画の進捗状況を記録、評価するための進捗管理システムを整備し、年度計画担当部局に対して4半期ごとに進捗状況の報告を求めるとともに、根拠となる資料やデータを当該システムにて管理し、情報収集を行っている。そして、目標計画・評価委員会の下に置かれた進捗管理作業部会(委員構成5人：理事、副学長、各学部教員)により、自己点検・評価、業務全般の見直しへの対

応を行っている。(前掲別添資料8-1-①-1~2)

さらに、毎年12月に「滋賀大学自己点検・評価報告会」を開催し、教職員のほか、学生や学外関係者（経営協議会委員、同窓会、後援会）の参加を得ている。この報告会では、学長、理事及び部局長等から、当該年度計画の進捗状況と今後の課題等について報告し、大学の構成員が各部局等の現状と課題について共通認識し、その後の取組に対する討議の場として機能している。(Web資料9-3-①-a~b)

資料 9-3-①-A 滋賀大学学則（抜粋）

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

Web資料9-3-①-a 平成26年度滋賀大学自己点検・評価報告会

<http://www.shiga-u.ac.jp/2015/01/06/30904/>

Web資料9-3-①-b 評価に関する情報

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_value/

前掲別添資料8-1-①-1 滋賀大学目標計画・評価委員会規程

前掲別添資料 8-1-①-2 目標計画評価委員会作業部会申合せ

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として、目標計画・評価委員会及び事務組織として政策企画室を設置し、評価担当副学長を置き、大学の教育研究・社会活動状況等の状況について根拠資料・データ等に基づいて現況と課題を点検・評価し、管理運営上の課題を精査し、改善策の提案も行っている。全学的な取組として毎年実施している「滋賀大学自己点検・評価報告会」は、教職員の他、学生や学外関係者の参加も得て、大学の構成員が各部局等の現状と課題について共通認識することができ、評価結果等のフィードバックのために有効に機能している。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標・中期計画に関する年度ごとの実績報告書等について、学外委員を置く経営協議会で審議のうえ、国立大学法人評価委員会に提出し、毎年度評価を受けている。

また、平成21年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構に自己評価書を提出し、大学機関別認証評価を受けている。

各学部においては、外部評価委員会を設け、外部有識者による評価を受ける体制が整備され、平成25年度に各

学部において外部評価を実施している。(前掲別添資料8-1-③-2、6)

前掲別添資料8-1-③-2	「平成25年度外部評価報告書(抜粋)」(教育学部)
前掲別添資料8-1-③-6	「平成25年度外部評価報告書(抜粋)」(経済学部)

【分析結果とその根拠理由】

毎年度、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。また、平成21年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価を受けている。このほか、各学部で外部評価を実施している。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

自己点検・評価の結果に対して寄せられる教職員・学生及び外部者の評価結果は、全学の目標計画・評価委員会、学部の自己点検・評価委員会等においてフィードバックされ、それを次年度あるいはより中長期的な計画の中で、どのように活かしていくかが検討され、必要な措置をとるようにしている。

年末に開催される「滋賀大学自己点検・評価報告会」では、その年度の計画の進捗状況を検証し、残りの中期目標期間、あるいは次期での改善のためにどのような取組を行うかについて討議する場となっている。また、平成25年度に実施した本学独自の中期計画に関する暫定評価では、学生の授業外学習を促す取組が不十分であるとの意見を受け、学生が自主的に学習する時間を確保するために1学期に履修登録できる単位の上限数を見直すことにした。さらに、教育改善のため教員表彰制度を創設し、その取組テーマを「学生の授業外学習を促す取組」とし、教員の取組の中から優れたものを選考し顕彰することにした。(前掲別添資料8-1-③-1、前掲別添資料3-1-④-8)

平成21年度に受けた大学機関別認証評価における改善事項である「教育学研究科教科教育専攻10専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。」に対しては、一部の専修において大学院設置基準で教科に係る専攻に必要とされる人数を下回っているものの、退職等の事由によるものであり、補充計画等は順次進めている。

また、「専攻科においては、入学定員充足率が低い。」との改善事項に対しては、県への現職教員の派遣依頼を継続して実施し、定員充足の改善に向けて取り組んでいる。

前掲別添資料8-1-③-1	中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会要旨
前掲別添資料3-1-④-8	教育実践優秀賞(教員表彰制度)について

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果に対して寄せられる教職員・学生及び外部者の評価結果を踏まえて、目標計画・評価委員会、学部の自己点検・評価委員会等、全学から学部レベルの評価に関連する委員会が連携して検討し、管理運営の改善に向け取り組んでいる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各年度の予算において学長裁量経費を措置し、学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な教育研究の進展を図るほか、政策経費を計上し、大学改革への取組を促進させている。
- 経営協議会では、外部委員の意見を十分に活かすために、開催回数を増やし、特定のテーマについても集中協議するようにしたことで、経営協議会の機能を強化している。
- 学長、理事、副学長、学部長、事務統括監を委員とする企画調整会議を毎週開催し、全学的観点から企画・調整を行う必要がある事案を協議しており、大学のトップマネジメントを支援する体制を強化している。
- 毎年度、滋賀大学自己点検・評価報告会を開催し、学長、理事、副学長及び部局長等から当該年度計画の進捗状況と今後の課題等について報告している。この報告会では、教職員の他、学生や学外関係者（経営協議会委員、同窓会、後援会）の参加も得て、大学の構成員が各部局等の現状と課題について共通認識することができ、評価結果等のフィードバックのために有効に機能している。

【改善を要する点】

- 教育・研究経費の安定的な財源確保のために、自己収入、特に外部資金の獲得に一層努める必要がある。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的、基本理念（滋賀大学憲章）、学部・研究科等の目的及び中期目標・中期計画は、ウェブサイトや広報誌等で明示し、全教職員及び学生に周知するとともに社会に広く公表している。（資料 10-1-①-A、Web 資料 10-1-①-a～e）教職員に対しては、日常業務との関わりで会議の場や、「自己点検・評価報告会」等の全学の会合の場を通じて本学の目的等を示している。（前掲 Web 資料 9-3-①-a）また、学生に対しては、新入生オリエンテーションや大学入門科目（「大学入門セミナー」）等の機会を通じて大学・学部の目的を認識させている。

資料 10-1-①-A 広報誌配布状況（平成 26 年度実績）

◆滋賀大学概要

配布先		部数	
学内配布		431	
学 外 配 布	文部科学省	2	
	国立国会図書館	5	
	全国国立大学・近畿地区高専	87	
	その他機関	滋賀県	5
		大津市	2
		彦根市	2
		滋賀県立大学	1
		国立大学協会	7
		大学基準協会	1
		放送大学学園	1
		日本学術振興会	8
名誉教授	88		
経営協議会委員	5		

◆大学案内

配布先		部数
学内配布・学内資料等		3,000
学 外 配 布	全国学校案内資料管理センター	6,300
	進研アド（配布委託）	700
	教育学部オープンキャンパス用	1,700
	全国国立大学・県内高校	160
	志願者のあった高校（県外）	1,400
	経済学部オープンキャンパス用	1,200
	進学ガイダンス等配布用	6,000
	高校内進学相談会用	1,500

Web 資料 10-1-①-a 滋賀大学の目的と業務

<http://www.shiga-u.ac.jp/information/history-idea/aim/>

Web 資料 10-1-①-b 滋賀大学憲章

<http://www.shiga-u.ac.jp/information/history-idea/charter/>

Web 資料 10-1-①-c 中期目標・中期計画

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-in

[formation_business/](#)

Web 資料 10-1-①-d 教育学部・教育学研究科の目的

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_otsu/public-education_otsu-purpose/

Web 資料 10-1-①-e 経済学部・経済学研究科の目的

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/public-education_hikone-purpose/

前掲 Web 資料 9-3-①-a 平成 26 年度滋賀大学自己点検・評価報告会

<http://www.shiga-u.ac.jp/2015/01/06/30904/>

【分析結果とその根拠理由】

大学や学部・研究科の目的、教育理念、目標及び滋賀大学憲章や中期目標・中期計画については、本学のウェブサイト等に掲載し、広く公表している。また、学生には、入学当初から新入生オリエンテーションや全学教養教育などの機会を通じて適切に周知を図っている。

以上のことから、大学の目的等が、社会一般に公表されているとともに、構成員（教職員及び学生）にも様々な機会を通じて周知されている。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到に係る状況】

各学部のアドミッション・ポリシーについては、本学ウェブサイト及び大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載し公表するとともに、オープンキャンパス、各種進学相談会や大学説明会、高校訪問、高等学校進路指導担当教諭との研修会、高校生や保護者の大学見学会などで配布し、周知に努めている。(資料 10-1-②-A、Web 資料 10-1-②-a～b)

各研究科についても、アドミッション・ポリシーを本学ウェブサイト及び大学院案内、学生募集要項に掲載し公表するとともに、大学院説明会等で周知している。(Web 資料 10-1-②-c～e)

また、アドミッション・ポリシーの周知度や理解度を検証するため、新入生に対して「アドミッション・ポリシー等に関するアンケート調査」を実施し、周知度や認知度の向上を図っている。(別添資料 10-1-②-1)

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)や学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)については、各学部・研究科ともに本学ウェブサイト等で掲載し、学内外に広く公表している。(Web 資料 10-1-②-f～i)

資料 10-1-②-A 平成 26 年度オープンキャンパス配布資料及び過去 5 年間参加者状況

〔配付資料〕

- ・平成 27 年度大学案内
- ・平成 27 年度入学者選抜要項
- ・平成 26 年度入学者選抜状況資料
- ・平成 25 年度就職状況調
- ・模擬講義のしおり(経済学部のみ)
- ・広報「しがだい」

・アンケート

[過去5年間参加者状況]

(単位：人)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
教育学部	生徒	858	1,057	1,060	1,012	1,194
	保護者・ 教師等	187	270	250	331	289
	計	1,045	1,327	1,310	1,343	1,483
経済学部	生徒	907	985	867	1,040	798
	保護者等	368	403	416	380	341
	教師	5	4	7	6	2
	計	1,280	1,392	1,290	1,426	1,141

※平成26年度経済学部オープンキャンパスは台風のため午後のプログラム中止

別添資料 10-1-②-1 アドミッション・ポリシー等に関するアンケート調査報告

Web 資料 10-1-②-a 各学部アドミッション・ポリシー

教育学部 http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_edu/exam_edu_admissionpolicy/経済学部 http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eco/exam_eco_admissionpolicy/

Web 資料 10-1-②-b 2015 大学案内 (p8、p22)

<https://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8917363232/index.shtml?rep=1>

Web 資料 10-1-②-c 各研究科アドミッション・ポリシー

教育学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eduresearch/exam_eduresearch_admissionpolicy/

経済学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_ecoresearch/exam_ecoresearch_admissionpolicy/

Web 資料 10-1-②-d

2015 教育学研究科 (修士課程) の案内 (p1)

http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/06/an_nai.pdf

平成27年度経済学研究科の案内 (p5、p14)

<https://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8993605673/index.shtml?rep=1>

Web 資料 10-1-②-e 大学院説明会

教育学研究科 http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_eduresearch/経済学研究科 http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_ecoresearch/オープンキャンパス案内 http://www.shiga-u.ac.jp/admission/open_campus/open_campus_oc/

Web 資料 10-1-②-f 各学部カリキュラム・ポリシー

教育学部

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouiku/edu_curriculumpolicy/

経済学部

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/keizai/eco_curriculumpolicy/

Web 資料 10-1-②-g 各研究科カリキュラム・ポリシー

教育学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouikugaku/edu_curriculumpolicy/

経済学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/zenki/eco_curriculumpolicy/

Web 資料 10-1-②-h 各学部ディプロマ・ポリシー

教育学部

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouiku/edu_diplomapolicy/

経済学部

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/keizai/eco_diplomapolicy/

Web 資料 10-1-②-i 各研究科ディプロマ・ポリシー

教育学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouikugaku/edu_diplomapolicy/

経済学研究科

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_hikone/zenki/eco_diplomapolicy/

【分析結果とその根拠理由】

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、本学の理念や目標に基づき、各学部で定め、本学ウェブサイトや大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項等で公表・周知している。また、アドミッション・ポリシーの周知度や理解度に関するアンケートを行うなど周知方法の改善を図る努力を行っている。大学院についても、アドミッション・ポリシーを定め、本学ウェブサイト、学生募集要項等に掲載し公表・周知している。

各学部・大学院ともに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についても、本学ウェブサイト等で公表、周知を行っている。

以上のことから、本学の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されている。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動についての情報は、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている事項を本学ウェブサイト「教育情報の公表」にて掲載し、公表している。また、人材育成や教育改革の取組等の教育情報についても、本学ウェブサイトにて公表している。(Web 資料 10-1-③-a～b)

学校教育法第 109 条第 1 項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条及び同法施行令第 12 条に規定されている外部評価や自己評価等の評価に関する情報、財務諸表や事業報告書等の財務に関する情報も、本学ウェブサイトにて広く公表している。(Web 資料 10-1-③-c～d)

その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令に規定されている情報も本学ウェブサイトに掲載し、公表している。

研究に関する情報については、保有している多様な学術情報、研究・教育成果（学術論文・研究報告書・博士論文・教材など）を永続的に蓄積・保存し、インターネットを通して誰でも無料でアクセスできる公開学術コンテンツデータベース「滋賀大学学術情報リポジトリ」で公開している。(Web 資料 10-1-③-e)

また、本学が持つ知的財産に関する情報を提供する目的で、ユーザーが見やすく課題解決に向けて探しやすいという視点でカテゴリ別に分類して作成した「シーズ集」を本学ウェブサイトにて公表している。(Web 資料 10-1-③-f)

さらに、本学ウェブサイトでは、英語、中国語版でも作成・公表し、情報発信を行っている。(Web 資料 10-1-③-g～h)

広報誌については、冊子の配布及び電子版を本学ウェブサイトにて公開し、教育研究活動の情報を社会に広く発信している。(Web 資料 10-1-③-i)

Web 資料 10-1-③-a 教育情報の公表

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/

Web 資料 10-1-③-b 教員の養成の状況についての情報の掲載

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/train_teachers/

Web 資料 10-1-③-c 評価に関する情報

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_value/

Web 資料 10-1-③-d 財務に関する情報

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_financial/

Web 資料 10-1-③-e 滋賀大学学術情報リポジトリ

<http://libdspace.biwako.shiga-u.ac.jp/dspace/>

Web 資料 10-1-③-f 滋賀大学シーズ集

http://www.shiga-u.ac.jp/research_cooperation/about_social_cooperation_research_center/result-report/seeds/

Web 資料 10-1-③-g 英語版ウェブサイト

<http://www.shiga-u.ac.jp/english/>

Web 資料 10-1-③-h 中国語版ウェブサイト

<http://www.shiga-u.ac.jp/china/>

Web 資料 10-1-③-i 刊行物・グッズ

<http://www.shiga-u.ac.jp/information/publish/>

前掲 Web 資料 9-3-①-b 評価に関する情報

http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_value/

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動についての情報は、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教員免許法施行規則第 22 条の 6、また、学校教育法第 109 条第 1 項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条及び施行令第 12 条、その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令に規定されている情報をウェブサイトに掲載し、公表している。

このほか、人材育成や教育改革等の取組や、「滋賀大学学術情報リポジトリ」、「シーズ集」、評価に関する情報や財務に関する情報も本学ウェブサイトにて広く公表している。また、英語、中国語版のウェブサイトを作成・公表し、情報発信を行っている。広報誌については、冊子の配布や電子版を本学ウェブサイトで公表し、教育研究活動の情報を社会に広く発信している。

以上のことから、教育研究活動等についての情報を適切に公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び関係法令において定められた教育情報等を公表しているのみならず、研究に関する情報についても、保有している多様な学術情報、研究・教育成果（学術論文・研究報告書・博士論文・教材など）を永続的に蓄積・保存し、インターネットを通して誰でも無料でアクセスできる公開学術コンテンツデータベース「滋賀大学学術情報リポジトリ」で公表している。また、本学が持つ知的財産に関する情報をユーザーが見やすく課題解決に向けて探しやすいという視点で、「シーズ集」をカテゴリ別に分類して作成し、本学ウェブサイトで公表している。

【改善を要する点】

該当なし